## 市町村への国県支出金の概要

平成25年度

山梨県総務部市町村課編

## 目 次

凡			侈	71]		•••••	• • • • •	 1
企	画	県」	民部	ß				
	企			画			課	 2
	情	幸	₽	政	5	策	課	 3
	統	青	t	調	3	查	課	 5
	県	民 生	活	· 男	女:	参 画	課	 6
IJ.	ニフ	7 交	通月	5				
	交	ĭ	<u> </u>	政	Ŝ	策	課	 7
総		務	咅	ß				
	税			務			課	 8
	管			財			課	 ç
	市		町		村		課	 10
	防	災	危	機	管	理	課	
		消	防	借	呆	安	室	 13
福	祉	保(	建音	ß				
	福	祉	保	健	総	務	課	 15
	長	美	Ŧ	社	3	会	課	 17
	玉	俘	₹	援	Ī	蒦	課	 19
	児	重	Ē	家	J.	莛	課	 21
	障	듿	<b>F</b>	福	<b>†</b>	止	課	 27
	医			務			課	 29
	衛	4	Ė	薬	ž	务	課	 32
	健	厚	ŧ	増	ì	隹	課	 36
森	林	環:	境 音	ß				
	森	林	環	境	総	務	課	 43
	大	気	水	質	保	全	課	 44
	環	均	竟	整	ſ	莆	課	 48
	み	ど	IJ	E	∄	然	課	 49
	森	木	<b>†</b>	整	1	備	課	 50
	林	為	ŧ	振	Ē	興	課	 51
	治	Ц	Ц	林	ì	首	課	 52
産	業	労(	動音	ß				
	商	業	振	興	金	融	課	 54
	産	業	集	積	推	進	課	 55
	労	Ę	攵	雇	F	Ħ	課	 56
観		光	普	ß				
	観	¥	ŕ.	沓	3	原	課	 57

農		政	部	5					
	農	政	ζ	総	3	務	課		58
	農	木	ţ	振	ļ	興	課		59
	果	樹	食	品	流	通	課		61
	畜			産			課		62
	花	き	農		水	産	課		63
	農	業	ŧ	技	i	術	課		64
	耕			地			課		65
県	±	整(	備 部	3					
	県	±	整	備	総	務	課		67
	(	美しし	・県土	_づ	くり拍	進室	)		
	道	路	ζ	整	1	備	課		68
	治			水			課		69
	砂			防			課		70
	都	₫	ī	計	Ī	画	課		71
	下		水		道		課		72
	建	絫	Ē	住	!	宅	課		74
教	育	委員	会	•					
	学	杉	ξ	施	į	设	課		79
	義	彩	ξ	教	-	育	課		85
	高	杉	ξ	教	-	育	課		86
	社	会	È	教	-	育	課		87
	ス	ポ	_	ツ	健	康	課		88
	学	術	文		化	財	課		92
参			考	•					
	国•	県以	外から	市	町村	へ交付	すされ	າる補助金等	93
	平原	戊25⁴	丰度地	也方	債の	概要			99
	平原	戊25⁴	丰度市	可町	村振	興資金	全貨	付対象事業	105
	市田	町村へ	の貸	付:	金		•••••		106

## 凡例

- 本資料は国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等(以下、国県支出金)について掲載しています。
- 2 国県支出金については、県の担当部局順、担当課順に掲載しています。
- 3 資料表中の説明
- (1) 「主管課」欄は、国県支出金等を所掌している県の担当課等です。
- (2) 「直接・間接・県単の区分」欄

直 接・・・・・・国庫支出金のうち県の予算を通さず、国庫支出官名で直接市町村に対し交付されるもの。

間接・・・・・・国庫支出金のうち県の予算を通して市町村へ交付されるもの及び国庫支出金に更に県の補助負担分を加えて県の予算に計上して市町村に交付されるもの。

県 単・・・・・・国庫支出金を伴わない県単独のもの及び国庫支出金を伴うものであっても法令で定められた国の補助負担分以上に交付されるもの。

- (3) 「補助率」欄は、国及び県等の負担割合の合計を記載しており、市町村の負担割合は除いています。
- (4) 過・働・例・基・側・制 表示の説明
- 過・・・・・・過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく補助率の嵩上げ等の適用
- 強・・・・・・大規模地震対策特別措置法の規定に基づく「地震防災対策強化地域」の補助率の嵩上げ等の適用
- →・・・・・・消防施設強化促進法施行令の規定に基づく「人口急増地域」の補助率の嵩上げ等の適用
- 基 ……基幹統計
- (山・・・・・・山村振興法に基づく指定地区の補助率の嵩上げ等の適用
- (新)・・・・・・・平成25年度から補助金等が新設されたこと等により掲載した項目
- (5) (財)・(独)略号の説明
- (財)……財団法人
- (独)……独立行政法人

	華	44
	根拠法令等	山梨県土地利用規制
	補助基準等	(1) 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 等
<b>વ</b> α	市町村	
相	些	
負	H	
	補助率	式 館
	補助対象事業の内容	国土利用計画法の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村において必要が以に掲げる事業・・規制図域の指定及び土地取引の許可に関する事業・土地取引の届出及び勧告に関する事業 ・土地取引の届出及び勧告に関する事業
中	回間県の日間県区区東洋区区	当 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	補助金等の名称	山梨県士地利用規制等対策費交付 金 1000年
4	王管省 ①	■K
	土管課	4

	華	過陳地・辺地、 離島、半島など ※ 世帯数が10 0世帯未満	対象地域 ①山間部などデ ンタルテレビジョ ンタルテレビジョ とをある。 一部放送の中 継局が未整備で あることにより、 当該放送が視聴 できない地域	※300mを超える伝送路設備部 る伝送路設備部 かは10/10 山間部等のずじ タルテレビジョン 放送の視聴が困 難な地域を対象 とする。	消防・救急無線及び市町村防災 行政無線のデジ かル化未整備地域を対象とする。	以下の条件を全 て満たす地域 ①過疎・離島等 の条件不利地域 を合む地域 を合む地域 心起高速ブロー だべい下来整備 地域 ③整備対象地域 において利用性 形数が充分に見 必まれる地域 (※) 離島の場合
		無総システム普及支援 事業費等補助金交付 要綱 と に 以 と は 要編 と と は と は と は と は と は と は と は と は と は	無総システム普及支援事業費等補助金交付要総	無線システム普及支援事業費等補助金交付要額	電波法無線システム普及支援事業費等補助金交付要	情報通信利用環境整備推進交付金交付金交付要綱
	推	基地局施設(局舎、鉄塔、無線設備等)	中継局施設(局舎、鉄塔等)	受信点設備、送信設備等の移設費、新設、改修費等 (有線共聴施設およびケーブルテレビ等への移行の場合は、各世帯あたり、35,000円を超える負担がある場合が補助対象)	・260MHz帯デジタル消防・救急無線設備 (局舎、鉄塔等含む) ・260MHz帯移動系デジタル市町村防災 行政無線設備(局舎、鉄塔等含む)	補助対象: ①本体施設(光電変換装置、線路設備、 ヘッドエンド装置、無線アクセス装置等) ②附帯施設(局舎施設、電源供給施設、 構内伝送路等)
4	中町村	3/10 1/5 (※)	©1/3	(3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	1/2	2/3 ( <u>*</u> ) 1/3 ( <u>*</u> ) 2/3
中	些	1/5 2/15 (※)				
Ą	K HI	1/2 2/3 (※)	①2/3 ②1/2	(%) (%) (%) (%) (%) (%) (%)	1/2	1/3 ( <u>%</u> )
	補助率	7/10 4/5 (※)	①2/3 ②1/2	(%) (%) (%) (%) (%) (%)	1/2	1/3 ( <u>%</u> )
	補助対象事業の内容	携帯電話等エリア整備事業 (携帯電話等の無線システムによるサービスが利用できない 地域における基地局施設の整備)	デジタルテレビ中継局整備事業 ①難視聴対策用デジタル中継局整備 地上デジタル放送への完全移行に伴う「新たな難視」対策を 地上デジタル放送への完全移行に伴う「新たな難視」対策を 円滑に推進するために、難視聴解消を目的とするデジタルテ レビ中継局の整備を行う場合にその整備費用の一部を補助。 ②デジタル新局整備 同一の放送対象地域内にアナログテレビ中継局の置局格差 がある場合に、その格差を解消するために後発民放の地上デ ジタルテレビ中継局の整備を行う費用の一部を補助。	辺地共聴施設整備事業 (山間部等においてテレビ放送を受信するために共聴施設を (1)改修②新設③ケーブルテレビ等へ移行する費用を一部補助)	新 周波数有効利用促進事業 (市町村が行う災害被災状況の把握や救急・救命活動に重要 な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化 に係る経費の一部を補助する。)	すべての世帯でのブロードバンドサービス利用の実現を目指して、超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、利活用の基盤となるインフラ整備を促進するため、教育・医療等の公共アブリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備の実施を支援する。
	直間 間 の の 単 数 検 単 す 区 区	盟	<b>一</b> 茶	型	<b>一</b> 校	恒 <b></b>
	補助金等の名称	無線システム普及支援事業費等補助金				情報通信利用環境整備推進交付金
	生管省所	MA VI		<b>黎</b>	細	<del>-</del>
	主管課		<u> </u>	情 報 政	策	

# 情								
1			同報系防災行政 無線を所有せず 財政力の弱い市 町村が対象。			防災上の観点か ら必要な箇所の	無線による多重化や有線迂回路等の整備を行う設置費用の一部を結またった。	で <del>情</del> 町 9 の。
主 補助金等の名称         直接         補助対象事業の内容         相助率         自動車         相助基準等の名称         相助基準等の名称         相助基準等         相助基準         相助基準等         相助基準等         相助基準等         由于基本的         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自動工作         自动工作         自动工作		根拠法令等				地域公共ネットワーク 等強じん化事業費補助	金交付要縮	
1		補助基準等	住民への災害関係情報一括配信を可能にするシステム			補助対象: ①通信ネットワーク	②放送・通信ネットワーク	
主         補助金等の名称         間接         機 補助金等の名称         間接         機 補助金等の名称         目標         担当         目標         担当         目標         日本         日本<	¢п	市町村	1/2			①1/2	<b>2</b> 1/2	
1		账						
1	氫	H	1/2			①1/2	2)1/2	
(中) 補助金等の名称 間接 に		補助率	1/2					
(元) 新 防災情報通信基盤整備事業費補 助金 新 地域公共ネットワーク等強じん化 者 事業費補助金		助対象事業の内	災害関連情報を集約・共有し、多様なメディアを通じて住民 に一括して配信可能なシステムを構築する場合、その費用の 一部を補助する。			①地域公共ネットワーク整備事業 地方公共団体等が所有し、指定避難場所等を含む災害時に	重要な拠点となる地域の主な公共機関等をつなぐ通信ネットワークについて、切断が想定される箇所の一部無線による多重化や、有線迂回路の整備を行う事業に対し、その費用の一部を補助。	②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業地方公共団体の所有する放送・通信ネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の一部無線化・複線化・ループ化や監視制御機能の強化を行う事業に対しその費用の一部を補助する。
(一) (一) (一) (一) (一) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型	車	間 海 の区学				直接		
出售省 <u>等</u> 総 務 省		助金等の名	<b>方災情報通信基盤</b>			新 地域公共ネットワーク等強じん化 事業費補助金		
工管課   権   取   業	₩	管省庁		왍				〜
	#	H管課 ————————————————————————————————————		<u>—</u> ——	<b>幸</b>	赵	<del>派</del>	

	編	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	平成25年度実 施	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	平成25年度 は、翌年度実施 される2015年 調査の準備事務	平成25年度実施	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	平成25年度実施	周期調査のため 平成25年度は 該当なし	経済センサスー 基礎調査の調査 区管理から移行
	根拠法令等	国勢調查令 国勢調查施行規則 基幹統計調查地方公共 団体委託費取扱要綱	住宅·土地統計調査規 对	就業構造基本調査規則   基幹統計調査地方公共   3 国体委託費取扱要綱   目	全国消費実態調查規則 居基幹統計調查地方公共 医甲体委託費取扱要綱 言	経済センサス基礎調査   規則   基幹統計調査地方公共   国体委託費取扱要綱	農林業センサス規則 農林漁業センサス実施 長託費取扱要綱	工業統計調查規則 商工業統計調查事務等 地方公共団体委託費交 付要綱	商業統計調查規則 商工業統計調查事務等 地方公共団体委託費交 付要網	学校基本調査規則 教育統計調査委託費の 加 取扱について	経済センサス活動調査 原規則 基幹統計調査地方公共 目の体委託費取扱要綱	経済センサス基礎調査 規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱
	禁	指導員·調査員手当、事務費	日上	<b>丁</b> 띨	干띨	子旦	事務費	指導員·調査員手当、事務費	日上	事務費	指導員·調査員手当、事務費	事務費
<b>√</b> □	市町村											
担割	嘭											
萸	H	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
	補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
					全国消費実態調査(5年ごとの調査)	経済センサス一基礎調査(5年ごとの調査)	農林業センサス(5年ごとの本調査及び前年度の準備事務、翌年度の審査・集計事務)	工業統計調査(毎年)	商業統計調査(5年ごとの本調査及び本調査を行った年から3年目の簡易調査)	学校基本調査(毎年)	経済センサスー活動調査(5年ごとの調査)	経済センサス調査区管理(毎年)
中	回間県 の と 発車分	開発	間接	間接	開	<b>報</b>	間接	間接	開	間接	間接	間接
	補助金等の名称	国勢調査市町村交付金 患	住宅·土地統計調査市町村交付金 基	就業構造基本調査市町村交付金 基	全国消費実態調査市町村交付金	経済センサスー基礎調査市町村 交付金 &	農林業センサス市町村交付金集	工業統計調査市町村交付金 基	商業統計調査市町村交付金 基	学校基本調査市町村交付金 <u>集</u>	経済センサスー活動調査市町村 交付金 基	経済センサス調査区管理市町村 交付金 基
4	土管省庁		•	•		総	凝	~	•	•	•	
	主管課					袭	1 11 <u> 7</u>   <u>#</u>  2	崔 !	監			

	龍	
	根拠法令等	人権啓発活動地方委 託要繼 人権啓発活動地方委 託事業再委託要縮
	補助基準等	
҉⊓	市町村	
担割	≕	
負	H	10/10
	補助率	10/10
	補助対象事業の内容	地域人権啓発活動活性化事業 ・人権啓発講演会を開催する。 ・地域の祭りやイベントの際、人権擁護委員のコーナーを設置し、参加者へ啓発資料、啓発物品を配布する。 ・人権週間等の際に、啓発用旗・懸垂幕・横断幕を掲示し、人権啓発を行う。
華	山間県の 安華区 大海単分	<b>数</b>
	補助金等の名称	人権啓発活動地方委託事業
4	土管省庁	法 務 省
	土管課	県民生活・男女参画課

	無				
	根拠法令等	山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱	山梨県市町村自主運 営バス補助金交付要綱 1000円	新平成25年度山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	交通安全対策特別交付金等に関する政令
	補助基準等	・複数市町村にまたがる路線 ・1日の輸送量が15人未満 ・1日の運送回数が3回以上(地域協議会 が認めた場合は、平日1日あたりの運行 回数が3回以上) ・広域行政圏の中心都市にアクセス ・地域協議会で維持確保が必要とされた 路線 ※上記条件全てに該当する路線の補助 対象経常費用と経常収益の差額(2年 を限度)	補助対象路線 ①廃止路線と輸送目的が同じ ②廃止されて1年以内に運行開始したもの ③競合するバス路線がない 補助対象経費の限度額 (運行費) 欠損額又は、83.47円(乗車人員が 29人をこえる場合は107.34円)× 実見走行キロのいずれか少ない額 (車両購入費) 500万円×0.9又は実購入費 ×0.9のいずれか少ない額 (初年度開設費) 250万円と実購入費のいずれか少	補助金の限度額は、1鉄道駅につき30, 第000千円。 6000千円。 補助対象事業は、以下の要件を満たす 鉄道駅。 ①11日の乗降客数が3,000人以上の駅。 ②1日の乗降客数が3,000人未満の駅 については、交付要網に定める該当駅と し、バリアフリー化設備を整備することが 特に必要であると知事が認める駅。	交通事故発生件数、人口集中地区人口、改通事故発生件数、人口集中地区人口、改良済道路の延長及び道路法第17条第2項の規定による道路の延長を基礎とする政令で定める交付基準による。
<b>∜</b> □	市町村	1/2	1/2	1/6	
担割	些	1/2	1/2	1/6	
鱼	H			1/3	完額
	補助率	1/2	1/2	1/2	定額
	補助対象事業の内容 広域的・幹線的路線に準じる生活交通路線について、助成措置を講じる市町村に対し補助を行う。 他を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 ・運の購入に対する補助 ・車両購入に対する補助 ・如年度開設経費に対する補助 ・初年度開設経費に対する補助 ・前の年度開設経費に対する補助		県民生活に必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 ・運行費に対する補助・車両購入に対する補助・初年度開設経費に対する補助車、停留所、待合所など	鉄道を利用する高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進するため、鉄道事業者が駅において行うパリアフリー化設備の整備に要する経費を補助する市町村に対して、補助を行う。	交通安全施設の整備及び管理に関する経費のうち政令で定めるもの
井里	回間 県 の 区 英 単 分 区 小 東 東 分 区 手 分 月	声	曲	<b>声</b> 嘭	画 <del>故</del>
	補助金等の名称	山梨県生活バス路線維持費補助金	山梨県市町村自主運営バス補助金	新 山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	交通安全対策特別交付金
4	王管省庁		账		総 務 海
	主管課		交 通 政 策	艦	

	編							
	根拠法令等	地方税法第47条、同 法施行令第8条の3、 県税条例第28条	地方税法第71条の26、同法施行令第9条の14・15	地方税法第71条の47、同法施行令第9条の18・19	地方税法第71条の67、同法施行令第9条の22・23	地方税法第72条の11 5、同法施行令第35条 の21	地方税法第103条、同 法施行規則第8条の1 3、県税条例第89条の 2	地方税法第143条、同 : 法施行令第42条の8・ 9
		納税義務者数×3,000円、 その他 7月、10月、1月、4月に交付		県に納入された配当割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人 県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付		<b>₩</b> □	ゴルフ場所在の市町村に当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の70%8月、12月、3月に交付	自動車取得税収入額の66.5% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と 面積で按分する 8月、12月、3月に交付
<b>4</b> 0	市町村							
相	些	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
負	HII							
	補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償(一般財源への交付金)	県民税利子割の市町村交付金(一般財源への交付金)	県民税配当割の市町村交付金(一般財源への交付金)	県民税株式等譲渡所得割の市町村交付金(一般財源への交付金)	地方消費税の市町村交付金(一般財源への交付金)	ゴルフ場所在市町村の関連施設整備等(一般財源への交付金)	自動車取得税の市町村交付金(一般財源への交付金)
‡	回間 県の 安接単公 の	計	<b>斯</b> 歐	声	声	<del>期</del> 畔	<b>声</b>	<b>斯</b> 嘭
	補助金等の名称	個人県民税徴収取扱費交付金	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	地方消費税交付金	ゴルフ場利用税交付金	自動車取得税交付金
	主管省庁				<u></u>			
	生管課			税	舽	艦		

	無	
	根拠法令等	国有資産等所在市町村交付金法
	補助基準等	交付金算定標準額の1.4/100
包	市町村	
担割	凿	10/10
負	Ħ	
	補助率	10/10
	補助対象事業の内容	<b>県有資産所在市町村交付金</b>
車	四間間の 0 名 文 文 本 文 文 本 文 文 本 文 文 本 文 文	曲 些
	補助金等の名称	県有資産所在市町村交付金 (1)
4	生管省庁	<u></u>
,	王管課	調 祖 課

	Jin				
	<b>=</b>				
	根拠法令等	過疎地域自立活性化推進交付金交付要繼			
	<b>一</b> 補助基準等	調查費、自立活性化推進費、市町村等事務費 米固定資産購入費は、交付限度額の1/2以内の額	移転の円滑化に要する経費 1戸あたり780千円~2,835千円以内 団地造成費 1㎡あたり3,200円 以内 移転先住宅建設等助成費 1件 住宅 1,840千円以内 土地 500千円以内 等	主要施設改修費機能拡張にかかる附帯施設・設備(1)施設アニアドリエ、ギャラリーイニナント店舗(物販施設、体験工房等)の二景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等)エニその他必要と認められる施設エラの情報通信設備(パンコン、タッチパネル等通信端末を含む)	対象経費 (1)集落再生対策費 次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費は除く。 ア産業振興(特産品の開発・販売促進PR 事業等) イ生活の安全・安心確保対策(有償運送 の仕組み構築、日用品 ・食料品等の買物支援等) ウ都市と地域の交流・移住促進対策 エ地域文化伝承対策 オその他適当と認められるもの 集落自立再生対策費のアからオに必要 な施設の整備費 は落自立再生対策費のアからオに必要 な施設の整備支は改修に要する経費 は、当該経費に対する市町村の補助に 必要な経費 ただし、用地取得費は除く。
4	中市市		1/2	2/3	
4	账				
4	K H	定額	1/2	1,3	記 額
	補助率	定額	1/2	1/3	点 整
	補助対象事業の内容	1 過疎地域等自立活性化推進事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援 ・産業振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進	2 過疎地域集落再編整備事業 (1)集落移転事業(集落移転タイプ・へき地点在住居移転タイプ) イプ) (2)定住促進団地整備事業 (3)定住促進空き家活用事業 (4)季節居住団地整備事業	3 過疎地域遊休施設再整備事業 (1)現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するもの (2)都市部等との人・文化・情報等による地域感交流を図る ものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 (3)一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設 との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等 を加調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等 を推進するものであること。 (4)自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (5)文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。	新 4 過疎集落等自立再生対策事業 住民団体等が集落外の組織や団体と連携しながら、集落を維持・活性化するために総合的に取り組む事業等を支援・安全・安心な暮らしの確保対策・・地区の地域資源を活用した産業・生業の振興・地区の地域資源を活用した産業・生業の振興
	直間 場 数 数 単 り 区	類			
	金等の名称	過疎地域等自立活性化推進交付金			
	推 巴 巴	過疎地域等官			
	士管省 <u>行</u> (上) 財	過疎地域等官		<b>翁</b>	和

			1							
一 一		 補助金交付上限額(合計)	60,000千円	90,000年円	150,000千円	210,000千円	300,000千円			
根拠法令等	市町村合併推進体制 整備費補助金交付要 網	補助金交付	0'09	0006	150,0	210,0	3000:	防災集団移転促進事 業費補助金交付要綱		来電用 整備用 整備 上 整備 上 整備 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上
	五 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	_	$\sim$	$\sim$		$\sim$		所 業 養 養	<del></del> 6 nu	
	交付期間   〇各合併市町村の市町村建設計画の期  間内	合併関係市町村人口	(人)000(人)	5,001~ 10,000(人)	$10,001 \sim 50,000(\lambda)$	$50,001 \sim 100,000(\lambda)$	(人) ~ 100,001	移転戸数10戸以上限度額 (甲地域) 17,265千円×戸数	5つくり協議芸、まちつくりを目的とする 団体 ・対象地域 ①豪雪地帯対策特別措置法2条2項により指定された豪雪地帯 ②山村振興法7条1項の規定により指定された振興山村 ③過疎地域自立促進特別措置法2条2項により公示された地域	
P								1/4		
田 温										
囲	定額							3/4		<b>克</b>
補助率	定額							3/4		知
補助対象事業の内容	市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)に基づく 合併市町村が、市町村建設計画に基づき実施する事業(合併 に伴ってその必要性が生じた事業)の財政支援 ・合併市町村補助会	※対象団体 平成の年3月31日までに合併申請し、	半 阪18年3月31日までに合併した市町村					自然災害が発生した地域又は災害危険区域にある住居の集団的移転補助	が正山町で図のため、既存のな状施設を再編・再生し、な益サービスの維持確保、地域産業の活性化による雇用確保等を支援することを目的とする事業以下に該当する事業の下に該当する事業の下に該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存公共施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等。 (1)地域ストック再編事業地域に民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、	記念 になってない。 こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない こうない
画 間 開 報 報 軍 を を を を の で の に の の の の の の の の の の の の の の の の	直接							直接		型型型
補助金等の名称	市町村合併推進体制整備費補助金							防災集団移転促進事業費補助金		電源立地地域対策交付金(旧電源立地促進対策交付金)
主管省	(F)	総		榝		~	I		土 交 通 ※	神 経済産業
土御課									亩 ∶	本

# #	
	補助率国則市町村
	水力発電施設が設置されている市町村の区域内において執 定額 定額 交付限度額行される公共用施設の整備、地域活性化措置等の事業 4,400千円~
	電源地域(出力百万KW以上の発電用施設の所在市町村)の 3/4 3/4

	華												
	根拠法令等	地域防災力向上支援 事業費補助金交付要 網	自衛隊法第97条第3項	救急消防援助隊設備 整備費補助金交付要 網	消防防災施設整備費補助金交付要綱				緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱	山梨県消防防災施設 等整備費補助金交付 要綱			
	補 助 基 準 等	717	to		地震防災対策特別措置法等に基づく 補助特例の適用 1/2	1/2		当該年度の補助基準単価による	交付対象経費の全部		-との補助率の平準化を図るため県単で上乗せ(防火水槽・林野分のみ)		
<b>4</b> □	市町村	1/4		1/2	1/4	2/5	1/2	2/3			1/4	2/5	1/2
田	県	(県単) 1/4			(県単) 1/4	1/10	1/6				(県単) 1/4	1/10	1/6
萸	H	(直接) 1/2	10/10	1/2	(直接) 1/2	1/2	1/3	1/3			(直接) 1/2	1/2	1/3
	補助率	3/4	10/10	1/2	3/4	3/5	1/2	1/3	10/10		3/4	3/5	1/2
	補助対象事業の内容	孤立可能性のある集落に対する衛星携帯電話等の整備事業	自衛官募集事務	緊急消防援助隊関係設備 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・救助工作車 I 型、II 型 ・テロ対策用特殊救助資機材 ・支援車	消防防災施設の整備事業・耐震性貯水槽	•備蓄倉庫	(林野分) ·防火水槽	・林野火災用活動拠点広場 ・高機能消防指令センター総合整備事業 (人口10万人以上) ・広域訓練拠点施設整備事業	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動	地震防災対策の一層の推進を図るとともに地震防災対策強化地域の未指定村(2)に対する補助率の格差是正のための補助制度	・耐震性貯水槽	•備蓄倉庫	(林野分) ·防火水槽
‡	間 接 県 接 の区分	華		直 我	車				華	声			
		地域防災力向上支援事業費補助金	自衛官募集事務地方公共団体委託費	緊急消防援助隊設備整備費補助金	<b>쉥</b> 消防防災施設整備費補助金				緊急消防援助隊活動費負担金	山梨県消防防災施設等整備費補助金			
	土御省庁(	内閣庁	<b>忆</b> 種治		浜	ひ	七		-		些		
	土御課					防災危機	※管理課	• 消防保安室					

		T	1
	編		
	根拠法令等	山梨県孤立集落通信 対策強化事業費補助 金交付要綱 金交付要綱	山梨県防災士養成事 業費補助金
	補助基準等	経費の1/4(限度額は1箇所あたり87千円)	防災士養成研修講座経費の1/2 (限度額は補助対象事業による防災 士養成研修講座の修了者数に25千 円を乗じた額)
◁□	市町村	1/4	1/2
担割	歐	1/4	1/2
負	H	1/2	
	補助率	3/4	1/2
	補助対象事業の内容	国補の交付基準を満たす孤立可能性のある集落に対する衛星携帯電話等の整備事業	市町村が住民等を対象として行う防災士(NPO法人日本防災士機構が認証する防災士)の養成事業
中	回間 B C 区	<b>当</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>)</b>
	補助金等の名称	山梨県孤立集落通信対策強化事業費補助金	山梨県防災土養成事業費補助金
4	土管省庁		
	主管課	消防点 防災危機	K安室 管理課·

	棄								
	根拠法令等	災害 中慰金の 女 総 等 に 関 する 法 律 し 製 真 る 法 律 山 梨 県 災 害 中 慰 金 等 1 補 助 金 交 付 要 着 を 交 付 要 着	災害 中慰金の文 給等 に関する法律 山梨県災害 中慰金等 補助金交付要縮	災に災縮 害関害	セーフティネット支援対策等等事業費補助金交付要綱			セーフティネット支援対 ( 策等事業費補助金交	<b>古</b> 麥
	補助基準等	〇対象災害       (1)         ・1市町村において、住居が5世帯以上に減失した災害       (1)         ・県内に災害救助法が適用された市町村材が1以上ある場合の災害等       (2)         ○支給対象       ・災害により死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母・孫、祖父母・災害により死亡した者と生計を一にしている兄弟姉妹(ただし、配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存在しない場合に限る。)         ・公元給額       ・生計維持者の死亡         ・生計維持者の死亡       500万円         ・その他の者の死亡       250万円	〇対象災害 ・災害弔慰金と同じ 〇支給対象 ・災害により重度の障害を受けた者 ・支給額 ・生計維持者が障害を受けた場合 ・その他の者が障害を受けた場合	に市町村に被害	厚生労働大臣が必要と認めた額			市が行う体制整備強化、診療報酬請求 の適正化、業務効率化などに要する経費	
<b>4</b> c	中田本	1/4	1/4		1/2	1/2		1/2	1/2
超	账	1/4	1/4	1/3	1/3				
每	H	2/4	2/4	2/3	1/2	10/10	10/10	1/2	1/2
	補助率	3/4	3/4	3/3	1/2	10/10	10/10	1/2	1/2
	補助対象事業の内容	災害弔慰金支給事業	災害障害見舞金支給事業	災害援護資金貸付事業	・地域福祉推進のための先駆的・試行的事業 ・地域福祉活動等を活性化する事業 ・地域人材活用事業 地域福祉活動等を活性化する事業(地域において支援を必要 とする人々に対する福祉活動を活性化する取組、生活不安定 者に対する自立支援の取組)	ー人暮らし世帯等への見守り及び買い物支援 NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための地域にお ける自立・就労支援等の体制整備	自立支援プログラム策定実施推進事業	生沽保護適止実施推進事業
±	画間間 の の 東 珠 単 分 区 分	乾	超	超	型 発 発 発	車 乗 乗	華	車接	
	補助金等の名称	災害弔慰金補助金	災害障害見舞金補助金	災害援護資金貸付金	セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業)	セーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活創造推進事業) セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域資源・人材育成支援事業)	セーフティネット支援対策等事業費補助金(生活困窮者自立促進支援モデル事業)	セーフティネット支援対策等事業費補助金	
	主管省庁	<u></u>	# 光	<b>寧</b>	1 MANA 71111	], m, ] <del>,</del> m,	ı, щ <u>`</u>	1 , mx	
	生管課	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	世 保 健 総	※ 課					

	析						緊急雇用創出事業 業臨時特例基金 (住まい対策拡 充等支援事業 か)事業として実 施	緊急雇用創出事業臨時特例基金 (住まい対策拡 充等支援事業 分)事業として実施	
	備								
			生活保護法第75条	県単独災害弔慰金補 助金交付要綱 助金交付要綱	山梨県小災害内規	山梨県災害見舞金に 関する内規	、山梨県生活困窮者 一 一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	山梨県地域コミュニティ 復興支援事業費補助 金交付要綱	: 行路病人·死亡人取扱法第5条·第13条
	補 助 基 準 等	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	市が支弁する被保護者の生活保護費及 び施設事務費	〇対象災害         ・法に基づく災害弔慰金と同じ         ○支給対象         ・災害により死亡した者と生計を一にしている兄弟姉妹         ○支給額         ・法に基づく災害弔慰金と同じ	〇災害の範囲 ・滅失世帯が災害救助法適用基準の半 数程度以上に達した場合 等 〇支給額 ・災害月舞金 1世帯、最高3万円以内 ・災害弔慰金 1人5万円	災害の程度により30万円~300万円	・市が行う住宅支援給付事業の実施に必 山 要な経費として知事が認めた額 ・市町村(一部事務組合、広域連合含む) 交 が行うホームレス総合相談推進事業、 ホームレス自立支援事業、ホームレス緊 急一時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス緊 見上時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス緊 意一時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス緊 意一時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス緊 意一時宿泊事業(シェルター事業)、ホームレス能力活用推進事業及びNPO等民間支援可体が行う生活困窮者等支援事業の実施に必要な経費として知事が認めた額。 かた額 かた額	<ul><li>・市町村等が行う地域コミュニティ復興支援事業の実施に必要な経費として知事が認めた額</li></ul>	市町村が支弁した行路病人・死亡人取扱費
ⅆ	市町村		1/4	1/2					
担割	谱	1/4		1/2	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
負	H	3/4	3/4						
	補助率	4/4	3/4	1/2	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費及び施設事務費	市が支弁する被保護者の生活保護費及び施設事務費	災害弔慰金支給事業	災害救助事業 災害用慰金の支給 災害用慰金の支給	災害が発生した市町村に対する見舞金の支給	·住宅支援給付事業 ·社会的包摂·「絆」再生事業 ·生活保護受給者就労支援事業	・地域コミュニティの復興事業	行路病人·死亡人取扱費
車	間 帰 の区分	型 車				計	<b>当</b> <u></u>	<b>声</b>	当
	補助金等の名称	生活保護費等負担金			山梨県小災害内規適用に伴う、救助費見舞金	市町村災害見舞金	生活困窮者支援対策事業費補助金	地域コミュニティ復興支援事業費補助金	行路病人及び行路死亡人取扱費県負担金
+	H御省庁 (			·	- ur.		<b></b> <b></b>	T-1   10:1	<del>                                    </del>
,	出御課				福 社 保	型	総 務 課		

	華	<u>残りの5%につ</u> いては財政調整 文付金により負担			地域介護・福祉空間整備交付金の対象事業につ	いては半队25年度までの間、県 女子での間、県 甘今車業	米 申 申 申					特別養護老人ホームコニットル・デルを主義した。	1. 攻撃を事業及び 小護療養型 医療 施設の転換に伴 ウエニット代政 事業は 選出の	事来は、十次23 年度においては ョョか事業	<b>沂</b>
	根拠法令等	介護保険法 第121条 第123条 第124条	介護保険法第122条	介護保険法第123条第3項及び第4項	地域における公的介護 b 施設等の計画的な整備 等の促進に関する法律 C 無力 を かった	<b>弗5条</b> 弗2項									
	集	標準給付費×32.5/100 居宅給付費分 施設給付費分		介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用×37.5/100包括的支援事業及び任意事業×59.25/100	:礎単価 30,000千円の範囲内で知事が	ためる領 2,000~4,000千円の範囲内で知事が定 みえ宛、数准 中	める強~笹川水数 2,000~4,000千円の範囲内で知事が定 める額×整備床数	びる医・ユニボバ 15,000~30,000千円の範囲内で知事が ウみる婚	たびる版 10,000千円 5,000千円 5,000千円 25,000~50,000千円の範囲内で知事が 1,7 元	元のる領 7,500千円 1,000千円 30,000千円	〇交付基準単価 創設 1,700千円×転換床数 改築 2,100千円×転換床数 %を 850千円×転換床数	以》 300 111、私沃尔敦 個室→ユニット化1,000千円×整備床数多床室→ユニット化2,000千円×整備床数	1,000千円×整備床数 1,500千円×整備床数 10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の まれよが	窓の/5組 30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の 認かた紹	記め7.5般 2,000千円×整備床数 創設 30,000千円 改修 6,500千円
<	市町村	12.5/100		12.5/100 19.75/10 0											
<b>4</b>	山	12.5/100 (県単) 17.5/100 (県単)		12.5/100 19.75/10 0											
ц	H	20/100 (直接) 15/100 (直接)		25/100 (直接) 39.5/100 (直接)	定額	"	"	"	::::	: : :	×	ž	= = =	"	" "
	補助率	32.5/100		37.5/100 59.25/10 0	定額	"	"	"	====	= = =	*	*	= = =	"	" "
		介護給付費に対する定率負担金	介護給付費に対する調整交付金	地域支援事業に要する費用に対する交付金 ①介護予防事業、介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業及び任意事業	1 地域介護・福祉空間整備交付金 ①地域密着型サービスの拠点 ・小規模多機能型居宅介護拠点	·特別養護老人ホーム(定員29人以下)	・ケアハウス(定員29人以下)	・認知症高齢者グループホーム	・認知症対応型デイサービスセンター・夜間対応型訪問介護ステーション・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・複合型サービス事業所の老人保健施設(定員29人以下)	<ul><li>③介護予防拠点</li><li>④地域包括支援センター</li><li>⑤生活支援ハウス</li></ul>	<ul><li>2 先進的事業支援特例交付金(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業</li></ul>	(2) 先進的事業整備計画に基づ〈事業 ①特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び 介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修 事業	②緊急ショートステイの整備事業 ③都市型軽費老人ホーム整備事業 ④施設内保育施設整備事業	⑤市町村提案事業	<ul><li>⑥小規模な養護老人ホーム整備事業</li><li>⑦地域支え合いセンター整備事業</li></ul>
	直間 明 の 接接単分 の	画 無 車	直接	画 報 事	直接										
	補助金等の名称	介護給付費負担金	介護給付費財政調整交付金	地域支援事業交付金	地域介護·福祉空間整備等施設整備 交付金										
	主管省庁					世	4	₩	米	<b></b>	〜				
	土管課					展	+	栿	牡	414	監				

	無						
	根拠法令等	地域における公的介護 施設等の計画的な整備 等の促進に関する法律 第5条第2項	介護保険法第147条	県高齢者社会活動推 進等事業費補助金交 付要綱	小護 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	<u>小護保険事業費補助</u> 金交付要繼 県小護保険サービス利 用者負担対策費補助 金交付要綱	<u>小護保険事業費補助</u> 金交付要綱 県介護保険サービス利 用者負担対策費補助 金交付要綱
	補 助 基 準 等	10,000千円 3,000千円 3,000千円 3,000千円 3,000千円 2,000千円 ×整備床数 150千円 ×整備床数 3,000千円		厚生労働大臣及び知事が必要と認めた額		市町村が助成した額の3/4	減免した保険料や利用者負担額の総額
4	市町村		定額	1/3	1/4	1/4	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	账		定額	1/3	1/4	1/4	
母	H	式	定額	1/3	1/2	1/2	定額
	補助率	定額	定額	2/3	3/4	3/4	定額
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施のために必要な事業 ・高齢者と障害者や子どもの共生型サービスを行う事業 ・「高齢者活力創造」地域再生プロジェケの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業・地域のサービス資源と高齢者の住まいとの連携を推進する事業・訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に要する事業・都市型軽費老人ホーム等の開設のために必要な事業・介護療養型医療施設の改修等による老人保健施設等への転換整備に必要な事業・その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	市町村の介護保険財政の財源不足に対する資金の賞付・交付	高齢者地域福祉推進事業・老人クラブ助成事業・ホ町村老人クラブ連合会活動促進事業・市町村老人クラブ連合会活動促進事業・健康づくり・介護予防事業	低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、市町村が当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成・対象となる法人軽いを行った社会福祉法人等・対象となるサービス特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス等・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者	・低所得者であって、障害者施策による訪問介護等を利用していたものについて、市町村が利用者負担を減免	<ul><li>・東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域に居住していた者等の第1号保険料や介護保険サービスの利用者負担額の減免</li></ul>
	画画 画画 の	恒 校	間接	<b>華</b>	整盟	幣	直接
	補助金等の名称	地域介護·福祉空間整備推進交付金	財政安定化基金貸付金·交付金	高齡者社会活動推進等事業費補助金	1 <del>112</del> .	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業費補助金	介護保険災害臨時特例補助金
	主管省庁		•	파 和 I 4::	<b>光                                    </b>		
	主管課		Ш	長 寿	社 会 課		

	龍											
	根拠法令等	国民健康保険法第72 条の4	セーフティネット支援対 策等事業費補助金交 付要綱	支援・相談員の配置等 に関する実施要領	国民健康保険法第72・条 基民健康保険の国庫国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条 国民健康保険の調整な仕会のな社略の普	スロエラスに弱のチェアに関する省合 国民健康保険調整交付金(直営診療施設整	備分)交付要緇		国民健康保険法第70 条 国民健康保険の国庫 負担金等の算定に関す る政令 国民健康保険の事務 費負担金等の交付額	等の異応に関する省や 国民健康保険法第72 条の3第2項 山梨県国民健康保険 保険基盤安定負担金 交付要綱	国民健康保險法附則第24条第2項、第3項国民健康保險保險基國民健康保險保險基盤安定負担金交付要繼四果果用民健康保險保險與上製票国民健康保險及付要繼	国民健康保険法附則 第26条第5項
	補助基準等	一人当たり助成補助額×人数	厚生労働大臣が必要と認めた額	厚生労働大臣が必要と認めた額	〇厚生労働省令の定めるところにより、 市町村の被保険者に係る所得を基準とし条 て算定する額(調整対象収入額)が療養 の給付及び療養額の支給に要する費用 賃 の額並びに後期高齢者支援金等及び介 護納付金の納付に要する費用の額の合 目的をはまして管でする。	FI 昭 6 金十こつ・半た 7 ・9 昭 (昭正 47 多年 18 年 78 8 日 18 12 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	〇特別の事情がある場合に、それらの事 情を考慮して市町村に交付する。	〇市町村が行う国民健康保険の診療所 及び病院等の建物並びに医療機械等の 設置又は整備	療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額の合算額に給付率を乗じて得た額	一般会計から国保会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	一般会計から国保会計へ繰入れる政令により算定した額	市町村が拠出する高額医療費共同事業 拠出金の額
<b>4</b> □	市門村	1/3							68/100	1/4	1/4	1/2
担割	些	1/3								3/4	1/4	1/4
負	HI.	1/3	10/10	10/10	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				32/100		1/2	1/4
•	補助率	2/3	10/10	10/10	- よう による 算定額				32/100	3/4	3/4	1/2
		特定健診・特定保健指導に要する経費	地域生活支援事業実施に要する費用 ①地域研修会 ②交流事業	特定中国残留邦人等の支援給付実施機関に配置する支援・相談員雇上経費等	保険者間の財政力の不均衡等を調整するためのもの	前記以外に災害その他特別な事情がある場合に財政面の不	均衡等を調整するためのもの	地理的条件等によって診療施設の運営が困難であると思われる保険者等が行う施設の整備事業に要する費用	国民健康保険事業で行う療養の給付及び療養費の支給に要した費用の額並びに後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用	低所得者の加入割合が高い国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	保険料(税)軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を公費で補てん	高額な医療給付の発生による保険者の財政運営への影響を緩和するための再保険制度
直接	間 機 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏 圏	直接	車	直接	<b>恒</b> 轶	車		重	恒 轶	型	垣	類
	補助金等の名称	国民健康保険特定健康診査·保健指 導負担金	中国残留邦人等地域生活支援事業 実施に伴うセーフティネット支援対策 等事業費補助金	遺族及留守家族等援護事務委託費 (支援·相談員配置経費)	調整交付金 1 普通調整交付金	2 特別調整交付金		3 直営診療施設整備分	療養給付費等負担金	国民健康保険保険基盤安定負担金	国民健康保険保険者支援制度負担金	国民健康保険高額医療費共同事業負担金
#	一管省戶		- 610 80			<u></u>	#		K e	細	<del>   </del>	<u>,                                    </u>
4	土管課					H	먹	<u> </u>	技 讃	監		

	析								
	年								
	根拠法令等	高齢者の医療の確保 に関する法律第99条 山梨県後期高齢者保 険基盤安定化事業費 負担金交付要綱	山梨県老人医療費支 給事業補助金交付要 網	山梨県県単老人医療費大給事務費補助金 費支給事務費補助金 交付要綱	山梨県国民健康保険 老人医療対策事業費 補助金交付要綱	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要約 要約	山梨県国民健康保険 事業奨励補助金交付 要綱	国民健康保険法第72 条の2 山梨県国民健康保険 調整交付金条例	山梨県国民健康保険調整交付金交付要綱
	補助基準等			〇審査支払手数料 〇県単老人医療費支給事業に係る需用 費等の事務費	国保保険者が負担する療養の給付及び 療養費の支給に要する費用のうち、県単 老人医療費支給事業実施に伴う費用負 担増について公費補助	国保調整交付金の交付額の算定に関す 口る省令第6条による特別調整交付金の交 事付対象となった診療施設の運営に要する 要経費で同算定省令の計算の例により算出した額	無医地区又は無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業	〇療養の給付に要した費用の額並びに 後期高齢者支援金等及び介護納付金の 納付に要する額の合算額を基準に交付 する。	〇医療費適正化及び収納率向上のため の取組みその他特別な事情を考慮して 交付する。
4	中野社	1/4	1/2	1/2	2/5	2/3	2/3		
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	些	3/4	1/2	1/2	3/5	1/3	1/3	展覧 による 算定額	
Ф	H								
	補助率	3/4	1/2	1/2	3/5	過 準 1/3 その 1/4	1/3	番 による 算定額	
	補助対象事業の	低所得者等の保険料負担軽減のため、公費補てんに要する経費	68・69歳の市町村民税世帯非課税者の保険診療に係る自己負担額に対する助成	県単老人医療制度の実施に要する事務費	県単老人医療制度の実施に伴い、波及的に増加する国民健 康保険の財政負担の軽減	国民健康保険直営診療所補助分へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅く等構造的不採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対し、県単で補助	医師派遣事業補助金 へき地医療の確保のため市町村が行う「医師派遣事業」に 対する助成	保険給付等に要する費用の一定割合を交付し保険財政の安定化を図る。	各保険者の医療費適正化及び収納率向上のための取組みを促進、評価するとともに保険者の責によらない特別な事情について調整
	画間 明 の 大 を 発 手 と	当	<b>邮</b>	当	<b>声</b>	<b>曲</b> 些		<b>歌</b>	
		後期高齡者保険基盤安定化事業費負担金	老人医療費支給事業補助金	県単老人医療費支給事務費補助金 1	国民健康保険老人医療対策事業費補助金	国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金		県国民健康保険調整交付金 1 県普通調整交付金	2 県特別調整交付金
	主管省庁				<u> </u>				
	主管課			H	<b>∝</b>	[版]	監		

	,							(0~	(745)	 푀	
	棄							* 被用者(0~ 3歳未満)の負担	割の 国(3/の内訳	·事業主(拠出 金) 7/15 ·国 16/45	
	根拠法令等	児童虐待·DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	母子及び寡婦福祉法 第31条、第42条、第45条 免 母子家庭等対策総合 支援事業費国庫補助 金交付要綱				<b>中子</b> 家歴等対策総合 文援事業費国庫補助 金交付要綱 金交付要綱	児童手当法第18条第1項、第2項			
		市が行う婦人相談員手当・活動費	・自立支援教育訓練給付金 受講料の20% (上限10万円、下限4千円) ・高等技能訓練促進費等 平成19年度以前入学者 平成20年度以前入学者 市成20年度以降入学者 市町村民税非課税世帯 市町村民税非課税世帯 月額100千円 (平成23年度末までに修業を 開始した者は141千円)	スプヘルドン 50千円 50千円 市町村民税課税世帯 月額70,500円 入学支援終了一時金 25千円			・母子目立支援フロクラム策定事業 1プログラム当たり 20,000円	児童手当に要する経費 ①所得制限額未満である者	- ・3 概米道 月額1万5千円 - 3番ご F小砂校参フ哲 (第1 7・190	<ul> <li>子)</li> <li>月額1万円</li> <li>・3歳以上小学校修了前(第3子)</li> <li>・申学生</li> <li>月額1万円</li> <li>・申学生</li> <li>月額1万円</li> <li>②所得制限額以上である者</li> <li>・当公の間の特価総付</li> </ul>	月額5千円
<b>√</b> □	市町村	5/10	1/4 公						4/45		
担割	账		1/4 町村分					!	4/45	7 / 2	
)	Ħ	5/10	3/4				10/10		*3//45	2/3 5/3	
	輔助率	5/10	3/4			:	10/10	:	41/45 5/6	2/6	
	補助対象事業の内容	市が行う婦人相談員活動強化対策事業	母子家庭等自立支援給付金事業				<b>は子目立支援フロクラム策定等事業</b>	<u>₩</u>	<ul><li>会用台 (0~3概米消)</li><li>描田米 (3~日沙芬稼レ性)</li></ul>	and in the	
井里	の高間にの文章を対する	車	<b>報</b>			<u>:</u> 1	画	直接			
	補助金等の名称	児童虐待・DV対策等総合支援事業 費国庫補助金	母子家庭等対策総合支援事業費補助金					児童手当交付金県負担金			
4	土管省庁			世	₩	氷	●	<del>/</del>			
	主管課			民	粬	₩	超	監			

	権												
	根拠法令等	児童福祉法第53条、第 55条	次世代育成支援対策 施設整備交付金交付 要繼		山梨県放課後児童クラ ブ整備費補助金交付要 網		山梨県保育対策等促 進事業費補助金交付 要締						
	補助基準等		事業内容に対する交付基礎点数に基づき交付額を算出		1ヵ所当たり基準額 21,504,000円			~5,349,000円 (延長時間に応じて支給)	・特定保育事業 1か所当たり年額 290,000~5,420,000円 (年間延利用児童数に応じて支給)	・病児・病後児保育事業 1か所当たり年額(神田)	(两光/ 基本分 2,400,000円 加算分 500,000円 ~ 21,750,000円 (病後児)	基本分 2,000,000円 加算分 400,000円 ~ 20,100,000円	(年間延利用児童数に応じて支給)
4	中門社	1/4			1/3		1/3		1/3	1/3			
平	歐	1/4			1/3		1/3		1/3	1/3			
Ф	H	1/2	定額		1/3		1/3		1/3	1/3			
	補 率 率	3/4	定額 (事業費 の1/2(児 童厚生施 設は1/3) を上限と する。)		2/3		2/3		2/3	2/3			
	補助対象事業の内容	児童福祉法による私立保育所運営費負担金児童福祉法による私立保育所運営費負担金	保育所整備事業 (法人立のみ) 子育て支援のための拠点・施設 児童厚生施設		放課後児童クラブ室の創設のための施設整備		開所時間(11時間)を超えて延長保育を実施する民間保育所への助成		保護者の就労形態の多様化により、一定程度継続的に児童を受け入れる保育所に対する助成	病児・病後児を一時預かる病院や保育所等に対する助成			
	画間間 の を 発 発 単 区	恒 株	<b>一</b>		群區		間接						
	補助金等の名称	児童 保護 措置費 · 保育 所運営費負担金	(国)次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)		放課後児童クラブ整備費補助金		保育対策等促進事業費補助金·延長保育促進事業		·特定保育事業	·病児·病後児保育事業			
	主管省庁				#	<b>派</b>	<u> </u>	細		-			
	生管課			<u></u>	細	₩ ·	題	點					

	布						
	根拠法令等	山梨県保育対策等促 進事業費補助金交付 要縮 要縮				医療法第30条の4 医療提供体制施設整備交付金交付要縮	児童扶養手当法第21条
	掛	<ul> <li>・休日保育事業</li> <li>1か所当たり年額</li> <li>基本分 1,337,000円</li> <li>加算分 73,500</li> <li>一1,837,500円</li> <li>(年間延利用児童数に 応じて支給)</li> <li>・夜間保育推進事業</li> <li>1か所当たり年額</li> <li>2,526,000円</li> </ul>	·保育環境改善等事業 (1)基本改善事業 7,000,000円 (2)環境改善事業 1,000,000円	・家庭的保育事業 児童1人当たり月額 52,200円 ・許可化移行促進事業 1か所年額	2,000,000円 ・保育所分園推進事業 1か所年額 1,200,000円 ・認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 354,000円	基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ 基準単価 鉄筋 168,000円 木造 168,000円	児童扶養手当法に基づき支給する児童・扶養手当費・
<b>∢</b> □	五	1/3	1/3	1/3			2/3 市分
甲	账	1/3	1/3	1/3			2/3 町村分
每	H	1/3	1/3	1/3		0.33 x 0.95	1/3
	補助率	2/3	2/3	2/3		0.33 × 0.95	1/3
	補助対象事業の内容	日曜・祝日等及び夜間に保育を行う保育所等への助成	既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、保育所の分園、障害児受入のための助成	待機児童解消の促進等に必要な事業への助成		病児·病後児保育施設整備事業	児童扶養手当給付事業
:	回間県の 牧接単分区	超				間接	<b>教</b>
	補助金等の名称	·休日·夜間保育事業	•保育環境改善等事業	•待機児童解消促進等事業		医療提供体制施設整備交付金	児童扶養手当給付費負担金
	主管省庁		<u> 画</u> 大	₩	<b>张</b>	神	
	土管課		ല	御	<b>派</b> 庭	監	

	<b>兼</b>	
		コート では、
	쇖	(放課後児童健全育成事業 (加) 開設日数 250日以上 (1) 開設日数 250日以上 (1) 開設日数 250日以上 (1) 9人) 当たり年額 (1) 93,000円×箇所数 (2) 10~35人) 当たり年額 (2) 10~35人) 当たり年額 (2) 10~35人) 当たり年額 (3,250,000円×箇所数 (3,155人) 当たり年額 (3,250,000円×箇所数 (4) 10~55人) 当たり年額 (4) 10~5人(4) 間上 開所する場合) (4) 10~5人(4) 間上 開所する場合) (5) 11人以上) 当たり年額 (5) 11人以上) 当たり年額 (6) 10~5人(4) 間別上 開所する場合) (6) 10~5人(4) 間別上 開所する場合) (6) 10~5人(4) 間別上 開所する場合) (7) 開設日数加算額 (6) 則上 開所する場合) (7) 開設日数加算額 (6) 10~40 目別上 開新する場合) (7) 開設日数加算額 (7) 開設日数加算額 (7) 開設日数加算額 (7) 開設日数加算額 (7) 開設日数加算額 (7) 開設日数加算額 (7) 11 8時間段加算額 (7) 11 8時間段加算額 (7) 123,000円×1 18時時間を超える時期 (2) 特例分(開設日数200~249日) (1) 123,000円×1 18時間を超える時間数 (2) 特別分(開設日数200~249日) (1) 125,000円×1 18時間を超える時間 (1) 10~5万当たり年額 (2) 5時間間段加算額 (1) 10~5万当たり年額 (2) 5時間段加工 (1) 8時時を超える時間数 (2) 5時時を超える時間数 (1) 6十万万当たり年額 (2) 5時時を超える時間数 (1) 8時時を超える時間数 (1) 6十万万当上り年額 (2) 5059,000円×1 18時を超える時間数 (1) 8時間を超える時間 (1) 6十万元当たり年額 (2) 5059,000円×1 18時を超える時間 (1) 6十万元当上り年額 (2) 5059,000円×1 18時を超える時間 (1) 6十万元寸出たり年額 (2) 5059,000円×1 18時を超える時間 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出たり年額 (1) 6十万元寸出上)由上)中子寸可知 (1) 6十万元寸出上)由于,10年时间数 (1) 6十万元寸出上)由于,10年时间 (1) 6十万元十)由于,10年时间 (1) 6十万元十)由于,10年时间 (1) 6十万元十)由于,10年时间 (1) 6十万元十)中共10年时间 (1) 6十万元 (
ψū	市町村	1/3
担割	些	1/3
萸	H	1/3
	補助率	2/3
	補助対象事業の内容	放課後児童健全育成事業 放課後子と抗算整備事業 放課後子とも数室推進事業 (放課後子とも数室推進事業等については、県教育委員会社 会教育課欄に掲載)
拉	回間 間 の の 対 発 単 分 区 文 声 単 分 区	超
	補助金等の名称	放課後子どもプラン推進事業費補助 金 (次ページへつうく)
	主管省 ①	DD 生 光 働 省
	生管課	児 童 家 庭 課

	<b>華</b>		平成25年度まで	, , , ,									平成25年度まで
	根拠法令等	山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 交付要綱 (1)		ば要領 山梨県安心こども基金	保育サービス等充実事業費補助金交付要総								山梨県安心子ども基金 <sup>平</sup> 地域子育で特別支援費 補助金交付要綱
		〇放課後子ども環境整備事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 事業当たり 1,000,000円 の放課後児童クラブ支援事業 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 483,000円×事業数 (2) 障害児受入推進事業 (2) 障害児受入推進事業 (2) 障害児受入推進事業 (2) 障害児受入推進事業 (2) 障害児受入推進事業 (2) 障害児受入推進事業	•保育所緊急整備事業	P 各種加算 F整備事業	②改修費等補助 ③保育所開設準備費 ・子育で支援のための拠点施設整備事業 1 拡勢 当たり完婚 + 附帯 工事 事等	. Met All All All All All All All All All Al	加設当だり   10,000十円・認定こども園整備事業費	た見が供によるた領・認定にども園事業費 た数にして選手ではある	年齢にこの年間(月銀)・家庭的保育改修等事業(①家庭的保育改修等事業	②家庭的保育者研修事業・保育の質の向上のための研修事業等・新保育工等処遇改善臨時特例事業・	・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤	らかの事来/ ・養育支援訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業・子育て短期支援事業 ・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業 ・へき地保育事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化	争来 定額 (各事業を実施するために必要な金額)
4π			1/4	1/4	1/2	1/3	1/4	1/4	1/2	1/2	1/2	222222	
相	些					1/3		1/4					
萸	H		1/2	1/2	1/2	1/3	1/2	1/2	1/2	1/2 定額	1/2	7 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10/10
	補助率		1/2	1/2	1/2	2/3	1/2	3/4	1/2	1/2 定額	1/2	222222	10/10
	補助対象事業の内容		「新待機児童ゼロ作戦 による保育所の整備等、認定こども関	等の新たな保育需要への対応、保育の質の向上のための研修や保育士確保のための対応により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。							〇次世代育成支援対策推進事業費補助金(子育て支援交付 みからのおに事業)	11、200名17事業/	「山梨県安心子ども基金」を活用し、地域の実情に応じた創意 エ夫のある子育て支援活動に関する取り組みを支援すること により、全ての家庭が安心して子どもを育てることができるよう な環境を整備する。
#	間 接 県 接 の区分		# 報	(									間接
	補	(前ページつづき)	山梨県安心こども基金保育サービス	等充実事業費補助金									山梨県安心こども基金地域子育て特別支援事業費補助金
	生管省 (	<u> </u>	<u>.</u>	₩	:	£		●		<del>/</del> e			
	生管課	<u> </u>	₹	씜	+	<b>₩</b>		烟		朏			

		平成25年度まで								
	根拠法令等	山梨県安心こども基金 児童虐待防止対策強 化事業費補助金交付 要綱	山梨県ひとり親家庭医 療費助成事業費補助 金交付要綱	山梨県保育所特別保育事業推進費補助金交付要綱	山梨県乳幼児医療費 助成事業費補助金交 付要綱	山梨県乳幼児医療費 支給事務費補助金交 付要綱	山梨県ひとり親家庭医 療費支給事務費補助 金交付要綱	山梨県乳幼児医療対 策事業費補助金交付 要綱	山梨県ひとり親家庭医 療対策事業費補助金 交付要綱	山梨県小規模放課後 児童クラブ事業費補助 金交付要綱 金交付要綱
	<b>排</b>	定額 (知事が必要と認めた額)	なった年度中は18歳未童を扶養しているひとり童を扶養しているひとりこ当該児童及び父母の入院に要する経費(入入院に要する経費(入は除く)	・1歳児 1人当たり月額 8,200円		市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する額	小規模放課後児童クラブ開設日数が200 日以上のクラブ(10人以上20人未満の場合200日以上250日未満) 基準額 775,000円 土曜日等加算 1クラブ当たり 146,000円 (※281日以上)
4	中		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
中	毗		1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
屯	HI HI	10/10								
	補助率	10/10	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
		児童虐待防止のための体制強化、環境改善等の各事業を行う。	ひとり親家庭医療費助成事業	産休・育休明け等の特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成	市町村が支給する乳幼児医療費助成金に対する補助	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	乳幼児医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	ひとり親家庭医療費の現物給付(窓口無料)により市町村の国民健康保険国庫負担金等の減額に相当する経費に対する補助	市町村が実施又は補助する5人~20人未満の放課後児童クラブ(国庫補助対象児童クラブを除く)の事業経費に対する助成
	画 間 の の 要 要 を を を の の の の の の の の の の の の の	盟	当	当	当	当	当	当		<b></b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	補助金等の名称	山梨県安心こども基金児童虐待防止対策強化事業費補助金	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	山梨県保育所特別保育事業推進費 補助金	山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金	山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金	山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金	山梨県乳幼児医療対策事業費補助 金	山梨県ひとり親家庭医療対策事業費補助金	小規模放課後児童クラブ事業費補助金
	主管省所	厚生光働省				•	<u></u>	-		
	生管課			民	畑	₩	斑	點		

			I	Π	Ī	1	ī	<u> </u>
	<b>픑</b> 析							
	根拠法令等	障害者自立支援給付費等国庫負担金交付費網 要網 山梨県障害者自立支援給付費負担金交付援給付費負担金交付援網	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 特別障害者手当等給 付費国庫負担金交付 要綱	地域生活支援事業費 補助金及び障害程度 区分認定等事業費補 助金交付要綱 山梨県市町村地域生 活支援事業費補助金 交付要綱	地域生活支援事業費 補助金及び障害程度 区分認定等事業費補 助金交付要綱	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要網 付要網 山梨県障害児施設措置費(通所給付費等) 負担金交付要網	障害者医療費国庫負 担金交付要綱 山梨県障害者医療費 負担金交付要綱	山梨県重康心身障害 者医療費助成事業費 山梨県東佐ウ姆織 古聚県東佐ウ姆 路療対策事業費補 巴桑內村姆 田上梨県重大の 田本の 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 会 立 会 の の の の の の の の の の の の の の の の の
	補助基準等	市町村が障害者総合支援法第92条第1号、第2号、第3号のうち療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費、第4号並びに第5号の規定に従って支出した額		地域生活支援事業の実施に必要な経費	障害者虐待防止対策事業に実施に必要な経費	1 mm/	市町村が障害者総合支援法第92条第2号の規定に従って支出した額	・身体障害者手帳 1~3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・国民年金法施行令別表 1、2級相当の障害のある者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級の所持者 ・所得制限あり ・所得制限あり
¢п	中国本	1/4	1/4 市 分	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2
担割	歐	1/4	1/4 町村分	1/4		1/4	1/4	1/2
負	H	1/2	3/4	1/2	1/2	1/2	1/2	
	補助率	3/4	3/4	3/4	1/2	3/4	3/4	1/2
		障害者総合支援法に基づく自立支援給付	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分) 給付事業	地域生活支援事業	障害者虐待防止対策支援事業	児童福祉法に基づく障害児通所給付	障害者自立支援医療(更生医療)給付事業	重度心身障害者医療費助成事業 重度心身障害者医療対策事業 重度心身障害者医療費支給事務費補助事業
井	四間県の区乗送区の	重接	車	直接	単	画 数	車	<b></b> 一
	補助金等の名称	障害者自立支援給付費等負担金	特別障害者手当等給付費国庫負担金	地域生活支援事業費補助金	新 障害者総合支援事業費補助金	障害児施設措置費(通所給付費等)負担金	障害者医療費負担金	重度心身障害者医療費助成事業費 補助金
4	工管省庁			厚 生 ※	K 🛎	~		些
4	王管課			<u></u>	Ha 4	車 拉	艦	

	無				·基金造成費 国補10/10	·基金造成費 国補10/10	
	根拠法令等	山梨県福祉タクシーン ステム事業費補助金交付要綱 付要綱		山梨県介助用自動車 購入等助成事業補助 金交付要綱	山梨県地域自殺対策 緊急強化事業費補助 金交付要綱 会交付要綱	青木ケ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱	山梨県難聴児補聴器  購入事業費補助金交付要綱
	補助基準等	image in the image is a second in the image	基準額 ・専用車両設置費 1台当たり 3,500千円 ・兼用車両設置費 1台当たり 1,000千円	I <del>II</del>	市 1,000千円以内 町村 500千円以内 知事が予算の範囲内で必要と認める額	知事が予算の範囲内で必要と認める額	市町村が交付した補聴器購入助成金の2分の1を交付
40	市町村	1/2	1/2	1/2			1/2
相	些	1/2	1/2	1/2			1/2
每	H				10/10	10/10	
	補助率	1/2	1/2	1/2	10/10	10/10	1/2
		タクシー料金に対する補助	リフト付車両(専用・兼用)の設置に対する補助	介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度身体障害者等が移動に際し 必要とする自動車をリフト付等に改造又は改造車両を新規に 購入する経費に対する助成	·対面型相談支援事業 ·電話相談支援事業 ·人材養成事業 ·普及啓発事業 ·強化モデル事業	自殺企図者への声かけ・保護事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器を購入する費用に対する助成
1	回間 明 安 接 接 単 分 区	曲			声	声	进
	補助金等の	福祉タクシーシステム事業費補助金		山梨県介助用自動車購入等助成事業費補助金	山梨県地域自殺対策緊急強化事業費補助金	青木ケ原ふれあい声かけ事業費補助金	新 難聴児補聴器購入事業費補助金
	主管省庁			<b>岷</b>			
	主管課		<u></u> 世	· 神			

	無										
	根拠法令等	医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び 第二者病院機能評価 支援事業費補助金交付要綱 中要綱 化要綱 后型俱へき地医療拠点 病院運営費補助金交 付要綱	国民生活基礎調查等委託費(保健関係)交付基準	医療施設等施設整備費補助金交付要網	- 丁呾	医療施設等設備整備費補助金交付要網	<u> </u>		丁旦	丁旦	医療施設等施設整備費補助金交付要網
	補助基準等	基準額 ・巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 ・巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 ・研究費(学会出席旅費) ・研究費(学会出席旅費) ・研究費(学会出席旅費)	・人口動態調査事務庁費 本庁×1,840円 人口動態発生件数×30円 ・旅費 1,700円×2回×1人 ・庁費(データ安全対策経費) 5,000円 (※平成23年12月分から平成24年11月 分までにオンラインシステム導入市町村)	基準面積 1,000㎡ 基準単価 病 棟 168,000円/㎡ 診療棟 187,700円/㎡	基準面積 160㎡ 基準単価 鉄筋 126,000円/㎡ 木造 126,000円/㎡	基準額1か所当たり 52,500千円	基準額1台当たり 1,361千円	基準額1か所当たり 15,750千円	基準額 マイクロバス 2,701千円 ワゴン車 1,407千円	基準額1か所当たり 15,750千円	基準面積 160㎡ 基準額 126,000円/㎡
<b>√</b> □	市町村										
相	省	1/2		1/2	1/4	1/2	1/2	1/4			
萸	Ħ	1/2	10/10	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
	補助率	2/2	10/10	2/2	3/4	2/2	2/2	3/4	1/2	1/2	1/2
		へき地医療拠点病院の運営費 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	人口動態調査事務	(主なメニュー) へき地医療拠点病院施設整備事業 ペ対象団体 知事の指定を受けた病院	過疎地域特定診療所施設整備事業	(主なメニュー) へき地医療拠点病院設備整備事業 ※対象団体 知事の要請を受けた病院	へき地巡回診療車整備事業 ※対象団体 公的団体、へき地医療拠点病院、 知事の要請を受けた病院	過疎地域等特定診療所設備整備事業	へき地思者輸送車整備事業	へき地診療所設備整備事業	へき地診療所施設整備事業
草	の間間の公理を対する	新 記 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	開	間接							
	補助金等の名称	へき地医療拠点病院運営費補助金	場 人口動態調査市町村交付金	医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金							
4	土管省庁		<u></u>	₩	氷	<b></b>	細				
	主管課		棌		怒	監					

	編										
	根拠法令等	医療提供体制推進事業費補助金交付要縮	医療法第30条の4 医療提供体制施設整備交付金交付要綱	休日夜間急患診療体 制整備費補助金交付 要繩	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱計利用が目が日本	11年来インの大のになる 体制整備費補助金交 付要綱	医療提供体制推進事業費補助金交付要約 救急救命士病院実習受入促進事業費補助 金交付要約	地域医療従事者育成 支援事業費補助金交 付要綱	地域医療従事医師確 保事業費補助金交付 要綱	在宅医療支援センター 設置事業費補助金交 付要綱	在宅健康管理システム整備事業費補助金交付要綱
	サ	基準額1か所当たり 21,000千円	積 150㎡ 価 187,700円/㎡		类 託	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	基準額1か所当たり1,369千円	(1)峡南地域において医療に従事する医師及び看護師を確保・育成するための研修に要する経費(2)現在、地域で医療等に従事している者の研修に要する経費		在宅医療の相談等を行う在宅医療支援センターの設置・運営に要する経費	峡南地域における在宅医療に係る情報 通信機器の整備等に要する経費
¢п	市町村	1/9		1/2	1/3	1/3					
担割	些	4/9		1/2	1/3	2/3	1/2	(基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)
負	H	4/9	0.33 × 0.95		1/3		1/2				
	補助率	6/8	0.33 × 0.95	1/2	2/3	2/3	2/2	10/10	10/10	10/10	10/10
		病院群輪番制病院設備整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	病院群輪番制病院施設整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)		全県を対象とする小児救急医療体制の運営費         全		救急救命士の病院実習受入促進事業	地域医療従事者育成支援事業	地域医療従事医師確保事業	在宅医療支援センター設置事業	在宅健康管理システム整備事業
#	回間 の の を 数単 分	記 教	語 発	曲	間接 (小児初 期救急医 <sub>海</sub> 4%,	A A A A A なび 本 か た 事業 に し い て に し い て	幣	整	間接	開	群區
		医療提供体制推進事業費補助金	医療提供体制施設整備交付金	整備費補助	小児救急医療体制整備費補助金		救急救命士病院実習受入促進事業 補助金	地域医療従事者育成支援事業費補助金	地域医療従事医師確保事業費補助 金	在宅医療支援センター設置事業費補助金	在宅健康管理システム整備事業費補助金
	主管省庁				世	#1 %	<u> </u>	<del>μ</del>			
	主管課				<u> K</u>	l #	<b>影</b>				

	垂水												
	相相等。	1K 12C / 4	コメディカル育成支援事業費補助金交付要綱	ドクターへリ場外離着 陸場整備事業費補助 金交付要綱	甲府地域医療センター 整備事業費補助金交 付要綱	東部地域教急医療セン ター整備事業費補助金 交付要綱	ドクターヘリ地域救急 搬送拠点整備事業費 補助金交付要綱	医療体制機能強化促 進事業費補助金交付 要綱	峡南北部病院間巡回 バス整備事業費補助金 交付要綱	峡南北部地域医療連携推進事業費補助金 交付要綱 交付要綱	地域医療研修センター 設置事業費補助金交 付要綱	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助センター)運営費補助金交付要網	富士吉田市立看護専 門学校運営費補助金 交付要綱
	4 年 世 世 世 世 世 世 世 世 世 田 世 田 田 田 田 田 田 田 田	<b>三 25 余 十 寸</b>	(1)合同研修会及び院内研修会開催費(2)院外研修会等参加費(3)研修プログラム作成費(4)研修機器・研修備品購入費		甲府地域医療センターの整備に要する経費	こおける教命教急機 3整備に要する経費		富士・東部地域の病院等が医療施設及 び設備等の整備に要する経費			地域医療臨床研修センターの整備に要する経費	基準額 19,000千円	基準額 運営費-全収入額 (補助限度額 20,000千円)
<	ja	市町村											3/5
	대 교	凿	10/10 (基金)	1/2 (基金)	10/10 (基金) 1/2 (基金)	1/2 (基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)	10/10 (基金)	10/10	2/5
Д	IK .	H											
	4世 法	+	10/10	1/2	10/10	1/2	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	2/5
	林 甲 华 华 里 群	<b>⊬</b> ≰	. `	<u> </u>	甲府地域医療センター整備事業	力	ドクターヘリ地域教急搬送拠点整備事業	医療体制機能強化促進事業	峡南北部病院間巡回バス整備事業	峡南北部地域医療連携推進事業費	地域医療研修センター設置事業	甲府市医師会救急医療センターの運営費	富士吉田市立看護専門学校の運営費
	画 聞 発 発	県 単 の区分	間接	間接	間接	間接	間接	間接	間接	開	間接	声	声
	<b>雄甲令第</b> 0分数	三 こ よ ら よ に に に に に に に に に に に に に	コメディカル育成支援事業費補助金	催着	甲府地域医療センター整備事業費補助金	東部地域救急医療センター整備事業費補助金	: 一へ」地域救急搬費補助金 費補助金		<ul><li>新 峡南北部病院間巡回バス整備事業費補助金</li></ul>	新 峡南北部地域医療連携推進事業費補助金	<ul><li>新地域医療研修センター設置事業費補助金</li></ul>	甲府市医師会教急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金
		(十)			世	#1 %	R ∰	〜	mid			些	
	半	二點				<u> K </u>	#	桁	監				

	布		県単補助制度あ リ						県単補助制度あ り (水道広域化施	\X.			
	根拠法令等	水道法第44条水道水源州務等施設水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要網											
	補 助 基 準 等		資本単価 水道事業 90円/m3以上 水道用水供給事業 70円/m3以上	(平成21年度以前に採択された事業) 資本単価 水道事業 140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上	資本単価 水道事業 140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上	資本単価 水道事業 140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上	資本単価 水道事業 140円/m3以上	資本単価 水道事業 90円/m3以上	資本単価 水道事業 90円/m3以上 水道用水供給事業 70円/m3以上	上記に満たない場合	配水池、緊急時用連絡管、 重要給水施設配水管 資本単価 水道事業 90円/m3以上	貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、基幹水道構造物の耐震化資本単価水道事業 90円/m3以上水道事業 90円/m3以上水道用水供給事業 70円/m3以上	
<b>⟨</b> 1	<u> </u>		2/3	1/2	2/3	3/4	2/3	2/3	2/3	3/4	2/3	2/3	
田田	歐												
每	K HH		1/3	1/2	1/3	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4	1/3	1/3	
	補助率		1/3	1/2	1/3	1/4	1/3	1/3	1/3	1/4	1/3	1/3	
	補助対象事業の内容	水道法に基づく給水人口5,001人以上の水道事業又は水道用 水供給事業の用に供する次の施設等を整備するための事業 費に対する助成	水道水源開発施設整備費 水道水源開発の用に供するダム等の施設整備費に対する助 成		水道広域化施設整備費 (特定広域化施設整備費) 取水から配水までに必要な施設整備費に対する助成	(一般広域化施設整備費) 同 上	(広域化促進地域上水道施設整備費) 同 上	(水道広域化促進事業費) 同 上	高度浄水施設等整備費 (高度浄水施設等整備費) 生物処理、オゾン処理、活性炭処理、紫外線処理等の施設整 備費に対する時に	浦見に対するめ」次	ライフライン機能強化等事業費 (緊急時給水拠点確保等事業費) 配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送 水管、重要給水施設配水管・基幹水道構造物の耐震化事業	- 전 9 & 된 전 전 1 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전 2 전	
:	回間間 の と を 発 単 の の	直接				•	_						
	補助金等の名称	水道水源開発等施設整備費補助金											(汝ページへつづく)
	主管省 ①					世	₩	紙	働	細			
	主管課					倕	₩	揪	舽	艦			

	編								
	根拠法令等								
	補助基準等	資本単価 水道事業 90円/m3以上 水道用水供給事業 70円/m3以上	(平成21年度以前に採択された事業) 資本単価 水道事業 70円/m3以上 水道用水供給事業 50円/m3以上	資本単価 水道事業 140円/m3以上 水道用水供給事業100円/m3以上	(平成21年度以前に採択された事業)	資本単価 水道事業 140円/m3以上	資本単価 水道事業 90円/m3以上 (平成21年度以前に採択された事業) 資本単価 水道事業 70円/m3以上	厚生労働大臣が認めた管・区間の耐震化事業	
4	T 田 工 工 工 工 工 工 工	2/3	3/4	1/2	(2/3)	2/3	2/3	1/2	
田田	些								
4	K H	1/3	1/4	1/2	(1/3)	1/3	1/3	1/2	
	補助率	1/3	4/1	1/2	(1/3)	1/3	1/3	1/2	
		(水道管路耐震化等推進事業費) 1. 老朽管更新事業費 布設後20年以上経過した塩化ビニール管、鋳鉄管、 コンクリート管であって、導・送・配水管の更新事業費	3. (a.o. y (x-1)			2. 管路近代化事業費 直結給水を可能とするために必要な次の整備費 に対する助成 ・石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した管等 の更新 ・ポンプ等の設置又は更新 ・電気計装設備の設置又は更新	3. 鉛管更新事業費 鉛管であって、導・送・配水管の更新事業費 に対する助成	4. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が 認める配水管の耐震化事業に対する助成	
		(水道管路耐震化等推進事業費)  1. 老朽管更新事業費 布設後20年以上経過した塩化ビニール管、鋳鉄管、コンクリート管であって、導・送・配水管の更新事業費	30 March 196 (196 - 196					4. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が 認める配水管の耐震化事業に対する助成	
	直接 胃接 県単 の区分 補助対象事業の内容	ページつづき)	Mileo (N-)					4. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管、送水管及び厚生労働大臣が 認める配水管の耐震化事業に対する助成	
	直接	づき)				<ul> <li>2. 管路近代化事業費 直結給水を可能とするために必要な次の整備費 に対する助成 ・石綿セメント管並びに、布設後20年以上経過した管等 の更新 ・ポンブ等の設置又は更新 ・電気計装設備の設置又は更新</li> </ul>		4. 基幹管路耐震化整備事業費 災害復旧と併せて行う導水管及び厚生労働大臣が 認める配水管の耐震化事業に対する助成	

	無											
	根拠法令等	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧補助金交付災害復旧補助金交付要綱			水道法第44条 簡易水道等施設整備 費国庫補助金交付要 網							
	4 助 基 準 等	災害により被害を受けた取水、貯水、導 1水、浄水、送水、配水施設等の復旧に用 費する費用。する費用。 さく、へい、植樹その りただし、事務所、門、さく、へい、植樹その 男他維持管理のための施設は災害復旧事業の対象としない。	1 M6.0以上の地震で「査定事業費が1万 円以上/人のもの」又は「査定事業費が 1億円(簡易水道は5,000万円)以上のも の」であるもの	2 火山活動による被災であり、「査定事業費が15万円以上/人」で激甚災害であるもの		1 水道施設の調査設計、工事に関する 費用 2 水道施設に必要最小限度の用地の取 得等に要する費用。ただし事務所、倉	庫、門、さく、へい、植樹その他水道の維持管理に必要な施設及び給水装置は除く。	【簡易水道施設】 財政力指数0.3を超える市町村 (ただし、単位管延長20m以上) (ただし、単位管延長6m以上20m未満)	財政力指数0.3以下の市町村 (ただし、単位管延長7m以上)	【飲料水供給施設】		
	中一一		1/3	2/10				3/4 (6/10) (2/3)	2/3 (6/10)	6/10		
	면 때 패											
#			2/3	8/10				1/4 (4/10) (1/3)	1/3 (4/10)	4/10		
	補助率		2/3	8/10				1/4 (4/10) (1/3)	1/3 (4/10)	4/10	<b>.</b>	
	補助対象事業の内容	上水道施設災害復旧事業 簡易水道施設災害復旧事業 飲料水供給施設災害復旧事業			水道法に基づく給水人口100人以上2,000人以下の簡易水道 事業又は給水人口20人以上100人以下の飲料水供給施設に 関する事業で、次の事業費に対する助成	水道未普及地域解消事業 水道がまだ布設されていない地域について次のいずれかに該当る事業費に対する助成 ・新設	• 広域簡易水道 • 飛地区域 • 給水区域内無水源 • 区域抗器		簡易水道再編推進事業 ・統合簡易水道 ・統合簡易水道 統合簡易水道施設を整備する事業費に対する助成 ・簡易水道統合整備事業 上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整 備を行う事業に対する助成		生活基盤近代化事業・増補改良 ・増補改良 簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業費 に対する助成 ・基幹改良 簡易水道施設の基幹的施設について行う改良事業費に対す る助成	・水重加張 簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張する事業に対す ユニニ
	画 間 間 間 単 発 発 単 対 単 対 単 対 単 対 単 対 対 東 対 対 対 対 対 対 対 対	車 轶			車							
	補助金等の名称	上水道施設災害復旧費補助金道施設災害復旧費補助金			簡易水道等施設整備費国庫補助金							
	生管省庁				<u> </u>	#	氷	●	神			
	主管課				倕	₩	揪	崧	臘			

	華	補助率は国庫補 助金の2/3を超 えて定額の場合 あり					
	根拠法令等	山梨県水道水源開発 等施設整備費補助金 交付要綱					山梨県公衆浴場施設 改善費補助金交付要 網
	補助基準等	国庫補助事業に採択された事業	資本単価74円以上かつ給水原価112円以上の場合	資本単価74円以上かつ給水原価112円 以上に該当しない場合			補助対象限度額 公衆浴場1か所当たり 1,000千円
<b>√</b> □	中町村	54/90 (36/90) 企業団及 び市町村	40/90 (70/120) 企業団及 び市町村	45/90 (75/120) 企業団及	€ E 5		1/3
相	歐	(06/6) 06/9	20/90 (20/120)	15/90 (15/120)			2/3
萸	H	30/90 (45/90)	30/90 (30/120)	30/90 (30/120)			
	構助 率	国庫補助 金の 2/10	国庫補助 金の 2/3	国庫補助 金の 1/2			1/2
	補助対象事業の内容	国庫補助事業に採択された水道水源開発施設事業の補助対   象施設のうち水源開発の用に供するダム等及びこれらの施設 と密接な関連を有する施設の建設に要する経費	国庫補助事業に採択された特定広域化施設整備事業の補助 対象施設である水道広域化施設の建設に要する経費 国庫補助事業に採択された高度浄水施設整備費の補助対象 施設である水道広域化施設の建設に要する経費	こ供する広域			公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に対し、県が間接補助金を交付する事業
	回間 の を 数単 の	声					当
	補助金等の名称	山梨県水道水源開発等施設整備費補助金					公衆浴場施設改善費補助金
4	王管省庁				歐		•
	土管課		钷	₩	採	怒	點

	<b>龍</b> 彬								※総合的な保健推進事業がH25よい追加。単価	設定を行う予定であるとのこと。					
	根拠法令等	健康增進法		乗じた額	交付基準単価	用 17,280 16,650	23,320 17,049	17,680 17,184	6,100		交付基準単価	円 639,000 678,000 757,000 920,000 1,729,000		交付基準単価	H 138,000 170,000 256,000 483,000 1,934,000
	<b>**</b>	(1)健康手帳作成費 40歳以上で 100円×実交付者数	(2)健康教育費①個別健康教育	・ 実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額	実施方法	高血圧 医療機関実施 市町村実施	糖尿病 医療機関実施 市町村実施	脂質異常症 医療機関実施 市町村実施	奥 煙 医療機関実施 市町村実施	②集団健康教育 人口区分ごとに次のとおりとする。	人口区分	1万人未満 1万人以上 3万人未満 3万人以上 10万人未満 10万人以上 30万人未満 30万人以上	(3)健康相談費 人口区分ごとに次のとおりとする。	人口区分	1万人未滿 1万人以上 3万人未滿 3万人以上 10万人未滿 10万人以上 30万人未滿 30万人以上
4	中田村	1/3	1/3										1/3		
中	些	1/3	1/3										1/3		
屯	K HI	1/3	1/3										1/3		
	補助率	2/3	2/3										2/3		
	補助対象事業の内容	健康増進事業 (1)健康手帳の交付	(2)健康教育										(3)健康相談		
	画 間 場 を 数 単 と 区 の	間接													
	補助金等の名称	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金													(液ページへつづく)
	主管省庁						<u></u>	₩	张	}	●	~			
	出管課						赵	展	<b>李</b>	1	刔	糕			

	無		(単位:円) 個別	単一年	世 課	3,120 4,240	2,810	3,810	2,970	疆	合、重複す	法による生 う。 こおいて市								008'6	12,250	2,450	8,820	11,025	2,205	0,800	6,575	]
			(単位:円) (生活機能評価と同時実施)	交付基準単価   基本		4,790 3			3,350 2	めず行う形	行われる場 助される。	が生活保護 る場合をいう が当該年度1						_	積極的支援						_			
	根拠法令等	ごた額		#		9,170	8,260	6,350	6,420	の日時を定に死死	フルジン 共同実施が 憂先的に補助	れた世帯員ず受けていての世帯員が			力支援	24,500	17,150		積		À₹			<b>≫</b> ∓			を続いる技 の 実績評価	場合でも動
	4	.人員に乗し	(単独実施)	1:::: <del></del>		7,630	6,860	5,240	5,340	:000 :011 :011 :011 :01 :01 :01 :01 :01	語がついる語言はあるのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	f員と認められかを問わられた たかを問わられたすべ	をいう。		積極的支援	0 0	0		-支援	6,800		1,700	6,120		1,530	4,70	1.190	に該当した
	ЫЬ	而を利用者		<b>建診形態</b>		個別万式 集団方式	個別方式	集団方式	個別方式 集団方式	等の施設に3 時及7ሺ場所3	5人の後の別的 (別の)の生活機 生活機能評	者と同一世帯 (併給のいず 員として認め	である場合		動機付け支援	8,500	5,950	場合	動機付け支援	初回面接	,	実績評価	初回面接	<u> </u>	<b>米嶺評価</b> 400万井	山画技	実績評価	<b>極的支援</b>
	兼	頭の合計額 5の基準単		—————————————————————————————————————	Ā Ē	型 型 無	- 理	<b>#</b> 6	面 無	医療機関を確認を	(市町村実)については、	·当該受診 を単給又は ·同一世帯	ていない者	場	$\vdash$			指導を行う		利		<b>K</b>	初	-	 	<u>\$</u>	₩ —	リンでは、積 でる。
	推	(4)健康診査費 次により算出した額の合計額 ①健康診査費 実施方法別に次表の基準単価を利用者人員に乗じた額 ア 健康診査費		中華区分		被保護世帯	非課税世帯		その街	注1)(個別方式)・・(集団方式)・・	、米四カス/ 注2) 介護保険事業 健診項目の費用(	(注3)被保護世帯・・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。 (注4)非課稅世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市	1村民税が課税され	イ 保健指導費 年度内に全て行う場合	世帯区分	被保護世帯等非課税世帯	その他	年度を超えて保健指導を行う場合	世帯区分	###四#	後 不 報 上 手	,		非課税世帯		1	ト 6 6	(注)65歳以上については、積極的支援に該当した場合でも動機付け支援を実施する。
<b>√</b> □	市町村										○ Nº		田	7.44														<u>~</u>
担割	当	1/3																										
負	H	1/3 ⑤ウのみ 10/10																										
	補助率	2/3 ⑤ウのみ 10/10																										
		(4)健康診査																										
華里	回唱県 の 選別 登画 登画 登画 で																											
	権	(前ページつづき)																										()が()が()が()が()が()が()が()が()が()が()が()が()が(
4	土管省庁								<u>t</u>		₩		米		働		÷	細										
•	王管課							#27	벋		嵌		理		刔		F	胀										

	無															
	根拠法令等	交付基準単価	用 12,695 9,361		交付基準単価	用 12,695 9,361	単価から別表1の ミじた額	交付基準単価	用 4,227 2,927	tの女性で次表の基 た額に受診人員を		交付基準単価	日 4,733 3,333	する個別の実施通	者に係る医療機関	患検診及び骨粗鬆 <b>或費</b>
		ウ 訪問健康診査費         実施方法	医師に看護師を帯同させる場合 医師のみの場合	工 介護家族訪問健康診査費	実施方法	医師に看護師を帯同させる場合医師のみの場合	②歯周疾患検診費 40歳、50歳、60歳及び70歳の者で次表の基準単価から別表1の費用徴収基準額を控除した額に受診人員を乗じた額	世帯区分	被保護世帯・非課税世帯その他	③骨粗鬆症検診費 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性で次表の基 準単価から別表1の費用徴収基準額を控除した額に受診人員を = ドナ- 45	おこれ	世帯区分	被保護世帯・非課税世帯その他	④健康診査実施連絡等費 ア 事業実施通知費 歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通 知費 50円×通知人員	イ 受診結果連絡費 歯周疾患及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関 から市町村への精検受診結果の連絡費 158円×連絡人員	ウ 検診記録簿作成費 健康診査費の選択項目検診対象者、歯周疾患検診及び骨粗鬆 症検診対象者の要精検者に係る記録簿の作成費 48円×码シ 1 昌
<	市市村															
₽ ₽	账															
τ	K HI															
	補助率															
	補助対象事業の内容															
	画記 明 明 安 文 文 文															
	補助金等の名称	(前ページつづき)														(汝ページへつづく)
	主管省所						吐		Ħ	氷	●		細			J
	土管課						製	ŧ	<u>₩</u>	————	刔		監			

	莆		目	<u>0</u> 4	1 <u>2</u> 1	7 2		0 9	Z   Z	14	6,	0	6	4	7 [2	22	lo l		旧		69	<u> </u>	6	4	4	0 0	2 0	ا ٦
			基準単価	3,199	2,202	1,697	700	4,570	3,592	2,424	1,479	1,000	3,199	2,514	2,202	1,035	700		基準単価	5,830	5,169	4,833	8.329	7,384	6,904	5,830	4,833	
	<b>企</b> 雜	超		:型型型ない	望なし	型ない	望なし	献	望なし	献	望なし	望なし	朝	望なし	はない。	望なし	望なし			副	望なし	望なし	湖	望なし	望なし	科	望なし	
	根拠法令	と同時	検査種別	基本型 B型希望なし	C型希望なし	基本型 B型希望なし	<u>  元                                   </u>	基本型	B型布室なし C型希望なし	基本型	B型希望なし	C型希望なし	基本型	B型希望なし の割参過か1	の空布室の基本基本	B型希望なし	C型希望		検査種別	基本型	B型希望なし	C型希望なし	基本型	B型希望なし	C型希望なし	基本型	ロ坐布重なし C型希望なし	
	————	康診査	検診形態	個別方式		年団方式	77.77		個別方式		集団方式			個別方式		集団方式			検診形態						個別 九井	1		
		5及び健	—— 検	個別		集	21 K	Į.			無回			個別		無回			一 被			<u>\</u>		**		<u> </u>		
	辦	幾能評価	5分						5年77.6	4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.					割				公					等を及び事業	Ė E	٤	旦	
	華	1800 費 1. 生活材	世帯区分		\				古雅冊單	阪木殿 とおみの 非課税世帯					その他			場合	世帯区分					被保護世帯等及び <sub>非理</sub> 部 # #	<i>ታ</i> ኮ ፤ <b>ጙ</b> የፓ	,	ト 8	
	補助	イルス梅 津康診査	5分	4 0	帳立	<u>ч</u> к	5		共									上記ア以外の場合	4分	4 0	歳以上	1たで /	<del>- 1</del>					$\frac{1}{1}$
		⑤肝炎ウイルス検診費 ア 特定健康診査、生活機能評価及び健康診査と同時実施	実施区分	(	別勧ご刻み	奨 実 の ぶ つ え	程 )			,	<u> </u>	— <sub></sub> 3 文	<u></u>	 3				7 上記7	実施区分	4 機製	選実権の名詞の	( 画 型	Į.	<u></u>	—— 号文:	<u>—</u> 牟 6		
4	市町村	<i>-</i>																,										
再	歐																											
屯																												
	補助率																											
	<del></del>																											
	魯																											
	きの 対																											
	争																											
	補助対象事業の内容																											
	華																											
	<b>密</b> 密单分																											
	画 間 展 と と と と と と と と と と と と と と と と と と																											
	农																											
	の名称																											
	補助金等	びき																										つづく)
	華	。 シ ウ																										(汝ページへつづく)
		そ <u>編</u> 							mil			1,1			<b>4-</b> ~			-fr										(汝~
	祖會課 田島県								<b>●</b>			康			₩ 光			<b>●</b>	無 無									
	111 停 點								4≅		1	哑			霏			浬	部									

	無	形態 護法による生活 5。 度において市町 る。							
	根拠法令等	検診の日時を定めずに行って行う形態 な行う形態 認められた世帯員が生活係 引わず受けている場合をいてすべての世帯員が当該年 すべての世帯員が当該年 な、上記アに準ずるものとす	c対して個別勧奨を実 達する額×受診人員	こ対する個別の受診勧出人員		場合は、 5が認めた額 臣が認めた額		交付基準単価 円 11,000 18,000 52,000 209,000 608,000	貴 :おける市区町村負担  刷製本費]、役務費 び賃借料、手数料
	補 助 基 準 等	※1(個別方式)…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態 ※2(集団方式)…検診の日時及び場所を指定して行う形態 ※3 被保護世帯…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活 扶助、医療扶助等を単給又は供給いずれかを問わず受けている場合をいう。 ※4 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町 村民税が課税されていない者である場合をいう。 ※5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。	ウ 自己負担相当額 40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対して個別勧奨を実施する場合の受信者負担相当額 施する場合の受信者負担相当額 肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する額×受診人員	エ 個別勧奨事務費 40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対する個別の受診勧奨にかかる事務費 136円×通知人員	<ul><li>(5)機能訓練費</li><li>次により算定した額の合計額</li><li>A型(基本型)</li><li>ア 事業費</li><li>A型のの間、電性同業</li></ul>	9,000日~天祀日数 ただし、リフトバス等による送迎を実施する場合は、 23,000円×実施回数 イ 器具整備費 1施設当たり958,000円以内で厚生労働大臣が認めた額 ウ 送迎車購入費 1施設当たり4,500,000円以内で厚生労働大臣が認めた額	(6)訪問指導費 人口区分ごとに次のとおりとする。	人 口 区 分 1万人未満 1万人以上 3万人未満 3万人以上10万人未満 10万人以上 30万人未満 30万人以上	がん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頚がん、乳がん及び大腸がん検診における市区町村負担 分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需用費(備品購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費 (通信運搬費)、会議費、委託料、使用料及び賃借料、手数料
<	中町村				1/3		1/3		1/2
<b>1</b>	些				1/3		1/3		
4	K H				1/3		1/3		1/2
	補助率				2/3		2/3		1/2
	補助対象事業の内容				(5)機能訓練		(6)訪問指導		がん検診推進事業
	直間間 の の 関 を 登 り の の								<b>発</b>
	補助金等の名称	(前ページつづき)							
	主管省庁			世	Ħ	米	●	細	
	生管課			色	展	押	刔	黙	

	根拠法令等 備 考	予防接種法    一	上 を
	補助基準等	本学	1種目 次により算出した額の合うけた者又はその扶養義務の負担すべき額の合算額の負担すべき額の合算額の負担すべき額の合算額の負担すべき額の合算額の負担すべき額の合算額の負担すべき額の合算額の(1)種 殊 マット 19,(2) 特 殊 マット 19,(3) 特 殊 便 器 151,2(3) 特 殊 優 器 151,2(1) 時 殊 限 器 67,0(1) 曹気は (1) 曹気は を 後 器 (10) 頭部保護帽 (11) 電気式たん吸引器(12) かし、ベスト (13) 紫外線カットクリーム(15) パルスオキシメーター※便器を給付する際に、(15) パルスオキシメーター※便器を給付する際に、(15) パルスオキシメーター※便器を給付する際に、(15) パルスオキシメーター※便器を給付する際に、
¢п	中町村	1/4	1/2
担	此	1/4	4/1
負	H	2/4	1/2
	補助率	3/4	2/1 2/2 4/2 + 2/2 - 2/2 - 3/2 - 3/2
	補助対象事業の内容	健康被害者に対する医療費等の給付	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児優性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対する補助
直接			<b>超</b>
	補助金等の名称	予防接種対策費負担金	近梨県小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金 2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
4	工管省厅	画	生 労 働 省
4	王管課	世	展 增 進

	華				
		障害者医療費国庫負担金交付要綱	母子保健衛生費等国 (庫負担(補助)金交付 要額 (1)金交付	山梨県自立支援医療費(育成医療)負担金交付要綱	山梨県 藤 南 医 田 金 交 小 要
	補助基準等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費(育成医療)の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	1 母子保健法第20条第3項第1号から 母第4号までに係る費用については、「診療 庫報 日本第59号)、「入院時食事療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養にした額の実支出額の合質額から、医療保険各法による負担額を控除した額2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市(区)町村長が指定養育医方には、市(区)町村長が指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市(区)町村長が指定養育医療機関が移送を対域。ただし、指定養育医方式、市(区)町村長が指定養育医療機関が移送を実施する場合にあっては、市(区)町村長が指定養育医療機関が移送を対域。	障害者の日常生活及び社会生活を総合 IU 的に支援するための法律第58条の規定 費 に基づく自立支援医療費(育成医療)の 対 額から法第7条に基づき給付を行わない とした額を控除して得た額	1 母子保健法第20条第3項第1号から 山梨県養育医療費負 第4号までに係る費用については、「診療 担金交付要綱 報酬の算定方法」(平成20年厚生労働 省告示第59号)、「入院時食事療養費に 係る食事療養及び入院時生活療養費に 係る生活療養の費用の額の算定に関す る基準」(平成18年厚生労働省告示第9 9号)、「保険外併用療養費に係る療養に ついての費用の額の算定方法」(平成18 年厚生労働省告示第496号)により算定 にた額の実支出額の合算額から、医療保 険各法による負担額を控除した額 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る 費用については、入院に必要な最小限 度の交通費の実支出額。ただし、指定養 育医療機関が移送を実施する場合に あっては、市(区)町村長が指定養育医 療機関とあらかじめ協議して定めた額
¢п	市町村	1/4	1/4	1/4	1/4
田	些	1/4	4/1	1/4	4/1
氫	H	1/2	1/2	1/2	1/2
	補助率	3/4	3/4	3/4	3/4
	補助対象事業の内容	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	未熟児への養育医療の給付に要する費用	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	未熟児への養育医療の給付に要する費用
中	間 接 票 の 区 単	直接 数	恒 按	声	当
	補助金等の名称	障害者医療費国庫負担金	母子保健衛生費等国庫負担金	山梨県自立支援医療費(育成医療) 負担金	山梨県養育医療費負担金
	王智省庁)		厚生労働省		≕
	土管課		世 世 世 田	盟 選	<b>監</b>

_		
	氟	
	根拠法令等	環境保全活動支援費補助金交付要適等。
	補助基準等	補助対象経費の1/2以内
<b>∢</b> □	中国社	1/2
田田	些	1/2
每	K HI	
	補助率	1/2
	補助対象事業の内容	市町村等が実施する、環境の保全と創造に関する事業に要する経費に対し補助する。 ○ごみ減量化・リサイクル推進事業・ ・ごみ減量化・リサイクル推進整備・ ・正み減量化・リサイクル普及啓発・ ・事業系廃棄物のリサイクルシステムの構築・ ・地球温暖化防止活動推進員の活動支援・ ・エコライフ県民運動の普及啓発・ ・省エネ意識・行動の普及啓発・ ・資境学習会等の開催・ ・環境学習会等の開催・
1	画間 の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>当</b> <b>当</b>
	補助金等の名称	環境保全活動支援事業費補助金
	主管省庁	些
	生管課	森林環境総務課

	<b>華</b> 松			対象経費	市町村が循環型社会 形成推進交付金交付 要綱に基づいて、浄化 槽の設置者に対し、設 置に要する費用を助成 するために必要な経費								市町村が循環型社会 形成推進交付金交付 要綱に基づいて、既設 の浄化槽の改築に要す る費用を助成するため に必要な経費	
	· **	び清推進		3	市の表別を対して、一年の一年の一年の一年の一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の								市形要のるに町成編浄費必計推注化用要なる性を	
	根拠法令	、 廃棄物の処理及び清 開品に関する法律 循環型社会形成推進 交付金交付要綱			豪雪地帯対策特別 措置法第2条の規 定に基づき指定さ れた豪雪地帯又は 特別豪雪地帯に あっては、左欄にか かわらず本欄によ る。(単位:千円)		352×基数441×基数600×年数	1,002×基数 1,545×基数 2,130×====================================	2,129~ <b>塞数</b> 2,429×基数		があって、初年度の 協議し承認を得た	<del>1</del>	:得た額。(※国助であって、初年度のは議し承認を得た	
	補助基準等	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	\$経費(表)	2 基 準 額	<b>『</b> 男材艺术特定方	(単位:千円)	₩, #	八后 340~密数 0人槽 939×基数 0人層 1,472×基数		(※51人槽~は国庫助成のみ)	 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の 事業費に3. 5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た 額	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額	
4	T 田 田	1/3 (净化槽 設置整備 事業)	区分、基準額及び対 <b>∮</b> 浄化槽設置整備事業				(1)5人槽 (2)6~7人槽 (2)8~10 L槽	(4)11~20人槽(5)21~30人槽(5)31~30人帽(6)31~50人帽	(4) 51 7 30 7 (1) 51 人儘~	(※51人權	(8)計画第 新たな浄 事業費に 額	基数につ(		
西田	歐		区分、基沙 浄化槽設	1 区分				浄化槽					現 治 神 の み み	
中	H	1/3												
	補助率	1/3												
	補助対象事業の内容	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される浄化槽の設置に要する費用について助成する												
	直間 県の 安 接 単 分	直接												
	補助金等の名称	循環型社会形成推進交付金												(汝ページへしづく)
	主管省庁						禬		境		細			
	主管課				К	,	ベ	¥	魟	硃	₩	監		

	華		3 対象経費	市会なくもあるなりなりをあるなりは、大は政事となってあるとは、ときをしてなるというなな。 情進とならった 意文基整要別条 割けび情ない。 はは、 は、	
	根拠法令等			電電 ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	
	補助基準等	净化槽市町村整備推進事業	2 基 準 額	(単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (第1) 3 5%を乗じた (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額) (を得た額)	
¢α	市町村	市町村整	ŕ		
相	歐	浄化槽	1 区分	年 六 神	
萸	H				
	補助率				
	補助対象事業の内容				
‡ 吐	回記 明 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
	権	(前ページつづき)			
	王管省厅			関 増 省	
	土管課			大 気 水 質 保 全 課	

	鏕		1	3 対象経費	田田 を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		市町村が汚水処理 施設整備交付金交 付要綱に基づいて、 既設の浄化槽の改 築に要する費用を 助成するために必 要な経費
	根拠法令等	地域再生法 污水処理施設整備交 付金交付要綱				とする。	2を得た額。(※国助 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	補助基準等		基準額及び対象経費(表) 割設置整備事業	2 基 準 額	(単位:千円 332×基数 414×基数 414×基数 槽 548×基数 層 1,472×基数 (槽 2,037×基数 1,472×基数 (土国庫助成のみ) 調査費 調査費 調査費 調査費 3%を乗じた額の範囲内で環境大品	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	(1)改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。(※国助成のみ) (2)計画策定調査費 新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用であって、初年度の事業費に3.5%を乗じた額の範囲内で環境大臣に協議し承認を得た額
40	中田村	1/3 (浄化槽 設置整備 事業)	   区分、基準額及び対    浄化槽設置整備事業	<b>一</b> 人		<b>基数に</b>	(1) 分の(1) 分の(2) 乗車 日本(2) 乗車 関連なれ (2) 乗車 関連なれ (4) 乗車 に関する (4) 乗車 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)
田	歐		区分、基净化槽	1 区分	—————————————————————————————————————		照 会 動 の 等 み み
Ф	K III	1/3					
	補助率	1/3					
	補助対象事業の内容	市町村が作成する「地域再生計画」に基づき実施される汚水処理施設(浄化槽)の整備について助成する					
1	回間間 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	車					
	補助金等の名称	汚水処理施設整備交付金					(汝ページへつづく)
	主管省庁				内閣府(環境省)		
	土管課				大 気 水 質 保 全	監	

	華		3 対象経費	市に起ける事となる。 なと、ない、情なない。 なををできたが、という情ない。 なならい、はない、情なに、 なならい。 はない。 はなに、 なる意とに、 ない。 はない。	
	根拠法令等			1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要 網
	補 助 基 準 等		2 基 準 額	(1)5人槽 837×基数 (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (単位:千円) (10051~100人槽 1,375×基数 (1)20~30人槽 1,375×基数 (1)20~30人槽 4,066×基数 (1)20~30人件 4,521×基数 (1)30~30人件 4,521×基数 (1)30~30~40人件 4,521×基数 (1)30~30~40人样 4,521×基数 (1)30~40人件 4,521×基数 (1)30~40人种	上記交付金のうち浄化槽設置整備事業 のみを対象として1/3の補助率を乗じて 得た額
<b>⊲</b> □	市町村	曹市町村整	区分		1/3
担割	当	浄化権	 区	新 右 右	1/3
茰	Ħ				
	補助率				1/3
	補助対象事業の内容				市町村が浄化槽の計画的な整備を図るため、浄化槽を設置する者に対し助成する場合、その市町村に対して設置費用を助成する(処理対象人員50人以下)
直接	間接 県単 の区分				声
	輔	(前ページつづき)			净化槽設置整備事業費補助金
#	管省庁			内閣 序 ( 環 境 省 )	<u></u> 些
4	土管課			大 気 水 質 保 全 課	

	析							
	 霍	NU	עע		M4			
	根拠法令等	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第22条 災害等廃棄物処理事 業費国庫補助金交付 要綱	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要網	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 循環型社会形成推進 交付金交付要綱	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 放射性汚染廃棄物処 理加速化事業費補助 金(農林業系汚染廃棄 物の処理加速化事業) 交付要綱	不法投棄未然防止事業費補助金交付要綱	一般廃棄物最終処分 場整備促進対策事業 費補助金交付要綱	一般廃棄物最終処分 場周辺地域整備事業 交付金資金貸付要綱
	新 新	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2	的には人口5万人以 以上の計画対象地域 る	補助対象経費の1/2 ※補助対象経費のうち特に必要と認める場合はH24.4.1以降に実施された事業から補助対象経費に含めることができる		①交付対象経費のうち国交付金等を除いた額の10/10 ②交付対象経費のうち国交付金等を除いた額の1/2	
包	市町村	1/2	1/2	2/3	1/2	1/2	① 1/2	
担割	≕					1/2	①10/10 ② 1/2	10/10
負	Ħ	1/2	1/2	1/3	1/2			
	補助率	1/2	1/2	1/3	1/2	1/2	(1) 10/10 (2) 1/2	10/10 (充当率)
		市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業について国が補助する。	市町村等が災害により被害を受けた廃棄物処理施設に係る災害復旧事業について国が補助する。	市町村等が廃棄物の3Rを広域的かつ総合的に推進するため に作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施さ れる施設整備事業について国が交付する。 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・浄化槽 ・最終処分場 ・既存施設の基幹的設備改良 等	事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した汚染 廃棄物で、市町村等が行う、農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)の処理等に関する事業について国が補助する。 ※事業の実施期間はH26.3.31まで	廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、市町村が実施する不法投棄防止柵の設置や不法投棄物の撤去について県が補助する。	全市町村が笛吹市境川町寺尾地内に設置する一般廃棄物最終処分場の整備を支援するため、当該処分場の整備に関連し、笛吹市が実施する①道路整備事業及び②地域振興施設整備事業について県が補助する。	山梨県市町村総合事務組合が設置する一般廃棄物最終処分場に関連して行われる周辺地域整備事業に対し、当該組合が交付する交付金の財源に充てるものとして、県が資金を貸付ける。 ※貸付期間は処分場整備期間中
井里	回間県の の を 発単分	恒 教	恒		執			計
	補助金等の名称	災害等廃棄物処理事業費補助金	廃棄物処理施設災害復旧費補助金	循環型社会形成推進交付金	新 放射性汚染廃棄物処理加速化事業費補助金(農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業)	不法投棄未然防止事業費補助金	<ul><li>新一般廃棄物最終処分場整備促進 対策事業費補助金</li></ul>	新 一般廃棄物最終処分場周辺地域 整備事業交付金資金貸付
生管省     環 域 省     県       型								
	主管課			四 四	数 備 課			

	華							
	根拠法令等	特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱	ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱	新規狩猟者確保対策 事業費補助金交付要 牆	ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業費補助金交付要縮	ニホンジカ共同 埋設場 所整備事業費補助金 交付要綱		森林体験活動支援事業費補助金交付要綱
	補助基準等	補助対象経費の1/2	次の経費を対象として、 上限100,000円 ・放獣作業従事者謝金 (限度額40,000円) ・麻酔薬費及び投与謝金 (限度額60,000円) ・物件費(限度額10,000円)	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2(補助額50~100万円) 円) 地域団体などのNPO等と協働して維持管理等を行うことを条件とする。	補助対象経費の10/10(限度額30万円) ・教育機関が直接実施またはNPO等に 委託する場合
40	中町村	1/2		1/2	1/2	1/2	1/2	
相	歐	1/2		1/2	1/2	1/2	1/2	10/10
旬	H							
	補助率	1/2	定額	1/2	1/2	1/2	1/2	10/10
	補助対象事業の内容	市町村等が特定鳥獣保護管理計画に基づき行う管理捕獲に要する経費に対し補助する。	市町村が有害鳥獣捕獲したツキノワグマを放獣した場合の経費に対し補助する。	市町村が行う、狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して、取得経費の一部を助成する事業に対し補助する。	市町村が行う、ニホンジカのわな捕獲体制を整備する事業に対し補助する。	市町村が行う、二ホンジカの共同埋設場所を整備する事業に対し補助する。	保育園、幼稚園、小中学校等の緑の教育環境整備に要する経費に対し補助する。	保育園、幼稚園、小・中・高等学校等の森林体験活動に要する経費に対し補助する。
<u>:</u>	自 接間 接票 単の区分	<b>声</b>	<b>进</b> 彰	声	曲	曲	当	<del></del> 当
		<b>票</b> 第	ツキノワグマ放獣事業費補助金	新 新規狩猟者確保対策事業費補助金	新 ニホンジカわな捕獲推進体制整備事業費補助金	新 ニホンジカ共同埋設場所整備事業費補助金		森林体驗活動支援事業費補助金
	生管省 (				<b></b>			
	土管課	株 どり 自 然 課						

	米						
	———	шп				<del>1</del> 45	左
		〇森林病害虫等防除法   法   〇山梨県松くい虫被害   対策事業補助金交付 要綱		農山漁村地域整備交付金交付要繼付金交付要繼	山梨県森林整備地域 活動支援交付金 一大会会 一大会会 一大会会 一大会会 一大会会 一大会会 一大会会 一大会	山梨県森林整備加速化・林業再生事業費補 助金交付要綱 助金交付要綱	山梨県松くい虫被害対 策事業費補助金交付 要綱
	補助基準等	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	国が定める基準をもとに県が定めた補助 基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり	めた 補 関	国が定める基準をもとに助成する。	<del>                                     </del>	<b>県が定めた補助基準額に対して助成する。</b>
<b>4</b> c	市町村	1/4			東 に 草 ない 草 の 弱		1/4
軍	些	1/4	2/10 1/10	2/10	乗にする。 単語の を記録	①15/100 定額	3/4
每	H	2/4	5/10 3/10	5/10	展に でよる で記 の数	①50/100 定額 ②100/100 定額	
	補助率	3/4	7/10 4/10		要に算縮よ定額	①65/100 定額 ②100/100 定額	3/4
		森林病害虫等防除事業 •松(1)·虫防除事業 •乃事業、駆除事業	造林事業(保全松林緊急保護整備事業) // (上記以外の事業)	農山漁村地域整備交付金(絆の森整備事業)	森林整備地域活動支援交付金 ・森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な地域活動 (森林経営計画促進、施業集約化の促進)を支援する市町村 に対して交付金を交付 ・支援交付金の目的を達するために市町村が実施する制度の 周知や確認事務等に対する補助を行う	に向けた生産体制の確立と地域における写生を図るため、間伐や路網整備、境界の施する協議会員(事業主体)に対して助成施する協議会員(事業主体)に対して助成	松くい虫防除事業予防、駆除等
:		器	開	開	群盟		当
	補助金等の名称	森林病害虫等駆除費補助金	造林事業費補助金	農山漁村地域整備交付金	森林整備地域活動支援事業費	森林整備加速化·林業再生事業費補助金(森林整備)	松くい虫被害対策事業費補助金
	土管省 ①			<b>本</b>	上		当
	生管課	森 林 塾 備 課					

		İ
	華	
	根拠法令等	に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	補助基準等	探択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成 探択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成。ただし、机・椅子1セットにつき、30,000円を交付の限度とする。
<b>4</b> 0	中町村	1/2
相	歐	1/2
鱼	H	1/2
	輔 本 本	1/2
	補助対象事業の内容	<ul> <li>・木造公共施設等整備</li> <li>・高性能林業機械等の導入</li> <li>・木材加工流通施設等整備</li> <li>・本質バイオマス利用施設等整備</li> <li>・・県産材を使用した机・椅子の導入</li> </ul>
<u> </u>	回間間 の 後接単分区	題 教 神 神
	補助金等の名称	森林整備加速化・林業再生事業費補 助金 甲斐の木づかい推進事業費補助金
	主管省所	林 野 庁
	主管課	林 業 振 興 課

	兼						
	根拠法令等	林地崩壞防止事業実 施要繼 山梨県森林土木事業 補助金交付要繼	農林水産事業施設災 害復旧事業費国庫補 助の暫定措置に関する 法律 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	(国は予算補助) 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	森林法 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱		森林法 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱
	補助基準等	・激差災害により林地崩壊が発生し又は 林 拡大したもの ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害 し を与えるおそれのあるもの ・1箇所の事業費が2,000千円以上である こと ・同一市町村でその事業費の合計額が 3,000千円以上又は前年度の標準税収 入の10%以上のもの	国が定める基準による林道施設の災害復旧に要する経費		国の定める採択基準による		国の定める採択基準による
4	甲柱	4/1 以 内	35%以下50%以下	45%以下50%以下	49.50%	54.50% 49.50% 54.50%	49.50% 69.50%
무	些	4/1 反以			0.50%	0.50%	0.50%
ъ	K H	2/4 以内	65%以上50%以上	55%以上	50%	45% 50% 45%	30%
	補助率	3/4 以内	圏出 65%以上 その他 50%以上	<b>圏</b> お 55%以上 その色 50%以上	50.50%	一般 45.50% 過疎・振 50.50% 45.50%	50.50% 30.50%
	補助対象事業の内容	「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて、災害関連緊急事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、水路工等)を新設し再度災害を防止するための事業	林道施設の災害復旧事業	災害の復旧を一層高めるため、災害復旧事業に含め一連の 新設の施設又は改良を行う工事を災害関連事業とし、査定の際、調査を行い事業費の決定をすることとしており、激甚災害に指定された災害による場合は、補助率の嵩上げが行われる。	森林基幹道整備	森林管理道整備 森林施業道整備 林業専用道整備 体業ポイント整備 接続路整備	林道改良事業 幹線 その他
	画記 単独 発 単 区 区 分 車 乗 車 区 ク ラ ラ ウ ガ ラ ウ ブ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ ウ	<b>幹</b> 幅	間接	帮温	開		<b>発</b> 圓
	補助金等の名称	林地崩壊防止事業補助金	林道施設災害復旧事業補助金	林道災害関連事業補助金	道整備交付金(林道開設事業) 森林環境保全整備事業 美しい森林づくり基盤整備交付金	農山漁村地域整備交付金(林道開設事業)地域自主戦略交付金(林道開設事業)	道整備交付金(林道改良事業) 地域自主戦略交付金(林道改良事業) 美しい森林づくり基盤整備交付金
	主管省庁		±			上	
	主管課		织	∄ ⊭	刾	艦	

	, les				
	莆				
	根拠法令等	森林法 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱 大文付要綱	災害関連口格災害別 厥地区 女策 事業 美胎 上 黎 県 森林 土 本 事業 輔 助 金 交 付 要 靏	農林水産業施設災害 復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する法 律	軽車道(幅2.5m 補助金交付要綱0ha以上等
	亲	国の定める採択基準による	<ul> <li>・重要な災害復旧工事の遂行に特に並 行して施行する必要のあるもの ・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利 ・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利 関 用 区域面積500ha以上の林道に被害を 日 与えると認められるもの ・公共の用に供する建物に被害を与える と認められるもの ・人家5戸以上に被害を与えると認められ るもの</li> </ul>		林道開設 自動車道(幅3.0m以上)、軽車道(幅2.5m 以上) 利用区域内の森林面積10ha以上等 林道改良 1箇所の事業費50千円以上 林道舗装 利用対象となる区域内に家屋等5戸以下 又は公共建物がある路線 利用対象となる区域内に概ね10ha以下 の農地がある路線等 (新規路線については、当補助事業は廃 止)
<b>√</b> □	市町村	49.50% 198.5/30	30/100 点 之	35%	70%
担	些	0.50%	27.5/100 以内		30%
萸	H	50%	50/100	65%	
	補助率	50.50%	77.5/100 以内	6.5/10	30%
	補助対象事業の内容		山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、柵工、治山ダム工等)の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する事業	森林法に基づき管理されている施設以外の施設で都道府県の単独による治山事業、市町村の治山事業又は林地崩壊防止事業等により施行された施設の災害復旧事業	国補事業の対象とならない、小規模な林道開設、林道改良、林道舗装事業
#		発記	間接	帮 目	<b>三</b>
	補助金等の名称	道整備交付金(林道舗装事業)地域自主戦略交付金(林道舗装事業)、大森林づくり基盤整備交付金	災害関連山地災害危険地区対策事業補助金	林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金	小規模林道事業補助金
	王管省 庁	‡	\$		些
	土管課		是 账	<b>本</b>	EHK.

	垂 析		
	根拠法令等	上 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	山梨県 運輸 振興 事業 費 補助 金 交 付 要 網 業 本 会 交 付 要 網 等 を を を を を を を を を を を を を を を を を を
	補 助 基 準 等		○補助金額の算定 運輸事業の振興の助成に関する法律施 行規則に定める算定方式による定額補 助 ○対象事業 運輸事業の振興の助成に関する法律第 3条第1項の事業を定める政令の各号に 掲げる事業
<b>4</b> 0	中門村	1/3	
相	歐	1/3	定額
每	H		
	補助率	1/3	定額
	補助対象事業の内容	市町村や商工会等が行う次の事業 (1)活性化支援事業 ・商店街活性化計画等の策定、史跡や観光地などの地域資源 を活用した商店街活性化イベントの開催等 (2)施設整備事業 ・育児・交流スペース、案内板、資源リサイクル設備、街路灯、 時況カメラ等の整備等 ・3)創業支援事業 ・空き店舗での創業やフォローアップのためのセミナー開催な との経営指導、地権者との交渉を行うためのアドバイザー派 遺、家賃補助等 (4)空き地空き店舗利用促進事業 ・空き店舗等でのイベント開催、情報提供、子育て支援、高齢 者生活支援等 ・上記事業の施設等を活用し、発展的に行うイベント開催やPR 活動等	バス事業を行う市町村が実施する輸送サービスの改善等に 係る事業
‡ †	回間 県の の 東 接 英 国 の	<u></u> 当	曲
	補助金等の名称	山梨県商店街活力再生支援事業費 補助金	山梨県運輸振興事業費補助金
	主管省所	<b>一</b>	
	主管課	商 業 振 興 金 融 課	

		備考	
		根拠法令等	電源地域產業 設等整備 中 型線 計画 中 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型
		補助基準等	・補助対象地域 電源地域であり、かつ、企業立地促進法 に基づく「基本計画」において集積区域と して設定された区域内であること。 知事が必要と認めた額
	<b>∜</b> □	市町村	1/2
	担割	当	10/10
	負	H	1/2
		補助率	1/2
		補助対象事業の内容	研究開発施設、試験施設、貸工場、貸事業場、人材育成施設、情報提供施設、製販一体型施設、展示販売施設、物流施設、及びこれらの施設に付帯する施設並びに研究機器及び情報機器 報機器 工場等用地の整備のため市町村等が借り入れた資金(企業債等)の利子を平成29年度まで補給
	直 接 票 是 例 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图		型 型
			電源地域產業関連施設等整備費補 助金 補助金 補助金
	+	土管省庁	<b>经</b>
	,	王管課	産業集積推進課

	龍	
		77 lm +>
	七 令 等	<b>曜</b> 例助 用基金 創金交
	根拠	工
		業 者物 心正者雇業業せに 地拝用し わこで 点山事業要
		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	<b>崇</b>	新いな内現詞 嫌にあ者用いな織行 用暖起い事 のにを理合 業・1、を用いるがは、
	補 助 基	で国国 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
		共通事項 (①市町村が企画した新規事業(振替事業でないこと)。 (②建設、土木事業でないこと。 (③雇用期間は1年以内であること。 (④事業費に占める新規雇用する失業者に向けられる人件費割合が1/2以上であること。 (②地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・起業機会にふさわしい事業であること。)。他域の産業・雇用振興策に沿って、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行なう事業であること。 (②地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を会託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。 (②起業後10年以内の民間企業等であって、市社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。 (③委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。
		共①で②③④にる ・①②規等用者すると ・①域業のい②て所あ③見[進市な雄雇事向こ 1]雇地労の『をるた。 起地にを総事起、在る委を
<b>4</b> 1		
国田	账	
母	H	10/10
	補助率	10/10
		かまん
		失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供のため、 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人 等に対する委託により行う事業
	の 内 命	会の で (大人、 (大人、)
	<del>業</del>	説 今 業 業 一 級 N
	助对象	の雇用・人材ない。
	推	7る短期 (記して) アンドン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		<b>者企対に乗する。 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>
	画間 明の の 声 数 区 区 東 文 声 文 声 文 声 文 声 文 声 か	<u>朝</u>
	<u>عر</u>	特 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
	6 格	高品 特 (A)
	也 金 等	出版 事 名 <u>**</u>
	輔即	緊急雇用創出事業 臨用制工事業 臨時 计算量 化二甲基苯酚 化二甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基
	主管省 ①	厚生 労働 省緊業
	土管課	<ul><li></li></ul>
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

		華	
		根拠法令等	高士の国やまなし観光 振興施設整備補助金 が中央を が中央を が中央を が中央を が中央を が中央を が中央を は が中央を が中央を が中央を は は は の の の の の の の の の の の の の
			事業費が5,000千円以上であること。 ○対象施設 公衆トイレ、休憩舎、観光案内所、駐車 場、避難小屋、登山道、遊歩道、展望施 設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施 設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施 設、広場及び園地、誘導標識類その他必 要と認められる施設 〇補助金限度額 10,000千円以内
	¢π	中門本	1/2
	相	歐	1/2
1	負	H	
		<b>基</b>	1/2
		補助対象事業の内容	○地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設の整備
	画間県 数		当
		補助金等の名称	富士の国やまなし観光振興施設整備制助金 (観光振興を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を受ける) (1975年) (
	H	H管省 <u>F</u>	<b></b>
	1	王管謀	観光資源課

	華		
	根拠法令等	農業委員会等に関する 法律 山梨県農業委員会交 付金等交付要綱	農業委員会等に関する 法律 山梨県農業委員会交 付金等交付要綱
	補助基準等	農業委員会の事業に要する経費に補助する。	農業委員会の事務に要する経費の財源に充てる。
<b>4</b> 1	中門村		
田田	账		
每	H	定額	定額
	補助率	定額	定額
	補助対象事業の内容	・農地法に基づく事務の適正実施のための業務費・農地の有効利用を図るための業務費・農地の有効利用を図るための業務費	農業委員会交付金事業 1. 委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査、農地基本台帳整備費
	直間 県 の 秩 接 単 公	数	報
	補助金等の名称	農地制度実施円滑化事業費補助金(農業委員会)	農業委員会交付金
	主管省庁	農林水産が	<b>一 · </b> · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	土管課	農 政 🖇	能 務 課

	第										
	根拠法令等	国土調査法による地籍 調査費負担金交付要 網 山梨県地籍調査事業 負担金交付要網	山梨県農地利用集積 推進事業費補助金交 付要綱	山梨県農地集積協力 金交付事業費補助金 交付要繼	国接关注于国际的对付 国际 大大 社员 医格兰氏 医乳球 化 医乳球 医乳球 化 医乳球 医乳球 医乳球 化 医乳球	10a当り単価		通常単価の8割を交付す 支援など積極的な取組	ر ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا	山梨県中山間地域等 直接支払交付金等交 付要繼	· 山梨県農業経営構造 対策事業費補助金交 付要綱
		1. 市町村が行う地籍調査事業の実施に 伴う経費 2. 地籍図の作成 3. 地籍簿の作成	市町村段階における農地利用集積円滑化に必要な活動を市町村が補助する場合における経費に対し助成する。	経営体への農地集積に対し、農地提供 を行う者に協力金を支払う事業に対し交付する。	ルースにおいているようになった。 以上の農振農用地を対象として協定を総結し、継続して行われる農業生産活動等や地域の実情に別した生産性、収益向上や担い手育成、集落営農化などの整備に向けた活動を行う。		水 田 1/100~1/20未満 日 日 15度以上 8~15未満	・最低限の農地管理活動を行う協定には通常単価の8割を交付する。 る。 ・担い手の規模拡大や小規模高齢化集落支援など積極的な取組 ユギモギギス 場合は、取組 ユニウバケーののの イエのの	964米尚9の後日4、3580~2,000日/109の万算を行109、 盆で200~2,000日/109の万算を行	中山間地域等直接支払事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に充てるため交付する。	経営規模が小規模・零細な地域において 意欲ある経営体を育成するため、共同利 用機械等の導入を支援する。(上限4,000 万円)
⟨□	市町村	1/4			) - - -					定額	
担割	当	1/4			2						
負	H	2/4	定額	定額	) 					定額	1/2以内
	補助率	3/4	定額	定額						定額	1/2以内
	補助対象事業の内容	地籍調査事業	農地利用集積推進事業 1. 市町村活動推進事業 2. 農地利用集積円滑化団体活動推進事業	農地集積協力金交付事業 1. 経営転換協力金交付事業 2. 分散錯圃解消協力金交付事業	エルスになっておいたがあるがになった。以上、多面的機能を確保するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に交付金を支払う。					市町村推進事業 ・説明会の開催等 ・確認事務及び交付金の支払事務等	条件不利地域補助型経営体育成支援事業
中	間 接 県 単 の区分	開接	発 開	開	Ξ X					開	間接
	補助金等の名称	<b>地籍調查事業費負担金</b>	農地利用集積推進事業費補助金	農地集積協力金交付事業費補助金	モンログスローキをである。					中山間地城等直接支払推進交付金	新 農業経営構造対策事業費補助金
	王管省厅(	国土交通省			刪成	#	<b>*</b>	姐 给	I		
	土管課				版 柱	熊	歐	監			

_		1	·	_	
	華				
	根拠法令等	山梨県農地·水·環境 保全向上対策補助金 交付要綱 交付要綱	やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助 会交付要綱 会交付要綱	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	山梨県土地改良事業 等補助金交付要約 (2)
	補助基準等	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に対し交付する	·受益面積30a以上 ·受益面積30a以上	企業的経営面積が1ha以上であること。	中山間直接支払制度や農地・水・環境保 全対策などによる共同活動を行っている 地域。また、農業経営基盤強化促進法に 基づく市町村基本構造に耕作放棄地の 発生防止・解消を図る区域としているこ と。 整備する対象地域に耕作放棄地面積 1ha以上含まれていること。 耕作放棄地利用計画を作成し、その達成 が見込まれていること。
<	市町村				
	計		1/2以内	50/100 以内	50/100 以内
ц	K HI	定額			
	補助率	定額	1/2以内	50/100 以内	50/100 以内
	補助対象事業の内容	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業	やまなし農業ルネサンス大綱の実現に向け、強い産地づくりや技術の向上及び新たな担い手の確保・育成につながる施設等の整備に対し助成する。	企業的農業経営推進支援モデル事業	耕作放棄地等再生整備支援事業
	直間県の 接接単分	報	<b>进</b> 些	声	•
			やまなし農業ルネサンス総合支援事業費補助金	土地改良助成費補助金	
	主管省庁	農林水産省			<b></b>
	主管課		献	巣	<b>默</b>

	龍					
	根拠法令等	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金交付要綱を付要網	野菜産地強化対策推 進事業費補助金交付 製鍋	果樹產地再生関連施設整備事業費補助金交付要繼	企業参入型野菜産地強化事業費補助金交中付要網	山梨県食品流通合理 化対策事業費補助金 交付要縮 交付要縮
		1 . hh . 4×2		果樹産地の再生に向けて、集出荷貯蔵施設の再編整備に関わる経費に対して補助する。	企業参入による野菜の生産・流通の両面にわたる構造改革を推進し、産地競争力を図るための施設整備等に対して補助する。	中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に対して補助する。
άп	市町村					
相割	県					
負	H	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/3以内
	補助率	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/2以内	1/3以内
жи	補助対象事業の内容 やまなし果樹産地施設等整備事業 ・小規模土地基盤整備 ・共同利用施設の整備等 ・供可スト耐候性ハウス ・共同利用施設 ・集団営農用機械 ・小規模土地基盤整備等等		- 集出荷貯蔵施設 備事業・集出荷貯蔵施設・集出荷貯蔵施設・		<ul><li>卸売市場施設整備</li><li>・売場施設</li><li>・貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)等</li></ul>	
車		整	型 記 数	盟	盟	開
	補助金等の名称	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金	野菜産地強化対策推進事業費補助金	果樹産地再生関連施設整備事業費補助金	企業参入型野菜産地強化事業費補助金	山梨県食品流通合理化対策事業費補助金
#	一管省庁			4		
1	土管課		果樹食品	河 課		

	編	
	根拠法令等	飼料自給率向上体制整備事業費補助金交及要 空網 一個<
	補助基準等	飼料自給率の向上が確実に見込まれる 市町村、農協、営農集団及び農業生産 法人
∕□	市町村	
担割	当	
負	H	1/2以内 1/3以内
	補助率	1/2以内 1/3以内 1/3以内
	補助対象事業の内容	自給飼料生産基盤強化及び飼料生産に係る効率的な機械体系の導入のための条件整備
車	回間 B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	整
	補助金等の名称	飼料自給率向上体制整備事業費補 助金 助金
4	生管省庁	農林水産省
	王管課	备 選

	米			
	龍			
	根拠法令等	経営所得安定対策 進事業費補助金交付 要綱 報報 基準	活力ある水田農業支援   事業費補助金交付要   編集   第   第   第   第   1   1   1   1   1   1	やまなしの花新商品開発支援事業費補助金交付要綱交付要綱
	補助基準等	市町村又は地域農業再生協議会等が実施する経営所得安定対策推進事業に必要な経費を助成する。	<ul> <li>・事業実施主体は、米の生産数量目標に活治った生産を行い、達成が見込まれてい事る者であること。</li> <li>・①、②、③、④、⑤については、受益面積が概ね1ha以上であること。</li> <li>・⑥については、国の水田活用の直接支払交付金の対象農家に対し、市町村又は農協が助成を行うこと。</li> </ul>	新商品開発に必要な生産・出荷資材、新品目種苗の導入等に要する経費
Ąι	市町村			
田田	些		1/2以内4/10以内	1/2以内
Ф	H	定額		
	補助率	定額	1/2以内 4/10以内	1/2以内
	補助対象事業の内容	経営所得安定対策の円滑な実施を図るため、農業者等への制度の周知、システム修正・開発、作付け面積の確認等を行う市町村、山梨県水田畑作農業再生協議会等に対し必要な経費を助成する。	水田を利用した転作作物の栽培や、転作作物の地産地消を推進する取組み等に対し助成する。 (1)水田転作生産拡大支援事業 (2)転作作物地産地消支援事業 (3)まで用小麦生産拡大支援事業 (4)酒造好適米生産拡大支援事業 (5)WCS生産拡大支援事業 (6)産地づくり対策促進事業	県産花きの新たな使い方や楽しみ方が提案できる新商品開発の取り組みに対し助成する。
:	画間 県 珠 の マ 単 安	整體	<b>当</b> <b>当</b>	<b>油</b> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	補助金等の	新 経営所得安定対策推進事業費補助金	新 活力ある水田農業支援事業費補助金	やまなしの花新商品開発支援事業費補助金
	主管省 厅	農林水産省		K
	主管課		花き農水産課	

	<b>着</b>							
		天災による被害農林業者等に対する資金の融る等に対する資金の融通に関する補助金交付規程	鳥獣被害防止総合対 策事業費補助金交付 要綱	環境保全型農業直接 支払推進費補助金交 付要綱 付要綱	青年就農給付金交付 事業費補助金交付要 繩	農業用機械·施設整備 事業費補助金交付要 網	. 山梨県緊急農業施設 災害復旧支援対策資 金利子助成補助金交 付要綱	山梨県農業経営基盤 強化資金利子 B 成補 助金交付要繼 :
	補 助 基 準 等				地域農業マスタープラン(人・農地プラン) に位置づけられている就農時45歳未満 の独立・自営就農者等に一定期間の給 付金を交付する。	地域農業マスタープラン(人・農地プラン) 標に位置づけられている今後地域の中心と事なる経営体(新規就農者や農業者等)が 総政資を活用し機械、施設の導入を図る際に、その導入に伴う経費の一部を助成する。	市町村が利子補給を行った金額の1/2以内とし、年1.5%を限度	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、U これらの農業経営が農業生産の相当部 弱 分を担うような農業構造の確立を図るた 財 め、日本政策金融公庫資金を借り入れた 農業者に利子助成を行う市町村に対し、 補助金を交付する。
但	市町村	1/40 7/40					1/2	1/2
担割	当	1/4~ 7/40					1/2	1/2
負	H	1/2~ 13/20	1/2 55/100 一部定額	定額	定額	3/10以内		
	補助率	3/40 33/40	1/2 55/100 一部定額	定額	定額	3/10以内	1/2	1/2
		利子補給補助事業	捕獲機器の導入、追い払い資材等の整備(研修用)、被害防止施設の整備等について、市町村の鳥獣害対策協議会、市町村に対し補助金を交付する。	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を 普及・拡大するための環境保全型農業直接支払補助金の推 進に向け、市町村による現地確認や農家指導等を実施するた めに必要な経費を助成する。	J		平成10年1月の雪害に係る当該資金に利子補給を行う市町村に対し、補助金を交付する。	利子助成事業
重 接	間 県 の の 区分	<b>報</b>	盟	盟	間接	<b>教</b>	<b>声</b> 当	<b>当</b>
	補助金等の名称	被害農家営農資金利子補給等補助金 金 (天災資金)	鳥獣被害防止総合対策事業費補助 金	環境保全型農業直接支払推進費補助金	<del>)  -</del>	新 経営体育成支援事業費補助金	緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金	農業経営基盤強化資金利子助成補助金
#	管省庁		載 ‡			-	·	<b></b>
4	土管課			电底	業 技	作 黙		

	棄									
	根拠法令等	山梨県土地改良事業等補助金交付要縮		구 但	山梨県農業集落排水 事業普及促進費補助 金交付要繼	山梨県土地改良事業 等補助金交付要綱	<b>기</b>	山梨県土地改良事業等補助金交付要縮	山村振興等農林漁業 特別対策事業補助金 交付要繼 交付要繼	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱等補助金交付要綱
	補助基準等	事業実施の対象となった農業集落にかかわる農用地の1/2以上が農業生産基盤の受益地となること。			施するうえで、前 ^処理率が82% 設会計に対して		受益面積 5ha以上	ムニエス 受益面積 30ha以上 (ため池、かんがい受益 2ha以上) (防災受益 7ha以上)	5法指定地域(山村振興法、過疎地域自し 立促進特別措置法、半島振興法、離島 振興法、特定農山村地域における農林 漁業等の活性化のための基盤整備の促 進に関する法律に指定された地域)	ため池等整備事業(一般型) 受益面積 5ha以上 総事業費 800万円以上 北砂崩壊防止事業 総事業費 800万円以上
4	中四本		25/100	50/100			44.5/100		1/2	25/100
무	账		25/100		2.5/100		0.5/100 0.5/100 0.5/100			25/100
Ф	K HI		50/100	50/100		20/100	50/100 中山間地 55/100	100/100	1/2~ 3/10	50/100
	補助率		75/100	50/100	2.5/100	20/100	55.5∕100	100/100	1/2~ 3/10	75/100
	補助対象事業の内容	山間地における小規模農業生産基盤の整備とあわせて農業 集落における生活環境の条件整備を行う。	農村総合整備	4	農業集落排水事業を実施する市町村に対して、その促進を図る。	調査設計事業	農山漁村活性化プロ 基幹工種 ジェクト支援交付金 (H19以降採択地区) 基盤整備促進事業 (H17以降採択地区)・客土 (B 用地保全)・農地造成 ・土壌改良 ・産業外分合 ・一、営農用水施設 ・一、管農用水施設 ・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	25	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(H19以降採択地区) ・農林水産物処理加工施設・農林水産物集出荷貯蔵施設・育苗施設・農林漁業体験施設・費林漁業体験施設・費村漁業を発施設・都市農山漁村総合交流促進施設 など	ため池等整備事業
	画間間の の単接接 とと	開接		間接	声	間接			題	盟 教
	補助金等の名称	農村振興総合整備事業補助金		農業集落排水事業補助金	山梨県農業集落排水事業者普及促 進費補助金 進費補助金	団体営土地改良事業費補助金			山村振興等農林漁業特別対策事業	農地防災事業費補助金
	主管省庁	<b>骶</b> 柱	<b>大</b> ·		<b></b>		■ 株 ★		神	
	主管課						<b>基</b>			

				T	T	1
	兼					
	根拠法令等	丁 呾	<b>기</b>	구 @	구 @	地域再生法
			鳥獣害防除施設等であって受益面積が3ha以上あること(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)	特産農産物生産計画を作成した地域受益面積が3ha以上(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)(または、醸造用ぶどう拡大、新産地育成の場合は0.5ha以上)あること。	- 된 - 세	国の定める基準による農道整備に要する事業
<	市町村	国費補助 残 知	70/100	50/100		10/100
₽ ₽	및 ボ		30/100	50/100	完整	40/100
ц	HI.	増 による 野 奉 奉				50/100
	補助率		30/100	50/100	定額	90/100
		災害復旧費	鳥獣害防除事業	特産農産物生産支援整備事業	果樹団地化促進支援事業	広域農道整備事業
	直 接間 接票 医皮肤 医皮肤 医皮肤 医皮肤 医皮肤	開	世			整
	補助金等の名称	災害復旧事業費補助金	土地改良助成費補助金			道整備交付金
	生管省 ①	農林水産省		毗		内閣府(農林水産省)
	<b>土御</b> 課			華	君 點	

# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
1
直接
1
1/2   1/
□ 注 補助金等の名称 間接 補助対象事業の内容 補助率 の名称 間接 に
1
(元)
乗
( ) 世間
と言葉 (美しい県土づくり推進室) 主管省庁 県
生管課 (美しい県土づくり推進室)
明 土 整 備 総 務 課

		かん						
	備	財政力指数により、補助率のか さ上げ有り さ上げ有り						
	根拠法令等		地域再生法第13条第3項	広域 宣農 団 地関 連 市 町 村 道 整 備 事 業 費 項 付				
				農道整備についての覚書に基づく事業、かつ道路法に基づく市町村道及び関連事業で国土交通省が定める採択基準				
<b>4</b> 0	市町村	4.5/10 XIA [1/2]	1/2	23/30				
相	些			7/30				
龟	H	5.5/10 X(‡ [1/2]	1/2					
	補助率	5.5/10 X(\$ [1/2]	1/2	7/30				
	補助対象事業の内容	<ul><li>・市町村道整備事業</li><li>・市町村道整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業</li></ul>	<b>市町村道整備事業</b>	<b>市町村道整備事業</b>				
‡ +	間 接 環 の 区 単	面 教	<b>基</b>	当				
	補助金等の名称	社会資本整備総合交付金	道整備交付金	広域営農団地関連市町村道整備事業費				
	主管省庁	国土交通省	内閣府(国土交通省)	国土交通省				
	土管課	道路整備 課						

	布										
	根拠法令等	公共土木施設災害復 旧事業査定方針(昭和 32年7月15日建設省河 発第351号) 激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条 予算補助	予算補助	激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条	予算補助 激甚災害に対処するた めの特別の財政援助 等に関する法律第3条	総合流域防災協議会 の進め方について(平 成17年3月31日国河計 第127号の3)	河川法第16条の3第1項	社会資本整備総合交付金交付金交付要網	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	水防資材費国庫補助 基準	国土交通省所管公共 土木施設災害復旧事 業査定設計委託費等 補助金交付要綱
	補助基準等	災害関連費 総工事費のうち災害関連工事の占める 割合が5割以下で1箇所の災害関連工事 費が1,800万円以上	災害復旧事業の工事費以内で900万円 以上4,500万円未満(人工構造物は7,000 万円未満)	関連する災害復旧工事費以内	枢	総合流域防災事業費	国土交通省の定める都市基盤河川の改修事業	は漫透又 3備	災害復旧事業費 1施行ヶ所の工事費60万円以上	水防用資材費 激甚災害指定35万円を越える部分がある場合(超過額に対して補助)	査定設計委託費 基災害指定で公共土木施設災害復旧事 土 業費国庫負担法が適用される国土交通 業 省所管の災害復旧事業 イ委託費等の額が箇所ごとに500万円以 上で、かつ決定工事費に対する割合が 7%以上
<b>4</b> c	I 型 本	1/2	1/2	1/2	6/10	2/3	2/3	2/3	1/3	1/3	1/2
平	账										
旬	K III	1/2	1/2	1/2	4/10	1/3	1/3	1/3	7/3以上	2/3	1/2
	補助率	1/2	1/2	1/2	4/10	1/3	1/3	1/3	7/3以上	2/3	1/2
		河川等災害関連事業(一般関連事業)	河川等災害関連事業(特定関連事業)	河川等災害関連事業(特定小川災害関連環境再生事業)	河川等災害関連特別対策事業	準用河川改修事業	都市基盤河川改修事業	新 流域貯留浸透事業	公共土木施設災害復旧事業	水防資材整備事業	公共土木施設災害復旧事業
<u>:</u>	画間 島の の 東	<b>幹</b>			車	<b>幹</b>	重接	車	車	車	車
	補助金等の名称	河川等災害関連事業費補助金				社会資本整備総合交付金			河川等災害復旧事業費負担金	水防資材費補助金	公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金
	主管省庁				H +	•	通 布				
	土管課				织	¥	監				

	華	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	根拠法令等	補助金等に係る予算の 数行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)
	補助基準等	·基幹事業:水の安全·安心基盤整備 ・全体事業費の2割以内
<b>√</b> □	市町村	1/2
担割	凿	
萸	H	1/2
	補助率	1/2
	補助対象事業の内容	効果促進事業・計画の目標実現のため、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務(ソフト対策を含む)・全体事業費の2割以内
井	回間県の 区 東東 公 東東 公 東 東 公 東 東 公	極
	補助金等の名称	社会資本整備総合交付金
4	土管省庁	国土交通 省
	主管課	砂 防 課

	華		財政力指数によ り、補助率のか さ上げ有り				「」は現費「0」 ()は組合施行		
	根拠法令等	道路整備費の財源等の特例に関する法律	係る予算の 化に関する と情総合交 細)	都市公園法	都市再生特別措置法	都市再生推進事業費補助金交付要綱		公共団体等区画整理(補助事業実施要領山梨県公共団体土地区画整理事業補助金交付要称の安立での一次での一次では一次での一個を対象をは、	組合等区画整理補助事業実施要領上操票施要領口操票組合等土地区国整理事業補助金等交付要額交付要網
	補 助 基 準 等	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	Full .	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせて3~5年間で実施する場合に、交付対象事業費の最大40%の国費が交付される	地方公共団体が策定する「都市防災事業計画」に基づく事業()は、構造費まちづくり活動支援に対する率	都市計画事業である市街地再開発事業	幅員15m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地内では幅員8m以上)	既成市街地内で幅員8m以上の都市計画 道路の新設・改築及び既成市街地外で 幅員12m以上の県管理都市計画道路の ロ 新築・改築(既成市街地外の市町村管理 都市計画道路は県負担対象外)
إا	中町村	1/2	4.5/10	2/3	王/101/9	1/2 (2/3)	1/2 (1/6)	2.25/10	1/5 (2/5)
田田	歐						1/6	2.25/10	1/5 (0)
句	H	1/2	5.5/10	1/3	4/10以内	(1/3)	1/3	5/10	6/10
	補助率	1/2	5.5/10	用地1/3 施設1/2	4/10以内	(1/3)	(1/3)	7.5/10	10/10
	補助対象事業の内容	結節点改築	<ul><li>・街路事業、土地区画整理事業</li><li>・街路事業および土地区画整理事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業</li></ul>	都市公園事業	都市再生整備計画に位置づけた「①地域の特性を生かしたまちづくり、②地域経済・社会の活性化」に資する事業	都市防災総合推進事業	市街地整備、「整備計画作成」	公共団体等区画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて市町村が実施する土地区画整理事業	組合医画整理補助事業実施要領により国庫補助金を受けて組合等が実施する土地区画整理事業
:	画 間 県 番 の の 区 分	直接	型	<b>型</b>	<b>南</b>	車	画 (間 (型 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+ (+	恒 東 接 事	超
	補助金等の名称	社会資本整備総合交付金						土地区画整理事業補助金	組合土地区画整理事業補助金
	土管省 庁			HI ·	土 交 通 省			-	[土交通省)
	土管課				<del>柜</del> i	<b>声</b>	艦		

	氟							
		下水道法34条	<b>니</b> 呾	<b>식</b> ㄸ	<b>니</b> 때		住宅市街地基盤整備事業制度要繼	地域再生法第19条第2項第2号
			終末処理場として補助しているもの 合流式下水道の区域内で行う、滞水地、 貯蓄施設の設置、遮集管の増設、雨水 吐口の改良等 下水道機能確保のため、今後増大する 老朽施設について計画的な機能高度化 をする事業 下水道管理用光ファイバーの敷設 他		地震対策及び「下水道地震対策緊急整備計画」に位置づけた施設の改築更新等 等 「下水道長寿命化計画」に位置づけた施 設の改築更新等	国土交通省の定める「公共下水道に係る 主要な管渠の範囲について」に該当する もの 集水面積が50ha以上のもの。浸水指数 5,000以上の区域を排水するもの。全体 事業費3億円以上。	住宅建設事業、宅地開発事業に関する 基幹的な公共施設整備(道路・下水・河 川等)で通常の国庫補助事業に加え別 枠で補助を行う。	3省(国土交通省、環境省、農林水産省)の汚水処理施設の内、2省以上の施設を整備しており、国が地城再生計画を認定した市町村が行う普及促進事業
4	中田村	2/3-1/2	4.5/10	2/3-1/2	1/2	6/10	1/2	1/2 4.5/10 1/2
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	歐							
屯	H	1/3•1/2	1/2• 5.5/10	5.5/10	1/2	1/2 4/10	1/2	1/2 5.5/10 1/2
	補助率	1/3-1/2	1/2· 5.5/10	5.5/10	1/2	1/2 4/10	管·1/2 処·1/2 "· 5.5/10	管・1/2 処・ 5.5/10 処1/2
		汚水管渠整備  地方公共団体の個人助成への補助	処理場の整備及び改築更新(水処理) 合流改善 地震対策(水処理) 新世代・光ファイバー他	処理場の整備及び改築更新(汚泥処理) 地震対策(汚泥処理) 下水道資源循環利用計画策定及び民間活用 (PFI) 汚泥有効利用	地震対策(管渠) 改築更新(管渠) 下水道長寿命化計画策定他	雨水管渠整備 都市下水路	公共下水道特定環境保全公共下水道	汚水処理施設の整備
	回間 の の を 発 単 の の	直接						異
		社会資本整備総合交付金						污水処理施設整備交付金
	主管省庁		[	<del>I</del> I +	X 関	〜		内閣府(国土交通省)
	土管課			۴	<b>*</b>	型 點		

	華	
	根拠法令等	山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要額 要額 過額
	補助基準等	下水道事業を実施する市町村の一般会計に対する交付 計に対する交付 生活排水クリーン処理率が82%未満であること等
<b>√</b> □	市町村	
相	歐	10/10
負	H	
	<b>神</b>	交象の 市独の付事 2.以町事 2.以町事 2.以金業5.内村業5.内対費% 単費%
	補助対象事業の内容	公共下水道事業を実施する市町村の財政援助及び事業の促進を図る
井里	回間県の の資産を 日本単分	<del>川</del> 町
	補助金等の名称	山梨県公共下水道普及促進費補助 金 金
1	王管省师	些
	土管課	下 水 瀆 點

	華								
	根拠法令等	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領	<b>각</b> 띧	街なみ環境整備事業制度要縮				
		基幹事業 - 公営住宅等整備事業 - 住宅地区改良事業等 - 住宅市街地基盤整備事業 - 住宅市街地基盤整備事業 - 公営住宅等ストック総合改善事業 - 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 - 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 等 - 地域の政策の実施に必要な事業 - 地域の政策の実施に必要な事業	主体及び屋外付帯工事に要する経費	全体工事費の1/9(低層) "1/6(中層・高層) "1/5(サービス付き高齢者向け住宅)	次のしいずれかに該当する地区で区域面 積1ha以上。 ・接道不良住宅率70%以上 ・住宅密度30戸/ha以上 ・区域内の幅員6m以上の道路が総延長 の1/4未満 ・公園、広場、緑地の面積3%未満 ・条例等により景観形成を図るべきことと オカアいる区域	3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
4	T 田 工 工 工 工	5.5/10 以上	5.5/10 以上	市町村 補助額の 5.5/10		1/2	1/2	1/2	2/3
中	毗								
屯	K HI	4.5/10 以下	4.5/10 以下	市町村 補助額の 4.5/10		1/2	1/2	1/2	1/3
		4.5/10 以下	4.5/10 以下	市町村 補助額の 4.5/10		1/2	1/2	1/2	1/3
		地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業	市町村が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	民間が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	地区住民の発意と創意を尊重した、ゆとりとうるおいのある市街地の形成	①協議会活動助成事業	②整備方針策定事業	③街なみ整備事業 (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	④街なみ整備助成事業
	画 間 の の 要 を 単 と の	面	画		恒				
		社会資本整備総合交付金							
	主管省庁		H H	łX	囲 海				
	生管課		建 築	纽	仇 鰈				

	<b>華</b> 桃								
	根拠法令等	住宅・建築物安全ストップを形成事業制度要網住宅・建築物安全ストップを記りませる。 ウ形成事業対象要網 ウ形成事業対象要網				サール ・	丘七・年業物メエヘドン ク形成事業制度要綱 住宅・建築物安全ストッ ク形成事業対象要綱	鉄あい道路整備等促進 事業制度要綱 狭あい道路整備等促進 事業補助金交付要綱	
	補助基準等	次の事業を補助対象とする。 ・吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は用い込み。				かの事業を採用社会レナス	みのずまで作のが多による。・・・住宅の耐震化の支援に関する事業・・建築物の耐震化の支援に関する事業・・避難所等の耐震改修、建替えに関する事業事業	狭あい道路に係る調査、測量、分筆、登記、データベースの築造に要する費用	狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用
4	中町村	2/3	<b>开</b>			7,	2/3	1/2	1/3
中	些	1 1	I						
Ą	H	1/3 10/10 以内	市民者するの名事をののは事でのの公事でのの大事な行命の大業をなった。 ひかに 教学 付い ひき りゅう ひきょう	8 년 전 전		1 /2	1/3	1/2	鉄河 数河 なるの内かし は が の の の の の の の の の の の の の
	補助率	1/3 調査 10/10 (25万円/ 棟以内) 以内	中田日本 日田と 中の名 全の 大事 な 大 の の 大 の の 大 の の 大 を の と の と の と の と の と の に し の の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り の に り に り	91/3以 内(調査 の場合 は、計門 村が補野	する額以 内かつ、 25万円/ 棟以内)	1/0	1/3	1/2	1/3
	補助対象事業の内容	アスベスト改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し補助を行う。			计中 建铬脂石矿谱分解 計畫記針 計畫的故事 雙方电坑才	17年・年来初の	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業	狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方 公共団体の補助事業(ハード事業)
	画記 の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>発</b>				华	Į Į	直接	
		社会資本整備総合交付金							
	生管省所			H	Н	₩	ূূ	細	
	主管課			赳	銤	毌	ۍ	糕	

	析	御 か つ し					
	<b>ૼ</b>	県交付要綱あり 県当初予算なし					
	根拠法令等	宅・建築物安全ストッ形成事業制度要綱 宅・建築物安全ストッ 形成事業対象要綱	緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援事業費補助金交付要縮	mel.			緊急木造住宅「わが家 の耐震化」支援事業費 補助金交付要綱
	補助基準等	除去等については1戸当たり780千円を限定 健設、購入については1戸当たり4,060千円(建物3,100千円、土地960千円)を限度 株殊地域1戸当たり7,080千円(建物4,440千円、土地2,060千円、敷地造成580千円)	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の 緊木造住宅で、総合評点が1.0以上となるよのう改修を行うもの。 ただし、東海地震の想定震度が6強以上となる地域を含む市町村においては、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅が対象。 (一般世帯が対象)	度か6強以上となる地域及ひ緊急輸送道路を閉塞させる可能性のある住宅に居住する一般世帯が対象〉 ※他の内容は上記に同じ			耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の 写木造住宅(S45.12.31以前に着工)で、総 合評点が0.7以上1.0未満となるよう改修 を行うもの。 (高齢者等世帯又は東海地震の想定震度が6強以上となる地域の一般世帯が対象)
<b>√</b> □	市町村		<b>山</b>				中
相	些	1/4	「改修費 の1/4] かつ 「市町村 が補助す る金額の 1/2] かつ 30万円を 上限とす	「改修費 の1/3」 かり 「市町村 が補助す を始め	8月 1/2] かり 40万円を 上限とす る。		「
萸	H	2/4	市 毎 5/10 5/10				七 (10 (10 (10) (10)
	補助率	3/4	37.5	50.0			7100
	補助対象事業の内容	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 ①危険住宅の除去に要する経費助成 ②危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費 助成	個人の木造住宅耐震改修に補助する市町村に対して補助を行う。				個人の木造住宅耐震性向上型改修に補助する市町村に対して補助を行う。
井里	回間県 の 選単区	発唱	開				報 開
	補助金等の名称	社会資本整備総合交付金	木造住宅耐震化支援事業補助金				耐震性向上型改修支援事業補助金
4	土管省庁		H	H	₩	ূ	神
	主管課		赳	锹	世	枡	點

	鏕		
	根拠法令等	本が合在で可震シェルの一段では大大の一般では、大大は、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	山梨県アスペスト 野山大 田 田 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	補助基準等	耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の本造住宅に耐震シェルターを設置するもの。 く一般世帯が対象〉 度が6強以上となる地域の一般世帯が対象〉 ※他の内容は上記に同じ	次の事業を補助対象とする。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。
4	中野社	任 第	<b>五</b> 續
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	H 歌	順 で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	市補金 / 内か事すの内た事すは 町助額 / 八業る / 八事すは 村すの以、つ業の / 2 業名、2 2000 R でる。 受用以、に費、万限をする。 がる 要用以、医用 方限の
屯	H	市 9/10 5/10	1
	補助率	37.5 /100 /100	市補金 / 内か事すの内町助額 / 、つ業の内町助額 / 、つ業の / 1 付すの以、に費ら / に費以る 要用以
	補助対象事業の内容	耐震性の低い個人の木造住宅への耐震シェルターの設置に補助する市町村に対して補助を行う。	アスペスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。
	画 間 の 場 来 来 と 区 の の り	整	出
	<b>等</b>	業費補助金業費補助金	山梨県アスペスト飛散防止対策事業費補助金 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	主管省庁	国 土 交 通 省	些
	生管課	建 築 住 字	

					T
	華				
	根拠法令等	緊急木造住宅「わが家 の耐震診断」支援事業 ) 費補助金交付要綱			住宅耐震改修設計支援事業費補助金交付要繼 養養 化
	補助基準等	○補助対象 ・個人所有の1戸建の住宅 ・在来工法で建築され、2階建以下のもの ・昭和56年5月以前に着工したもの ○補助阻庫結 11,050四/百	○補勁液(支機 11,23011/ 万 ○耐震診断の結果、総合評点が1.0以上 の場合は、1戸につき、7,500円を限度と + 2	9	〇補助対象 ・緊急木造住宅「わが家の耐震化」支援 事業の対象となる木造住宅の耐震改修 設計の費用 〇補助限度額 50,000円/戸
¢п	市町村	1/4			1/6
担割	账	1/4			1/6
負	H				
	補助率	事業に要 する費用 の1/4以 内			計画性 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	補助対象事業の内容	国の交付制度に基づき市町村が行う、木造住宅の耐震診断事業に対し、補助を行う。			国の交付制度に基づき、民間木造住宅の耐震改修設計費の補助を行う市町村に対し、補助を行う。
莽里	回間 県の区 英接 単分区	声			曲
	補助金等の名称	木造住宅耐震診断支援事業補助金			木造住宅耐震改修設計支援事業補助金
4	王管省庁			<u></u>	•
	土管課	載	Į	鉄 生	计 份 鰈

	華				過 U の対象は 小学校、中学校 及び中等教育学 校の計画書籍に	(大文) (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17 (17	過(D)の対象は 小学校、中学校	及ひ中等教育字校の前期課程に限る。 山 は財政力指数(直近3年平数(直近3年平	均)0.41未満					
	根拠法令等	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	務教育諸学校等の 記費の国庫負担等 関する法律		義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等			義務教育諸字校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	大規模地震対策特別 措置法	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の品が、	818年の4月1日日に 関する法律	
	力基準等	不足教室の解消	未保有校の解消不足面積の解消	統合に伴い必要な校舎又は屋内運動場の確保	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教 義育学校の前期課程の危険建物(木造の 施建物については耐力度5,500点以下、鉄 に第二、ケニート等 辞号法 結発コンク	ガートブロック造等の建物については耐力度4,500点以下)の改築	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の不適格建物(教育			地震対策緊急整備事業計画に基つく公立小中学校及び中等教育学校(前期課程)における校舎の危険改築				
4	市町村	1/2	1/2	1/2	2/3	e è	2/3	4.5/10	!	1/2				
₩ ₽	些													
Ą	K HI	1/2	1/2	1/2	1/3		1/3	5.5/10		1/2				
	補助率	1/2	1/2	1/2 適 5.5/10	1/3 (a) (L) 55/10	<u> </u>	1/3	6 U		1/2				
	補助対象事業の内容	公立小・中学校校舎の新増築事業	公立小・中学校屋内運動場の新増築事業	公立小・中学校統合校舎等の新増築事業	公立学校危険建物の改築事業		公立学校不適格建物の改築事業		7.44 J=7.78 4-44 1-77 Tu 3-11	地震防災対策事業(改築)				(汝ページへつづく)
	直間 県の 単数 英 単 単 区 区 分 車 乗 単 分 区	直接			直接									
	補助金等の名称	公立学校施設整備費負担金			学校施設環境改善交付金									(汝ページへつづく)
	生管省所				×	郶	献	扑	神					
	主管課				孙	核	摇	损	點					

	華		<ul> <li>※S53~S55年 りま数力指数 0.5以下の市町 村が設置するも の又は文部科学 大臣の定める基 様(Is値0.3未満 漢)のものの補 強)のものの補 強</li> </ul>			
	根拠法令等	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等  に関する法律 地震防災対策特別措   置法	義務教育諸学校等の施設 費の国庫負担等に関する 法律 大規模地震対策特別措置 法 地震防災対策強化地域に おける地震対策緊急整備 事業に係る国の財政上の 特別措置に関する法律	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等施設費の国庫負担等 に関する法律 地震防災対策特別措置法	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律 地震防災対策特別措 置法	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律
	補助基準等	I II С KA	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校及び中等教育学校(前期課程)における非木造校舎の補強	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく 公立小中学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎及び非木造屋内 運動場の補強 ・Is値0.30以上0.7未満又はq値0.50以上1.0未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及 び鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及 び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく 公立幼稚園、小中学校、中等教育学校 信前期課程)の校舎、屋内運動場及び寄 (前期課程)の校舎、屋内運動場及び寄 (18年のうち、以下に該当するものの補強 ・1s値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コゼンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンク リート造の建物 ・その他文部科学大臣が認めるもの	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の危険建物(公立学校危険建物の改築事業参照)の長寿命化を図るために必要な全面的な改修工事下限額1校あたり7,000万円(小規模校1,000万円、幼稚園400万円)
<	中町村	1/2	1/2	1/2	1/3	2/3
<b>P</b>	些					
4	K H	1/2	2/3	1/2	2/3	1/3
	補助率	1/2	1/2 <b>%2</b> /3	1/2	2/3	1/3
	補助対象事業の内容、	(前ページつづき)	地震防災対策事業 (補強)			<b>新長寿命化改良事業</b>
	直間 明 の 発 発 単 び					
	補助金等の名称	(前ページつづき)				(汝ページへつづく)
	生管省庁		女 龍	<b>本 孙</b>	神	
	土管課		孙 核	超 説 !	<b>**</b>	

	編									校内LAN整備の 上限額は3,000 万円、それ以外	については2億 円 校内LAN整備は	高等学校及び中等教育学校の後 第教育学校の後 問書 2000年	別味性も必必				
	根抛法令等	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律				義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	± 100 × 100			義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律							
	補助基準等	公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の建物で建築後20年以上経過したものの大規模改造工事	・建物全体の改修工事 上限額2億円 幼稚園下限額400万円 幼稚園以外下限額7,000万円 (小規模校等は1,000万円)	・11以下工事 上限額事業単位で2億円 幼稚園下限額400万円 幼稚園以外の下限額は、地方公共団 体デンで7000万円かつ事業単位で400万	円(小規模自治体は地方公共団体ごとで1,000円かつ事業単位で400万円)	公立の小学校及び中学校の校舎、屋内 運動場の大規模改造工事(統合) ・同校種の学校統会(条例等で定められ	ないた。 大施設(廃校) と統合校舎等 な改修工事	上限額2億円		小学校、中学校、中等教育学校の前期 課程の建物の大規模改造工事(質的整備)	<ul><li>教育内容及ひ万法の多様化に適合させるための内部改造工事(下限額2,000万円。ただしトイレ改造は400万円、余裕教室は200万円)</li></ul>	・法令等に適合させるための工事(下限 額400万円)  - 共中   ANの数件/下間絡2000円円)	・校内CANO2金浦(ト阪街400万円) ・空調設置工事(下限額400万円) ・障害児等対策施設整備(下限額400万円)	ロ/ ·防犯対策施設整備(下限額1,000万円)	公立の幼稚園の建物の大規模改造工事 (質的整備) ・粉音内容のパちキの名様化に適合させ	************************************	·防犯対策施設整備(下限額1,000万円)
<b>√</b> □	中市	2/3		5/7		2/3		5/7		2/3			5/7				
担割	毗																
負	H	1/3	N= 00	2/7		1/3		2/7		1/3	27.00		Z/7				
	補助率	1/3	財政力指数(直近3年平均) 年平均) 1.00超の 市町村	2/7		1/3	財政力指数(直近3年年均) 年平均)	市町村 2/7		1/3	財政力指数(直近3年中均)	1.00超 の市町村	2/7				
	補助対象事業の内容	大規模改造(老朽)事業				新大規模改造(統合)事業				大規模改造(質的整備)事業							
中	回間 明 の 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日																
	補助金等の名称	(前ページつづき)															(液ページへつづく)
,	王管省庁					×	铅	菜	孙	〜							
	土管課					孙	校	摇	搃	點							

	布	平成26年度まで	平成29年度まで		平成28年度まで	過の対象は事	業を行う年度の 10年前までに 統合した学校に 係る教員住宅、	9年 日曜 日曜 りゅう			
		義務教育諸学校等の 活形設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の 13施設費の国庫負担等 に関する法律		§務教育諸学校等の 5設費の国庫負担等 関する法律		施設費の国庫負担等 に関する法律 へき地教育振興法		義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 に関する法律 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
		小学校、中学校、中等教育学校の前期 課程の屋外教育環境施設(グラウンド、 学校ビオトープ等)の整備 公立の幼稚園の屋外教育環境施設(屋 外運動広場等)の整備	校の前期 用講堂の	各学校ごとに下限額600万円 (心の教室の整備は400万円)	公立の小学校、中学校、中等教育学校   義の前期課程の地域・学校連携施設(複合 施化促進型)の新増築、改築(原則として校に含又は屋内運動場の新増改築と同時に行われるものに限る。)	へき地教員住宅、へき地集会室(体育、	音楽等の学校教育及び社会教育用の施設)の確保 へき地児童生徒用の寄宿舎の確保		公立幼稚園の園舎の確保 公立幼稚園の学級定員の引下げに伴う 園舎の増築を含む	公害の被害校の建物で教育環境上著し く不適当なものの改築及び騒音、大気汚 染などの公害防止工事 (公立の幼稚園、小学校、中学校、高等 学校、中等教育学校が対象)	
থ	中田村	2/3	2/3		2/3	1/2	4.5/10		2/3	2/3	
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	账										
每	( HI	1/3	1/3		1/3	1/2	5.5/10		1/3	1/3	
	新 型 承	1/3	1/3		1/3	1/2	働 5.5/10		1/3	1/3	
		公立学校屋外教育環境整備事業	木の教育環境施設整備事業		地域·学校連携施設整備事業	公立小・中学校へき地教員住宅等の新増築事業			公立幼稚園園舎の新増築事業	公立学校建物の公害防止工事事業	
	回間間の 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図 図										
	補助金等の名称	(前ペーゾつづき)									
	主管省庁			×	架	革	补	細			
	土管課			孙	校	점	崧	糕			

	析		自家発電設備の 整備は、避難所 指定校に限る。	蓄電池を単独で整備する場合は、太陽光発電設置校に限る。			
	根拠法令等	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	公立学校施設災害復 旧費国庫負担法	田科教育振聞法	在
	補 助 基 準 等	高等学校、中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学、 校、中等教育学校の防災機能を強化す あための工事等(ただし、高等学校、中 等教育学校の後期課程にあっては、屋 外防災施設の整備に限る) 下限額1校あたり 400万円 上限額1校あたり 2億円 (自家発電設備の整備は、下限額は設置 者単位で「200万円×設置校数」、上限額 は1校あたり500万円)	が稚園、小学校、中学校、中等校、中等教育学校 の前期課程、高等学校及び中等教育学が 校の後期課程の産業教育のための実験に 実習施設、共同調理場の太陽光発電、 風力発電、太陽熱利用又は蓄電池の整備のために必要となる工事一式、その他関連工事。 太陽光発電等の設置に当たっては、原 則、自立運転機能など防災機能を付加。 下限額 1校あたり400万円 蓄電池は上限額 1,000万円	〇建物新築又は補修 〇工作物新設又は補修 〇土地 共址 4617 元 東	611年 備品の購入又は修理 備品の購入工	4.1.2.5.借算数·数学設備
<b>4</b> □	中町村	2/3	2/3	1/2	1/3	1/9	1
田田	歐						
每	H	1/3	1/3	1/2	2/3	1/2	1
	輔 輔 率 率	1/3	1/3	1/2	2/3	1/3	1
		産業教育施設整備事業	防災機能強化事業	太陽光発電等整備事業	公立学校施設災害復旧事業	小·中学校及び高等学校における理科・質勢及び勢学に閏す	る教育のための設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。
1	画 間 場 の の を を を を を を を を の の の の の の の の の				画	世	<u> </u>
	華田	(曹ページつづき)			公立諸学校建物其他災害復旧費補 助金	田科教音 設備整備費等補助会	
	主管省庁		×	指 菜 补	神	ım	
	主管課		扒	校 施 設	監		

				Ι			
	<b>華</b>						
	根拠法令等	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱
	奔 禁	補助限度額 ①1台(隻)あたり 250万円	②1舎あたり 新設寄宿舎 30万円 既設寄宿舎 15万円			②1人あたり 食費等日額 1,370円12銭 寝具類 5,250円	③財政力指数 0.4 未満 補助率2/3 0.4 以上 補助率1/2
<b>√</b> □	市町村	1/2	1/2	1/2		1/2	
担	当						
萸	H	1/2	1/2	1/2		1/2	
	補助率	1/2	1/2	1/2		1/2	
	補助対象事業の内容	(1)スケールバス・ボート等購入費 ①スケールバス・ボート購入費 へき地学校及び市町村の合併に起因する学校統合における 遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和並びに人口の過疎 現象に起因する児童・生徒の減少に対処する為の学校統合 現象に起因する児童・生徒の減少に対処する為の学校統合 及び過疎地域等におけるバス路線、ボートの運行(航)の廃止 による遠距離児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行 (航)するスケールバス・ボートの購入事業	②寄宿舎設備整備費 地方公共団体がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎に 整備する設備の購入事業	(2)遠距離通学費等 ①遠距離通学費 学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校又は中学校の活品解議等目前、任任の通常に要える過程を包括する重要		②寄宿舎居住費 公立の小・中学に寄宿舎を設置し、これにへき地学校等の児 童生徒を入舎させ、該当児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費、日用品費及び寝具費を市町村が徴収を免除する事業	③高度へき地修学旅行費 高度へき地学校の児童・生徒にかかる小学校又は中学校を 通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち交 通費、宿泊費、見学料、及び旅行傷害保険料並びに均一に負 担すべきこととなるその他の費用を市町村が負担する事業
世	回間県 の 選別 と を は は は は は は は は に の に は は に り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	型					
	補助金等の名称	へき地児童生徒援助費等補助金					
4	土管省庁		×	帮	菜 卦	<del>/</del> m	
	主管課		孙	校	姐 說	監	

	華			
	根拠法令等	幼稚園就園奨励費補助金交付要綱的金交付要綱	与 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 要保護児童生徒援助 費者可能受免び特別支援教育就学奨励費補 助金交付要綱 助金交付要綱	上梨県被災幼児児童   業費補助金交付要縮   2000   20
	補助基準等	当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関してはあ立対等が行う就園奨励事業市町村等が行う就園奨励事業	(1)市町村等が、当該市町村に住所を有別する児童生徒の保護者で、要保護者で、毎多ものに対して、学用品費等を支給すいる事業をものに対して、学用品費等を支給する事業の・中学校に就学する学校教育法施行・第22条の3に規定する時間を登りに対し、その保護者の世帯の収入額及び需要額の区分に応じ、学校給食費等の就学のために必要な経費を支給する事業	被災幼児就園支援事業 東日本大震災により被災し、幼稚園への 就園支援が必要となった幼児の保護者 等に対して、市町村が実施する幼稚園就 園奨励事業 被災児童生徒就学援助事業 東日本大震災により被災し、就学困難な 状況になった小・中学校に在籍する児童 住徒の保護者等に対して、市町村が実 施する児童生徒就学援助事業 被災児童生徒就学援助事業 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励 事業 政要となった児童生徒の保護者等に対し で、市町村が実施する特別支援教育就 必要となった児童生徒の保護者等に対し で、市町村が実施する特別支援教育就
<	市町村	2/3	1/2	
₽ ₽	T 当			
ц	H	1/3	1/2	10/10
	補助率	1/3	1/2	10/10
	補助対象事業の内容	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、市町村等が実施する就園奨励事業に対してその経費の一部を補助する。	(1)市町村等が経済的理由によって、就学因難と認められる 児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与えた場合、その 経費の一部を補助する。 (2)市町村等が、小・中学校に就学する学校教育法施行令第 22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護 者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的 負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のた めに必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助する。	東日本大震災により被災し、幼稚園への就園や小中学校への就学が困難となった幼児児童生徒の保護者等に対して、市町村等が実施する就園就学支援事業に対し補助する。
	直 選 接間 接	華	型	帮 目
	補助金等の名称	幼稚園就園奨励費補助金	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金を受ける。	山梨県被災幼児児童生徒就園就学 支援事業費補助金
	主管省 (		人 部 科 学 省	些
	主管課		義 務 教	育

華		
根拠法令等		公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学女装記 等学校等就学支援金の支給に関する法律
補助基準等		公立高等学校基礎授業料月額×12月× 基準日の生徒数×調整率 ※基準日…当該年の10月1日 調整率…文部科学大臣が財務 才臣と協議して定める率
<ul> <li>4□</li> <li>†</li> </ul>	中国村	
明	<b></b>	
(年	<u>#</u> ]	10/10
補助率		国のの な 選が と が な 及
補助対象事業の内容		公立高等学校においては授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。
直間回接接		<b>世</b> 牧
補助金等の名称		公立高等学校授業料不徴収交付金
出御	æ <u>⊩</u>	<b>大部</b> ष字省
出衙	監	高校教育課

山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金 交付要綱 交付要綱
1. 放課後子ども教室の運営に係わる経費 (1) 放課後子ども教室運営費 (2) 運営委員会経費 (3) コーディネーター経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額 と. 放課後子ども教室の備品に係わる経費 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額 市町村が地域の実情に応じて積算し、文部科学大臣が認めた額
1/3
1/3
1/3
1/3
<b>放課後子どもプランの推進</b> 1 放課後子ども教室推進事業費 2 放課後子ども教室備品整備事業費 (放課後児童健全育成事業費等については福祉保健部児童家庭課欄に掲載)
超
<u> </u>
放課後子どもプラン推進事業費補助金
放 報 今 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本

	華								
	根拠法令等	スポーツ基本法 学校施設環境改善交 付金交付要綱	設の場合			00㎡ 00㎡ 05場合、	00㎡ 0場合、補助率1/2		00 m <sup>2</sup> ان سار
	補 助 基 準 等		〇地域スポーツセンター新設 対象面積 2,000㎡~4,000㎡ ただし、研究又は宿泊機能を併設する施設の場合 2,000㎡~6,000㎡	〇地域スポーツセンター改造 対象面積 1,500㎡以上(改造前) 2,000㎡以上(改造後)	○地域武道センター(柔剣道場) 対象面積 550m~2,100m ○地域武道センター(弓道場)	<ul> <li>○水泳プール(地域スイミングセンター)</li> <li>一般(屋内)</li> <li>対象面積:床面積100m<sup>3</sup> 水面積200~600m<sup>3</sup> 浄水型(屋内)</li> <li>対象面積:床面積100m<sup>3</sup> 水面積200~600m<sup>3</sup></li> <li>対象面積:床面積100m<sup>3</sup> 水面積200~600m<sup>3</sup></li> <li>※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、</li> </ul>	補助率1/2 浄水型(屋外) 対象面積:床面積100m <sup>3</sup> 水面積200~600m <sup>3</sup> ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、補助率1/2	〇水泳プール(社会体育施設) 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)	〇地域屋外スポーツセンター 対象面積(運動場分) 5,000㎡~10,000㎡ 対象面積(照明施設分)5,000㎡~10,000㎡ 対象面積(クラブハウス分) 330㎡
<b>4</b> 1	1 日 日 日		2/3	定額 (2/3)	2/3 定額 (2/3)	2/3 2/3 %1/2	2/3	1/2	2/3
田田	歐								
每	K H		1/3	定額 (1/3)	1/3 定額 (1/3)	1/3 1/3 *1/2	1/3 	1/2	1/3
	補助率		1/3	定額 (1/3)	1/3 定額 (1/3)	1/3	1/3 <b>%</b> 1/2	1/2	1/3
		社会体育施設及び公立学校の体育施設照明、クラブハウス、水泳場、武道場等の整備							(汝ページへつづく)
	画間 画の の 数 発 単 区	<b>報</b>							
	補助金等の名称	学校施設環境改善交付金							(汝ページへつづく)
	主管省庁				×	超 菜	孙 毎		
	生管課				к %	- v	雙 康	點	

	布																	
	根拠法令等		00㎡∼6, 000㎡	一般住民に開放するた、便所、用具室等の施				<b>强</b>	Ž	場合、								
	補 助 基 準 等	〇石綿健康等被害防止 石綿の除去、囲い込み、封じ込め 対象:400万円以上の大規模改造のみ	〇屋外運動場照明 平均照度100ルックス以上、被照明面積900㎡~6, 000㎡	〇クラブハウス 対象面積 300㎡ 小学校、中学校、高等学校の体育施設を一般住民に開放するた めの管理室、談話室、更衣室、シャワ一室、便所、用具室等の施 設	〇水泳プール(公立学校体育施設) 一般(屋内)	対象面積 400m(水面積) 一般(屋外)	対象面積 400m(水面積) 海水型(医内)	バデュベニハー 対象面積 400m(水面積) ※地震特措決第4条損定のある海水型の:	《治版》: 不然人 30 97 37 4 37 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	がまずまでである。 対象面積 400m(水面積) ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、	<b>備切率1/2</b>	〇水泳プール耐震補強	〇水泳プール上屋 対象面積 600㎡	〇中学校武道場(新築) 柔道場·相撲場:対象面積 250㎡	剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡ 柔剣道場:対象面積 450㎡	〇中学校武道場(改築) 多法相 七番相 社會主義 555元	来垣場・柏技場:刈象面積 500ml 剣道場・なぎなた場:対象面積 300ml 柔剣道場:対象面積 450ml	
4	" <del>" </del>	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	<b>%</b> 1/2	2/3	*1/2		定額 (2/3)	2/3	1/2		2/3	定額 (2/3)	
平	些																	
和	HI HI	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	<b>%</b> 1/2	1/3	*1/2		定額 (1/3)	1/3	1/2		1/3	定額 (1/3)	
	補助率	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	1/3	<del>%</del> 1/2	1/3	<b>%</b> 1/2		定額 (1/3)	1/3	1/2		1/3	定額 (1/3)	
		(前ページつづき)																
	直間 単の の 単数 区 本 数 単分 の																	
	権	(町ペーぶつごき)																(※ページへしひく)
	主管省庁					×		郶	献			細						
	土管課				K	*		_	ې	#27	번	愚 ""						

	析						
	<b>霍</b>						
	歩	善等担交の等		へき地児童生徒援助費 等補助金交付要綱 へき地教育振興法	LE.	EE	
	根拠法令	设置 開題 開題 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	強性なる。 後は、生物なの。 は、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、生物などは、	]童生徒 2交付要 7育振興	薬剤師	34,000円 6,000円	
	段	学校施設環境改善交 付金交付要綱 (養務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	学校 でなな を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の	くき地 等補助会 くき地教	温	44,000円 6,000円	歯科医師 ()
		いる面 得た額 金額 基準 ごて算			— 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	44,	本字   本字   本字   本字   1
	排	55れて(を乗じて) 25までて 12まめる: 1、26積算 情に応い	<b>天</b> 秦 黄			44,000円 6,000円	
	掛	に () () () () () () () () () () () () () (	2,000円		展	4	
	華	走数に応 定める強 定数に応 去費) 等に使用 ・事業値	R童生徒に対する 平均額 12,000円 1食) 58,000円 1食) 39,000円 44,000円 6食) 8,000円 8,000円	費)	40	ALI APM	EB       医師       歯科医師       薬剤師         DA 人員       回数       人員       日       1       1       1       1       1       1       3       1       3       1       3       1       3       1       3       1       3       1       3       1
		(施設) 児童、生徒数に応じて定められている面 付積に別に定める建築単価を乗じて得た額 養積に別に定める建築単価を乗じて得た額 養に設備) 児童、生徒数に応じて別に定める金額 に(解体・撤去費) 公共事業等に使用されている積算基準を参考とし、事業箇所の実情に応じて算出		派遣費 (謝金·旅費)	別表A 区分	選 茶	回表B   記載   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日
4	日本	2/3	2	1/2	2/3		
中	些						
屯		1/2	1/2	1/2	1/3		
	補助率	新 七 2 / 2 数 / 1 3 数 / 1	1/2	1/2	1/3		
		学校給食の開始及び改善充実に必要な施設、設備の整備	経済的理由によって、就学困難と認められる児童、生徒に対する就学援助	医師、歯科医師等の派遣	くき地学校心臓検診事業		
	画 間 の の 関 を を を を の の で の で の で の で の で の の の の の		型 型 型	車			
	推	(前ページつづき)	要保護児童生徒援助費補助金(医療費等)	へき地児童生徒援助費等補助金 (保健管理費)			
	主管省庁		大 點	<u></u>	孙 领		
	生管課		к ╬ −	3	趣 峨	⊞ <del>k</del>	<del>K</del>

	<b>筆</b>	
	根拠法令等	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 実施要領 ・学校・家庭・地域連携 協力推進事業費補助 金交付要綱
	補助基準等	<ul> <li>① スクールガード・リーダーの巡回指導経費・スクールガード・リーダー巡回指導謝金、保険料等。</li> <li>・スケールガード・リーダーの巡回指導回数は、年間100日程度の活動を原則とする。</li> <li>② スケールガード養成講習会の開催経費</li> <li>書師に対する謝金・旅費等。</li> </ul>
<b>∜</b> □	市町村	1/3
担割	当	1/3
負	H	1/3
	補助率	2/3
	補助対象事業の内容	地域ぐるみでの効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた 体制整備 (1)スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等 の実施 (2)スクールガード養成講習会の開催 (3)子どもたちの見守り活動の実施
井	に の は 発単 分	発 開
	補助金等の名称	地域ぐるみの学校安全体制整備推進 事業費補助金
<b>†</b>	土管省庁	<b>大</b> 語 科 沙 德
	王管課	スポーツ健康課

	華	事業規模指数に 応じた加算率 ※文化遺産地域 5時の場合 の場合			
		文化財保護法山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	<b>기</b> 기 미 回	山梨県文化財保存事業費補助金交付要繼 業費補助金交付要繼	山梨県無形民俗文化 財保存事業費補助金 交付要綱 交付要綱
	補助基準等	(国) 重要文化財の修理又は防災施設等の整備及び埋蔵文化財発掘調査・史跡の保存整備等に要する経費の1/2~85/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内		山梨県指定文化財等の修理、防災施設、保存施設、説明板標識柱の設置	・後継者養成事業(上限8万円) ・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円) ・関東ブロック民俗芸能大会出演団体への補助(定額20万円) (但し本県が開催県の場合、定額10万円)
¢п	市町村	12.5/100 3.75/100 % 50/100~ 25/100	10/100	25/100	25/100
担割	当	(県単) 25/100~ 7.5/100 ※ 25/100~ 0/100	(県単) 10/100	50/100	50/100
負	H	(直接) 50/100~ 85/100 % 50/100	(直接) 80/100		
	補助率	75/100~ 92.5/100 ** 50/100~ 75/100	90/100	75/100	75/100
	補助対象事業の内容	建造物、美術工芸品の保存修理事業又は防災施設の整備及 び埋蔵文化財の発掘調査、史跡の保存整備 ・発掘調査等 ・免跡名勝天然記念物の総合整備活用※ ・建物の復元、整地、盛土、芝張り等の工事 ・説明板、案内板等の設置 ・重要文化財建造物等公開活用 ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用	<b>史跡等買上げ</b>	文化財修理事業 " 防災施設事業 " 保存施設事業	無形民俗文化財に対する補助金・後継者養成事業・記録作成及び用具等補修事業・記録作成及び用具等補修事業・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助
Į.	国間 発 登 金 を を を を を を を を を を を を を を の の の の の	<b>世</b> 牧	<b>恒県</b> 按単	画	声
	補助金等の名称	国宝重要文化財等保存整備費補助金	<b>史跡等購入費補助金</b>	文化財保存事業費補助金	無形民俗文化財保存事業費補助金
	王管省庁	<b>文 七 </b>			<b>⊮</b>
	土管課		学 佈 文		

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	<b>盖</b>	
	根拠法令等	コミュニ ティ助成事業実施要綱 を受納 という はいまま おおま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はい
	補助基準等	助成金額:上限500万円 事業主体:市町村、広域連合、一部事務 組合、指定管理者、特定公益法人、実行 委員会
<b>√</b> □	市町村	
担割	≕	
負	Ħ	
	補助率	1/01 克以
	補助対象事業の内容	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの
華草	間 接 海 区 区 区 区 公 区 公	型 数
	補助金等の名称	地域の芸術環境づくり助成事業
4	土管省庁	財自治総合センター
	生管課	生涯学習文化課

# 国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	備考				
	根拠法令等	コミュニティ助成事業実施要綱 を要綱	<b>シンポジウム</b> 助成事業 実施要綱 上野の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学	宝くじスポーツフェア実施要繼 たいまま にまま にまま にまま にまま にまま にまま にまま にまま にまま	環境保全促進助成事業実施要綱 紫実施要綱
	補 助 基 準 等	(1)100万円~250万円 (2)総事業費の3~5以内に相当する額で 施要綱1,500万円を限度とする (3)30万円~100万円 (4)ハード事業 上限1,000万円 ソフト事業 上限500万円 (5)(i)(ii)上限200万円 (iii)上限1,000万円	シンポジウム(パネルディスカッション、基調講演)と事例発表、展示会等。助成金:300万円を上限。	事業の実施に要する経費は、原則として 財団法人自治総合センターが負担する が、「会場及び付帯施設、設備の提供と 運営」「運営スタッフの提供」「参加者、出 場者の募集と管理」「開催告知及び観客 の動員」「選手等の送迎」「選手、スタッフ の昼食等手配」は開催地が負担する。	都道府県、市町村、市町村が認めるコ 環境 市場 (1) 本 (1)
<b>√</b> □	市町村				
担割	当				
負	H				
	補助率	10/10 以为	10/10 以为	10/10 成以	10/10 民以
	補助対象事業の内容	(1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)青少年健全育成助成事業 (4)共生の地域づくり助成事業 (5)活力ある地域づくり助成事業 (i) )広域連携推進助成事業 (ii) 地域資源活用助成事業 (iii) 活力ある商店街づくり助成事業	シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る事業	野球・バレーボール・サッカーの"宝くじスポーツフェア"を実施し、青少年の健全育 成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る事業を行うことにより、環境にやさいい地域づくりの推進を図る事業を行うことにより、環境にやさいい地域ができるのではにある。
<b>新</b> 早		車	<b>教</b>	<b>数</b>	型車
	補助金等の名称	コミュニティ助 成事業	シンポジウム助成事業	宝くじスポーツフェア開催事業	環境保全促進助成事業
	土管省庁		故 由 治 総	合 セ ン 々 ―	
	王管謀			<b>本</b>	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	# *				
	根拠法令等	地域イベント助 成事業 実施要綱 といり 成事業 地質 を変わる という はい	公共スポーツ施設等活性化助成事業実施要綱	お域づくりアドバイザー 事業実施要鑑 を関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	スポーツ拠点づくり推進事業実施要約 (重事業実施要約) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本
	補助基準等	コミュニティが主体となって行い、創意と エ夫に富み、地域の活性化に貢献すると 思われるイベント。助成金:100万円を上 限。	助成額 (1)システム整備事業 500万円 (2)ソフト事業 100万円	、(は助言を受ける事業又は研修 引催する事業で、テーマに具体性 の 講師報償費、交通費及び宿泊 事業あたり総額で20万円を上限。	限度額 500万円 (ただし、継続開催に必要な備品購入等 の初期費用が含まれる場合には、初年 度に限り1,000万円以内とする。) 助成期間:10年間を限度とする。
<	市町村				
i the	些				
Н	K HI				
	補助率	10/10 以内	10/10 以内	定額 20万円 以内	10/10 以内
	補助対象事業の内容	地域のコミュニティが主体的に実施する地域イベントに対して、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報目的とする事業で、地域社会の活性化及び宝くじの普及広報目的とする事業	公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する事業助成対象事業(1)システム整備事業助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを、新規に整備するもの又は抜本的見直しを行うもの。(2)ソフト事業別の表別のよりの、はな本的記述と行うもの。(2)ソフト事業別において実施される、地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業又は健康増進に資するためのソフト事業とは	地域社会の活性化を図ることを目的として、地域の活性化を推進するために適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に対する助成	全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを目的に、小・中・高校生が参加する全国大会を継続的に開催しようとする市町村の事業
	直間県の 接接単公 分	教 本 1	接接,可以表面。		横 横
			公共スポーツ施設等活	<b>地域づくりアドバイザー事業</b>	スポーツ拠点づくり推進事業
	主管省庁			行 セン ダー	
	土管課		<del>作</del>	女 黙	

# 国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	華		
	根拠法令等	施要綱を受験を表する。	婦人防火クラブ員救急講習会事業実施要綱
	補 助 基 準 等	【事業実施主体】 ア 市町村又は市町村が認める自 主防災組織 イ 消防団を有する市町村 ウ 市町村及び一部事務組合 エ 市町村及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村 カ 少年消防クラブを有する市町村 カ 少年消防クラブを有する市町村 カ 少年消防クラブを有する市町村 カ 少年消防クラブを有する市町村 カ の万円がら100万円まで イ 50万円から100万円まで イ 50万円から100万円まで イ 50万円が影響構 は60万円(上限) エ 40万円(上限) エ 40万円(上限) カ 100万円(上限) カ 100万円(上限) カ 100万円(上限)	[物件交付等] 心肺蘇生人体モデル 自動体外式除細動器(AED)トレーナー 気道確保指導モデル 講習用消耗品 配付資料等 配付資料等 最付資料等 最付資料等 表場借上料 30,000円(上限) 会場借上料 30,000円(上限) を場構上料 30,000円(上限) を場構上料 30,000円(上限) を場構上料 30,000円(上限) を場合性 10,000円(上限) を場合 10,000円(上限) を場合 10,000円(上限) を場合 10,000円(上限) を場合 10,000円(上限) をの他必要な経費については、その都 度協議
<	中町村		
	대		
4	IK IHI		
	補助率	10/10 以内	10/10 以为
	補助対象事業の内容	<ul> <li>ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及が軽減活動に直接資するものの整備に関する事業イ地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、地域住民が消防団の活動に対し積極的な協力を得るために必要となる設備の整備に関する事業の整備に関する事業</li> <li>エ 幼年消防ケラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業となる資器材等の整備に関する事業となる資器材等の整備に関する事業となる資器材等の整備に関する事業となる資器材等の整備に関する事業</li> <li>オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる方を対し必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を活動に必要な資器材の整備に関する事業を対し必要な資器材の整備に関する事業を対しが防災を担う人材の育成に資するため、少年消防ケラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業方の消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業</li> </ul>	婦人防火クラブ員(おおむね100人)を対象とする講習会の実施 講習会の内容 ①教急車が現場到着までに必要な応急処置(心肺蘇生法及び大出血時の止血法) ②自動体外式除細動器(AED)の使用法
	画	型 概	車 報
	補助金等の名称	○地域防災組織育成助成事業 ○地域防災組織育成助成事業	婦人防火クラブ員救急講習会事業
	土管課 土管部 (	防災危機管理課・ 財自治総合センター	
	11 6世 指5	的	汉 吃 伊 MM

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	備考	
	根拠法令等	斯 整 動 動 明 明 明 明 東 東 東 東 東
	補助基準等	【事業実施主体】 基金と消防団員等公務災害補償責任 共済契約関係にある以下に掲げるもの ・ 市町村 ・ 市町村 ・ 一部事務組合 ・ 一部事務組合 ・ 水防事務組合 ・ 原則として整備等事業に要する経 ・ 原則として整備等事業に要する経 ・ 原則との全額
<b>√</b> □	市町村	
担割	獣	
負	H	
	補助率	0//10 在以
	補助対象事業の内容	第10回員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業 ・安全帽 ・助火衣一式 ・万外衣一式 ・万様用投光器 ・ 放き ・ 放き ・ 放き ・ 大き ・ 大き ・ 大き ・ 大き ・ 大き ・ 大き ・ 大き ・
<b>新</b> 早	画記 明 別 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	恒 枚
	補助金等の名称	業業
1	王管省 厅	害補償等共催基金消防団員等公務災
	土管課	消 防 保 安 室

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

	س	
	<b>#</b>	
	根拠法令等	施要綱を受験を表する。
	補助基準等	助成金額:上限200万円 事業主体:市町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化に資する活動を行う民間組織等)
<b>√</b> □	市町村	
担割	当	
負	H	
	補助率	10/10 以内
	補助対象事業の内容	地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業際化の推進に資する事業
新 早	司 記 場 数 単 の の の の	<b>幹</b>
	補助金等の名称	地域国際化推進助成事業
4	王管省庁	) 自 治 総 合 セ ン タ ー
	主管課	国際交流 課

		•	
交付税措置	〇財源対策債の元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。50%を基準財政需要額に算入。今日の事業《平成21年度までに着手した継続事業》、元利償還金の300%を普通交付税の基準財政需要額に算入。〇旧まちづくり交付金見合いの事業《平成21年度までに着手した継続事業、下利償還金の10%を普通交付税の基準財政需要額に算入。		○元利償還金の95%を基準財政需要額に算入。 (公営住宅は除く) (公営住宅は除く) (公司債還金の47.5%~85.5%を財政力補正で基準財政需要額に算入。 (公共土木施設等元利償還金の66.5~95.0%を財政力補正で基準財政需要額に算入。元利償還金の100%を基準財政需要額に算成。元利償還金の100%を基準財政需要額に算入。 (○元利償還金の100%を基準財政需要額に算入。)元利償還金の100%を基準財政需要額に算
資金・償還期限 (うち据置)	財政	財政融資資金 25(3) 地方公共団体金 融機構資金 25(5) 民間等資金	財政融資資金 10(2) (公共土木施設 等] 現年 10(2) (農地農林施設] 現年 4(1) 適年 3(1) 適年 3(1) (2) 建設される施設 を分類した場合 に属することとなる施設 を分類した場合 に属することとなる を分類した場合
充当率 (単位:%)	1 大本来分   1 大本・ 1	100	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
	補助事業に係る地方負担額 国の直轄事業に係る負担金 独立行政法人水資源機構の行う 可川事業及び農業農村整備事業 並びに独立行政法人森林総合研究所の行う農業農村整備事業及 が林道事業に係る法令に基づく負 日金	○公営住宅法等により国の補助を受けて実施する公営住宅の建設等に係る事業等 ○用地の取得造成事業	○補助・直轄災害復旧事業 ・公共土木施設等 ・農地・農林漁業施設 ○一般単独災害復旧事業 ・公共土木施設等 ・公共土木施設等 ・公共土木施設等 ・協地(一般被災地) ・
起債事業名	公 事 業 寒	☆	次害復旧事業

交付税措置	〇元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入。
資金・償還期限 (うち据置)	財政融資資金 原則25(3) 地方公共 融機構資金 機構資金
充当率 (単位:%)	100
茶	〇補助・直轄 平成25年度東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策費(直轄・補助事業の地方負担 分)に係る事業 いについて (1) 地方公営企業関係事業の取扱 いについて (2) 機出基準が定められては、その事業の一部について を繰出基準が定められては、その事業の一部については、その事業の一部については、その事業債を たおいて全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を において全国防災減災事業債を が表の事業費の一部を補助ま たは負担する公営企業全国防災 事業の事業費の高から国庫補助 負担金の額を控除した額に、通常 の建設改良において一般会計か ら繰り出すこととされている割合に 相当する率を乗じた額とされている
起債事業名	乗 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (

起債事業名		充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
学校教育施設等 整備事業		90 (うち財対分15)	財政融資資金 25(3) ※44報間 40	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。(財対分は50%)
	〇学校施設環境改善交付金事業 その他の国庫補助金を受けて実 施する事業(上記以外)	75	※9年圏、CoO 他の学校施設及 び社会体育施設 20(3) 岩木公井田休舎	A 元利償還金の50%を基準財政需要 要額に算入。(地防法に基づく非本造の義務教育諸学校の校舎、屋内運動場の補強事業のみ)
	〇学校施設環境改善交付金事業 その他の国庫補助金を受けて実 施する事業(義務教育諸学校に係 る危険改築事業、不適格改築事 業等)	90 (うち財対分15)	売2 4 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ル 元利償還金の70%又は50%を基準財 政需要額に算入。(財対分は50%) (義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業等のうち対象とされる事業のみ)
	〇単独事業	75		
	〇用地(取得•造成)	90(義務教育施 設以外75)		
	〇大規模改造事業	75		単独事業についてのみ、元利償還金 の30%を基準財政需要額に算入。
社会福祉施設整備事業備事業	とのでは、現場のでは、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本	0	地方公共団体金 融機構資金 20(3) 民間等資金	
	・保護施設(医療保護施設を除く) ・児童福祉施設(児童遊園を除く)、 へき地保育所及び保育工養成所 ・母子福祉施設及び母子健康センター・老人福祉施設(介護サービス施設整 備事業の対象となる施設を除く) ・障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援をツタンなるを設を除く) ・身体障害者社会参加支援施設、障害者大小一人 ・身体障害者社会参加支援施設及 盲人ホーム ・身体障害者(現)総合施設、地域福害者援護施設等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉セッター等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉セッター等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉セッター等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉セッター等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉セッター等			
	〇貸付目的の社会福祉施設に係 る用地の取得	06		
廃棄物処理		90 (3年//3年/	財政融資資金	〇元利償還金の20%を基準財政事業の10元の10元の10元の10元の10元の10元の10元の10元の10元の10元
	埋立処分地	(開始分73) (財対公15)	12(3) ※改造事業については10(2)	帯安徴に昇入(別刈ガば50%) 
	・し尿処理施設及び地域し尿処理施設			

	(東位:%)	点当 良逸が改(うち据置)	
○施設(単独事業分) ・重点化等事業 ・重点化等事業 に単独事業で、ごみ処理広域化計画 に基づいて実施するごみ焼却施設 の新設事業、総事業費1.5億円以上 の基幹的設備の改造事業)・その他単独分 ・その他単独事業	90 (通常分75) (財対分15) (財対分15) 75	財政融資資金 15(3) ※改造事業については いては	〇元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。(財対分50%) 需要額に算入。(財対分50%) 〇元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
〇清掃運搬施設等整備事業	75	財政融資資金 5(1)	
○原則として、国庫補助金を伴う事業のうち、次に掲げる事業(主なもの)	充当率は平成24年 度地方債充当率 (平成24年度総務 省告示第157号)を 参照すること。	財政融資資金 民間等資金	〇地震対策緊急整備事業等 ・元利償還金の50%を基準財政需要額に算入 〇地震防災特例措置法に基づき
· 特定間伐等促進対策事業 · 防災集団移転事業	100 90(宅地分譲助 成100)		国庫補助率のかさ上げが行われる事業・元利償還金の20%について事業費補正
・豪雪対策整備事業・ ・産業廃棄物不法投棄対策事業・認定こども園整備事業(他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。)	80 75 80		
・公害防止対策事業(ダイオキシン類による汚染の防止又はその除去等の事業に限る。)・地震対策緊急整備事業等・社長資金等貸付事業・住宅資金等貸付事業・庁舎整備事業			
い国庫補助(父付金を含む。)を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、上に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業	/5		
·消防·防災施設整備事業 ·出資金、貸付金、負担金	90《消防庁舎(広域 化に係るものを除 く)75》 原則 75		
○特別転貨債 平成17年度及び平成18年度において 廃止・税源移譲された以下の補助金 等が対象としていた施設・設備整備事業で従来の補助負担金分(事業により起債対象事業費の算定が異なる) ・次世代育成支援対策施設整備交付金 ・公立保育所に限る) ・地域介護・福祉空間整備等交付金 ・社会福祉施設等施設整備費負担 金・補助金(市町村立の障害者施設 及び保護施設に係るものに限る) ・消防防災設備整備費補助金	00 00	天間 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	〇元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。(事業費補正)

				l		Ι		1										
交付税措置	〇特別交付税で措置。	〇特別交付税で措置。		〇元利償還金の30%が普通交付 税の基準財政需要額に算入される。(消防広域化事業に限る。)			〇特別交付税で措置。	〇元利償還金の30%を基準財政	需要額に算入。									
資金・償還期限 (うち据置)	民間等資金					地方公共団体金 融機構資金	民間等資金 民間等資金 15(5)	地方公共団体金	融機構資金 30(5) 民間等資金	 								
充当率 (単位:%)	95	75	75	90 (消防庁舎(広域 化に係るものを 除く)75)	75	06	100	06										
<b>☆ ※ ● ※</b>	〇石綿対策事業	〇中心市街地再活性化等特別対 策	〇庁舎整備	〇消防·防災施設	〇その他事業	〇河川等事業	〇地域総合整備資金貸付事業	〇地域経済循環の創造	·地域資源活用事業 ·地域情報通信基盤整備事業 ·自然再生·地球温暖化対策事業	•国土保全対策事業	〇定住自立圏構想の推進	〇人材力の活性化	・Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備	・地場産業後継者の育成・支援施 設等の整備	·NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備を設め整備	〇地域の歴史文化資産の活用	・文化財保護法により登録された 有形文化財等の取得、保存及び 周辺整備	・住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等等
起債事業名	一般単独事業 [一般事業]							〔地域活性化事	<b>〔</b>									

交付税措置	〇元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。								〇元利償還金の30%を基準財政 需要額に算入。(特に推進すべき 事業は50%)	〇元利償還金の50%を基準財政 需要額に算入。(特に推進すべき 事業は2/3)	〇元利償還金の28.5%~57%を財政力に応じて基準財政需要額に算入。		〇元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
資金・償還期限 (うち据置)	地方公共団体金 融機構資金 30(5)	民間等資金							地方公共団体金 融機構資金 30(5) 民間等資金			地方公共団体金融機構資金20(5) 民間等資金	地方公共団体金 融機構資金 民間等資金
充当率 (単位:%)	06								75(特に推進すべき事業は90)	06	100	06	95 100(上下水道等 公営企業への出 資金等で特に必 要と認められた もの)
茶 钟 条 茶	Oいのちと生活を守る安心の確保・公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり	・子育てに関する相談・情報提供等を 行う施設、学童保育施設等の整備	・地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備	・地域住民が公共施設・医療機関・ ターミナル等へ移動するための車両 の導入	・集落移転事業、定住促進団地整備 事業及び季節居住団地整備事業に 伴って必要となる生活環境施設の整備	〇地方消費者行政、DV対策・自殺防 止等の弱者対策・自立の支援	・児童養護施設、子育て相談施設、ボ ランティア支援センター等の整備	〇知の地域づくり ・図書館、試験研究機関等の整備	〇防災基盤整備事業・単独事業として実施する防災拠点施設、防災情報通信施設などの防災基盤の整備事業	〇公共施設等耐震化事業 ・単独事業として実施する大規模 地震等災害時に防災拠点となる 公共施設等の耐震化事業	〇自然災害防止事業・災害発生の予防、災害拡大の防・災害発生の予防、災害拡大の防止対策として行う事業(治山・砂防・地滑リ・河川・急傾斜地崩壊・ため池・道路防災等)	・単独事業として実施する市町村道、農道及び林道の新設・改良事業	〇旧市町村合併特例事業 ・旧法に基づき合併した市町村が 市町村建設計画に基づいて行う 事業 ・市町村振興のための基金の造 成
	[地域活性化事業]								[防災対策事業]			[地方道路等整備事業]	〔旧合併特例事業〕(旧法分)

交付税措置	○ ○元利償還金の40%を基準財政 需要額に算入。(既存の公共施設 等を廃止して行う統合施設の整備 等であって合併による行政コスト の合理化につながる事業につい ては50%)	〇元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入。		〇全国防災事業の継足し単独事業については、財政融資の充当も可能。(なお、その場合の融通条件については、全国防災事業と同様の取り扱いとする。)	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入。	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
資金・償還期限 (うち据置)	地方公共団体金融機構資金 開等資金 民間等資金	地方公共団体金 ( 融機構資金 30(5) 民間等資金			財政融資資金 10(2) 診療所・下水道 施設の利率見直 し方式について は	財政融資資金 12(3) 病院、診療所及 び職員宿舎・下 水道施設の利率 見直し方式につ いては 30(5)
充当率 (単位:%)	06	00			100	001
**************************************	〇旧市町村合併推進事業 ・県合併推進構想の対象市町村 の区域において、構想対象市町 村が連絡調整して一体的に実施 する事業 ・構想に基づき合併した市町村が 合併市町村基本計画に基づき実 施する補助事業または単独事業	〇単独 防災対策事業のうち東日本大震 災を教訓として、全国的に緊急に 実施する必要性が高く、即効性の ある防災、減災のための地方単 独事業 (1)大規模災害時の防災・減災対	策のために必要な施設の整備 (2)大規模災害に迅速に対応する ために緊急に整備する必要のある情報網の構築 (3)「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき広域化の 期限までに広域化したものが実施する消防広域化事業 (4)大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災 計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公田施設の耐震化	(5)東日本大震災復興特別予算に おける全国防災事業に係る事業 に伴って実施する地方単独事業 (継ぎ足し単独事業)	〇辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する事業	〇過疎地域自立促進特別措置法   第6条第1項に規定する過疎地域 自立促進市町村計画に基づいて 実施する事業
起債事業名	[旧合併特例事業](新法(改正前)分)	緊急防災·減災事業 本				過疎対策事業

起債事業名	米 串 条 衣	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交付税措置
公共用地先行取得等事業 等	Q 〇将来、公共用若しくは公用に供す 1 ることが明らかな用地又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地(用地特別会計で取得するもの)で、施設整備の基本的内容が定まっているものであって、起債同意等申請年度以降10年度以内に事業の用に供するもの。他の事業債で対象となるものを除く公共用、若しくは公用に供する用地の先行取得事業。	00	民間等資金 ①用地特別会計 の場合10年以内 ②一般会計(用地 特別会計を設置 しないことにつき やむをえない場 合)・充当率100% 及び償還期限15 年以内・上物の 事業債の充当率 及び償還期限15	〇土地開発公社健全化計画により取得する場合には利子支払額の1/2(起債同意等額の2%を上限)を特別交付税により措置。
行政改革推進債	責の自主的に行政改革を推進し財政 □ の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設等の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方は信に加え、行政改革の取組みによりよる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲で地方債を充当することが可能なもの。 ○地方財政法第5条但し書きに定める事業の通常債の充当残部分に充当機の充実をのの。	100	尺間等資金	
水道事業 (簡易水道事業)	業、広域化事業、上水追来書及 地域解消事業、安全対策事業) 〇水道施設に必要な施設(取水施 設、送導水施設、浄水施設、配水 位置路、事務費等) 〇間易水道再編推進事業 〇間易水道再編推進事業 〇間易水道再編推進事業 〇間易水道再編推進事業 〇間易水道再編推進事業 〇間多水道再編推進事業 〇田途廃止施設の処分 〇井戸、集水埋きよ、貯水池、取 水ポンプ、その他取水に必要な施設 に必要な施設 〇二でん池、ろ過池、減菌装置、 その他浄水に必要な施設 〇流でん池、ろ過池、減菌装置、 その他浄水に必要な施設 〇二でん池、多過池、減菌装置、 その他海水に必要な施設 〇二でん池、多週池、減菌装置、 その他海水に必要な施設 〇二でん池、多週池、減菌装置、 その他海水に必要な施設 〇二でん池、多週池、減菌装置、 その他海水に必要な施設	#助事業 地方負担額の 00(うち臨時措 5分10) 自独事業 対象事業費の 00(うち臨時措 である。	20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5) 20(5)	○特別交付税で措置。
	製給水管更新事業、事務費等) 〇用途廃止施設の処分	100	民間等資金	

### 平成25年度地方債の概要 <sup>起債事業名</sup> 対象事業

交付稅措置	〇平成13年度以前着手事業で平成14年度以降に許可された企業 「一個の元利信還金×2/3×0.6 「日本度以降に許可された企業債 「14年度以降に許可された企業債 の元利償還金×2/3×0.45(別途 病床数による密度補正で、元利償 遠金の0.15が措置される) 「1/2×0.45(別途、病床数による密 では、元利償還金× 1/2×0.45(別途、病床数による密 で、元利償還金を 「1/2×0.45(別途、病床数による密 で、元利償還金を 「1/2×0.45(別途、病床数による密 で、元利償還金の0.15が措 置される) ※特定分(建物の建築単価が30 万円/㎡を上回る部分に相当する 額)については、普通交付税措置 対象となる病院事業債から除外される。			〇処理区域内人口密度等に応 じ、元利償還金(単独用地費、下 水道展示施設の設置に要する分 を除く)を普通交付税の基準財政 需要額に算入 (事業費補正分:44%~16% 単位 費用算入分:5%) 〇流域下水道については、一般 会計からの繰出に代えて臨時的 に下水道事業債(臨時措置分)を 措置し、その元利償還金の全額を 基準財政需要額に算入。(但し、 地方単独事業に係るものを除く。)
殿	財 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	地方公共団体 金融機構資金 介護老人保健施 設、訪問看護ス デーション 30(5) その他の施設 20(3) 民間等資金	民間等資金	財政融資資金 30(5) 地方公共団体金 現機構資金 30(5) 民間等資金 民間等資金 民間等資金 地方公共団体金 融機構資金 配方公共団体金 配機構資金 配別等資金
充当率 (単位:%)	001	100	100	100
対象事業	〇病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等 ○医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等 建設改良費等のうち、平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、次に掲げる区分による。一般分病院等の施設整備費のうち、特定分に係るもの以外の額。特定分が一級整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分に相当する額	〇介護報酬で運営される次の施設の建設改良費等・老人ディサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・訪問看護ステーション・職員宿舎 〇介護のために必要な機械器具の整備費等	〇内陸工業用地等造成事業* 〇流通業務団地造成事業 〇都市開発事業 〇住宅用地造成事業*	○公共下水道・特定環境保全公 共下水道(主要な管渠、終末処理 場及びこれらを補充するポンプ施 設等) ○流域下水道の市町村負担金 ○公共下水道、特定環境保全公 共下水道、流域下水道及び農業 集落排水施設に係る建設元金・ 建設利息等(資本費平準化債) ・未利用分(供用開始前の企業債 元利償還金相当額) ・本利用分(供用開始前の企業債 元利(監金相当額) ・拡大分(供用開始後の施設に係 る当該年度の企業債元金償還金 相当額から減価償却費相当額を 差し引いた額)
起債事業名	<del>\</del> ₩£	<b>  禁                                   </b>	業 未 り ぶ	大

	〇元利償還金を基準財政需要額 に算入(事業費補正分:44%、単位 費用算入分:5%)			〇小規模集合排水処理施設及び 個別排水処理施設については一般会計からの繰出しに代えて臨 時的に下水道事業債(臨時措置 分)を措置し、その元利償還金の	王稅で奉年別以需安徴に昇入。		〇元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。	〇対象事業と同様の措置	
資金・償還期限 (うち据置)	財政融資資金 30(5) 地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金						_,	に同寺真正 財政融資資金 30(5) 地方公共団体金 融機構資金 30(5) 民間等資金	地方公共団体金融機構資金 駐車場 20(3) その他 10(3) ※一部例外 施設あり 民間等資金
充当率 (単位:%)	100						95 ※一般廃棄物処 理事業債で措置	通常分の充当率をを適用を適用を通り	100
来 事 条 校	〇農業集落排水施設・「汚水処理施設整備交付金」の ・「汚水処理施設整備交付金」の ー工種として行われる。 ・なお、新規採択地区においては 「資源循環促進計画」の策定を要 件に実施されている。	○林業集落排水施設 ・「山のみち地域づくり交付金」の - 工種として行われている。 ○簡复排水施設	・「農山漁村活性化プロジェクト支 ・「農山漁村活性化プロジェクト支 援交付金」の一工種として行われ ている。	〇小規模集合排水処理施設 ・小規模集合排水処理施設整備 事業実施要綱に基づく地方単独 事業	〇特定地域生活排水処理施設・「循環型社会形成推進交付金」、「循環型社会形成推進交付金」、「汚水処理施設整備交付金」の一工種として行われている。	〇個別排水処理施設 ・個別排水処理施設整備事業実 施要綱に基づく地方単独事業	〇コミュニティ・プラント(本体施設・付属施設・改造事業・用地)	〇汚水処理施設整備交付金事業 ・地域再生法に基づく汚水処理施 設整備交付金を充てて行うもの	○観光施設等事業 * ・宿泊施設 ・温泉施設 等の施設の整備事業 ○駐車場整備事業 ○産業廃棄物処理施設等の整備 事業 ■ ・CATV ・基園 等の施設の整備事業
佑	下水道事業								観光その他事業 (*一定の基準未 満のものに限る)

### - 104 -

交付税措置	〇起債可能額の全額が起債されたものと見なして、元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入。	元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。	〇地方公共団体の利子負担額に ついて、必要に応じて特別交付税 措置の対象とすることとされてい る。
資金・償還期限 (うち据置)	財政融資資金· 地方公共団体金 融機構資金 20(3) 民間等資金	民間等資金 (1)	民間等資金 億還は10年以内 を基本とする
充当率 (単位:%)	100	100	100
以 象 事 業	〇普通交付税の基準財政需要額からの縮減額相当額・ための縮減額相当額・起債の対象額は、地方財政法第33条の5の2第1項に基づき算出した額	(通常分) 〇地方公共団体が行う公共施設 等の整備事業に係る通常の地方 債に加えて、原則として、平成25 年度の市町村民税法人割及び利 子割交付金の基準財政収入額の 算定基礎になった収入見込額に 比較してそれぞれ実際の収入額 が下回る額の範囲内の額を対象 とする。 (特例分) 〇地財法第33条の5の3に基づ き算出した額を対象とする。(5条	○対象団体 公営企業の廃止、土地開発公 社等の解散又は業務の一部廃 止、損失補償を行っている法人等 の解散もしくは事業の再生への取 り組みが将来の健全な財政運営 に資すると認められる場合。 ○対象経費 ・公営企業の廃止に伴う施設等の 撤去、原状回復に要する経費 ・公営企業の廃止に伴う地方債の 繰上償還に要する経費 ・ 土地開発公社等の解散等を行う 場合に必要となる債務保証等をしている公社借入金の償還に要す る経費 ・ 土地開発公社等の解散等を行う 場合に必要となる債務保証等をしている公社借入金の償還に要す を経費 ・ 土地開発公社等の解散等を行う 場合に必要となる債務保証等をしている公社付入金の償還に要す を経費 ・ 独方住宅供給公社が法的 を理等を行う場合に必要となる損 を推償に要する経費 ・ 第三セクター、地方公社に係る ・ 第三セクター、地方公社に係る ・ 第三セクター、地方公社に係る ・ 第三セクター、地方公社に係る ・ 第三セクター、地方公社に係る
起債事業名	臨時財政対策債	減収補填債	第三セクター等改革推進債(平成25年度までの特別措置)

粣
##
寒
衣
金貸付対象事業
智
<b>独</b>
河
高温
计书
引
臣
世
枡
25
成25年度市町村振興資
- •

	۲ ا	ナナペジニ						
浴 4		** ** **	<b>计</b> 测	也 中 中	中刊 雄 纶 伞 廢	/ 信温 日間	貸付額	(百万円)
<del>1</del>		* + *	П	<u>.</u>	‡	具体列目	平成25年度	平成24年度
	特別分 【H25以 降休止】	・観光関連公共施設整備事業・・景観形成関連公共施設整備事業・景観形成関連公共施設整備事業・福祉のまちづくり推進事業(障害者幸住条例に基づく特定施設の整備事業)	75%	貸付日現在における財政 融資資金(償還期限10年) の0.5ポイント減(下限0.1%)	元利償還金の20% (ただし、景観形成地域 における景観形成関連 公共施設整備事業は 40%)	10年	0	200
<del> </del> E		・道路・橋梁整備事業・生活環境整備事業・生活環境整備事業(廃棄物対策、排水路等整備)・クリーンエネルギー導入公共施設整備事業(太陽光・風力・水力発電施設等整備)						
西 町 百花繚乱まちづくり推進資金 「	· - - - - - - - - - - - - -	・福祉施設整備事業・福祉がある。このでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので	%57	特別分の1/2 (小数点以下第2位	   	10余	-	002
<b>‡</b> 2 !		(芸術・文化、生涯学習、国際交流等施設整備)・スポーツ・レクリエーション施設、公園等整備事業・地域情報通信基盤整備事業(光ファイバー回線敷設、地デジ対応等施設整備)・市民活動を揺締設整備事業・	2	切り捨て) (下限0.1%)		<del> </del>		
<b>张</b>		いないコンスなののなる。 (NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等整備) ・ベンチャー支援、創業支援等施設整備事業 (インキュベーター施設、貸工場等整備)						
與 合併推進資金		・合併関連公共施設整備事業	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減(下限0.1%)	元利償還金の35%	10年	100	100
	绀	・リニアモーターカー山梨実験線の建設に関連する公共施設整備事業	100%	百花繚乱まちづくり推進 資金特別分の1/2 (小数点以下第2位切り捨て) (下限0.1%)	元利償還金の60%	10年	100	100
土地開発公社経営健全化資金		<ul><li>・財政健全化に向けた取り組みの一環として行う、土地 開発公社保有土地の再取得事業</li></ul>	100%	百花繚乱まちづくり推進 資金特別分の1/2 (小数点以下第2位切り捨て) (下限0.2%)		10年	400	200
14 小							1,600	1,600
辺地振興基金 【H25以降 廃止】		・要綱で規定する辺地(準辺地)を有する市町村について、その辺地地域の公共施設整備事業 (国の制度に基づく辺地を除く。)	100%	百花繚乱まちづくり推進 資金特別分の1/2 (小数点以下第2位切り捨て) (下限0.1%)		10年	0	100
過疎地域振興資金 【H25以降 廃止】		・要綱で規定する過疎地域の市町村の公共施設整備 事業 (国の制度に基づく過疎地域を除く。)	100%	百花繚乱まちづくり推進 資金特別分の1/2 (小数点以下第2位切り捨て) (下限0.2%)		10年	0	100
合							1,600	1,800

### **市町村への貸付金** その他の貸付金

こうにもろ見らず				
貸付金名	対象事業	賞 付 利 率	價 遠 期 間	價 還 方 法
公益財団法人山梨県市町村振興協会「短期貸付」	〇災害時における市町村の緊急融資事業	政府資金の貸付利率以下の率で 理事長が定める。	同一会計年度内	一括償還
	〇消防用自動車等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業			
	〇教育及び文化の向上に資するための事業			
	〇スポーツの振興及び健康増進に資するための事業			
公益財団法人山梨県市町村振興協会	〇生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業	政府資金の貸付利率以下の率で	5年償還(うち据置1年)	电影女子女二指女形
「長期貸付」	〇文化財の保存に資するための事業	理事長が定める。	15年償還(うち据置3年)	受員 本ではては十十年 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	〇集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業			
	〇自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業			
	〇その他理事会において必要と認めた事業			

### 平成25年度

市町村への国県支出金の概要 平成25年8月 発行

編集 山梨県総務部市町村課 甲府市丸の内1丁目6-1 電話055-237-1111(代)